ニューズ

64

福岡縣町村長会「破防法制定」決議の波紋

―賛成町村長のリコール運動―

福岡県総評・福労斗は福岡県町村長会が去る六月廿三日の定例総会で内部の反対を押し切つて破防法の早期制定を政府・国会へ要望することを決議したのに対し、両度に亘つて抗議し、決議の取消しを要望した。

しかるに町村長会は七月四日、評議員会を開いて決議撤回の意志なしとの態度を表明したため、労組側では町村の民主化斗争をおし進めると共に町村長のリコールを実行する方針を確認して、その対策に乗り出している。

一方炭礦地帯の町村長、町村議会では炭礦労組を中心とする大衆の要望を反映して、町村長会の反動決への反対が高まつており、嘉穂郡では二瀬・穂波、庄内などの六ヶ町村議会が破防法制定反対を決議、また郡内全町村長十七名は去る三日嘉穂郡町村長会を開いて、県町村長会のさきの決議の撤回要望を決定し、県町村長会に強硬な申入れを行つた。

総会議題の提案自体をとり消せ

宮田町長より抗議文発す

わが大之浦労組に於いても宮田町長に対し、抗議を申入れたところ、左の如き要望書を県町村会長宛に発送、宮田町長としての態度を明かにした。

県町村長会が破防法早期制定促進を決議した総会には宮田町からは出席していないことが明かとなつた。尚町長当時上京不在中であつた。

昭和二十七年七月九日

嘉穂郡宮田町長　野津五郎

福岡県町村長会長殿

去る六月二十三日町村長会定例総会に於いて破防法早期制定要望の決議をされた由聞き及んでいますが、首長の立場にある者は、所属全体の責任者として最も公正な行政を掌るべきものであるから、苟且にも一方に偏するような政治的意味をもつた公式の意思決定をなすが如きことは、これを総会の議題となすこと自体が抑も間違つていることであるから提案自体を取消すべきものと思惟するものであります。

従つて六月二十五日付総評会よりの抗議文に対する六月二十七日付回答並に七月四日役員会の結果に基く回答は承服出来ないことを茲に申し送ります。

炭労キヌ川大会に鈴木書記長ら出席

第六回炭労臨時大会は七月十六日より五日間に亘り栃木県の鬼怒川温泉公会堂で開催されるが、大之浦よりは左記六名が出席した。議題は斗争報告と十月斗争の具体的方針決定、その他である。

本部　鈴木書記長、竹下教宣部長、小竹給与部長

支部　宇梶雲（六坑）、井上（二坑）、二ノ宮（二坑）

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.7.15

ニュース
65

成立した破防法修正案は別紙「資料」として作成配布の予定である　教宣部

破防法ついに成立

政府、早急に実施するハラ

破防法制定反対のため、われ〳〵組織労働者が敢えて抗議ストを行い、更に言論界をはじめとして・大学教授、学生、文化人等の日本に於ける知識階級の殆んどが反対し、各種の声明や陳情団が国会に殺到する程、この法案はかつてない院外よろんの猛烈な反対を受けたのである。
この中にあって国会提出以来七十九日目に、とうとう参議院を通過した。
そのあと緑風会修正案は衆議院に回送され、同意を得て遂に破防法が制定されたのである。
政府はこれに伴って早急に準備を進めるべく、公安調査庁の幹部、公安審査委員会の人選、或は法務府、大蔵省の予算の折衝、関係当局に対する法律趣旨の徹底を行うので、公布施行は七月末となるのではないかとみられている。

法案賛成　一三二票
反　　対　七九票

尚・緑風会の山本有三、宮城タマヨ、奥むめおの三氏は反対投票した。

總選挙に全力を尽せ

斗いは今後に残る

吉田反動内閣及びその与党たる自由党、更に参議院の緑風会は国民の反対を押し切って強引に破防法を成立させることにより、民主々義破かいの第一歩を公然と踏み出した。
緑風会の若干の修正をしたとはいえ、殆んど字句の修正に終り、結局戦前の治安維持法より以上の悪法であることは万人の認めるところである。
然し乍ら破防法が成立したとはいえ、破防法撤回の斗争は終ったのではない。
われわれは今後の日常斗争を通じて行動の中から廃棄せしむるべく斗い、今秋行われるであろう国会解散に伴う總選挙には、全力を傾注して、吾々の階級代表を多数国会に送り込むことにより、世界に類例少いこの悪法を廃棄せしめなくてはならない。

總選挙に精力を集中して
破防法廃棄斗争を斗い抜け

1952.7.15

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

ニューズ
66
組合事務所建設情報１

組合事務所新築工事、第一歩スタート

敷地の地ナラシ工事

請負藤茂喜氏が落札

第六回組合事務所建設委員会（本部、各支部十名で構成）を七月十七日午前十時より本社支部で開催、敷地地ならし工事に対し入札を行い、最終的決定をみた。その経過の概要は次の通りである。

かねて会社土建課に依頼していた工事設計図に基いて建設委員会は敷地の実地調査を行い修正確認していたが、その後会社、町役場にも照会し請負業者の厳選をしていたところ九名の指名決定をした。と同時に各業者に通達し、本日午前十時実地下見をさせ、正午を期して一せい入札を行った結果、予算額より超過したので、更に再入札を行い、建設委員会は再入札の結果に基き、討議を行ったが

最低入札額　　一〇三〇、〇〇〇円

は依然として、予算超過額の数字であった。

然し乍ら

再入札の結果である

とすれば、これ以上は落札者と折渉して減額をはかる以外に方法なしという結論に達した。

委員会としては各業者に入札額の発表を行い

最低額入札者

藤　茂　喜　氏

を落札者として発表、本人に通告した。

かくして建設委員はたゞちに藤氏と折渉に入ったが、要求工事の基本条件では一〇三、〇〇〇円はギリ〱の線であり、容易に応せず、両者を求めた結果、

一五、〇〇〇円

の減額を申出、これ以上は絶対不可能とのことであった。

建設委員会としては、右減額以上はのぞめないという結論に達し、一〇一五、〇〇〇円を了承せざるを得なかった。

十八日本部執行委員に以上の経過を詳細報告し、確認が得られたならば、右の金額で直ちに着工することゝなっている。

十八日の執行委で確認あり次第
着工は明二十日より
地鎮祭は十九日午前十時より……
……予定さる

敷地の完工は九月上旬？
左右せられる天候

大之浦労組
教宣部

1952.7.17

ニュース

67

「期斗」その後の動き

大手八社並に九共斗の「期斗」妥結状況は既報の通りであるが、その後他地方の動きは

※常盤地方

常盤労組	七月十日妥結	一一・三〇〇円	（四〇％税抜）
隅田川	七月十一日妥結	九・七〇〇円	（組合員三五〇名）
岡本労組	七月十一日妥結	九・〇〇〇円	（〃　四五〇名）

※山口地方

宇部興産　七月　日提示　一〇・五〇〇円を不満として七月十二日二番方より
スト突入　七月十五日　一〇・五〇〇円で　妥結した

沖宇部　不明

※北海道地方

上尾幌	要求額	八・五〇〇円	八・三〇〇円	妥結
東奈井江	要求額	八・〇〇〇円	四六〇〇円	妥結（税抜）

※中労協

中労協の期末手当要求額は（ニュース53号）の通りでその後の動きとしては、十三日正午より地方本部事務所に於いて共同斗争委員会を開き夫々各支部の経過報告を行った。それによると大手八社、九共斗六社の解決をみた今日早急に解決をすべきであるとの結論に達し左記の決定を行った。

一、十六日迄に期限付回答を要求し、これが不満な場合、回答なき場合、十九日より実力を行使する。

県總評（才二回大会）運動方針等決定

副議長に山本経勝氏（福炭労委員長）

県総評才二回大会は、七月十一日午前十一時福岡消防会館に於いて開催された。（大之浦労組より横田副組合長、森下生産部長出席）会議は運動方針の審議で海員労組の退場騒ぎ等、一時紛糾は見たものの大体的には、運動方針、機構拡充等を原案可決、役員改選を経り閉会した（その主要　要点のみ）

一、祝辞（略）　二、一般会務報告（組織、一般活動、情宣活動、県議会対策活動、各種委嘱、業務）

三、議事 (1) 運動方針（江口）　質問意見で海員の退場があったが大勢は原案を支持、決定した

論点は　国内情勢の分析　講和・安保条約等であった

(2) 総選挙対策　先づ社会民主々義政党の統一を計る尚極右左を明確にする……決定

(3) 町村長会破防法制定促進決定の件　あくまで撤回させる様要求斗争をする……決定

(4) 規約一部改正　定期大会三月を六月とする　副議長　二名を三名　常任幹事を置く……決定

(5) 予算　現行会費の倍額増額　千名未満　一円二十銭　千名以上　一円　一万名以上　八十銭　五万名以上　六十銭に

(6) 緊急動議 (イ) 引揚促進の件（万場一致賛成）(ロ) 戦犯釈放の件（大多数反対）

四　役員の改選（詮衡委員会の決定）　議長　瀬戸口虎雄（電産）　副議長　山本経勝（福炭労）　山川長見（全逓）　野口勝枝（県職）　事務局長（力丸要助（国鉄）常任幹事　未定（県[illegible]

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.7.18

ニューズ 68

組合事務所建設情報 Ⅱ

嚴かに地鎮祭（起工式）終了

組合事務所愈々着工

年内に竣工を目途に

組合事務所建設工事は愈々二十日よりとりかゝることに決つた。

これに先立ち十九日午後一時より本部に於て開かれた執行委員会は、十八日の整地工事入札の結果を報告の後、藤　茂喜氏に百一万五千円で請負せるか、どうかの件を慎重審議の結果、これが確認された。よつて二十日午前十時三十分より現場に於て、町側より野津町長、助役、の各氏、会社より今村勤労部長、岡部、安川の各課長他数氏、組合より高口組合長以下各部長、各支部より二名の執行委員列席の上、地鎮祭をとり行い、高口組合長のかま入れ式、請負人藤氏よりエイエイエイと鍬入れを行い、順調に完工する様に約一時間に亘る式はとゞこほりなく終了し、愈々永年待望の組合事務所は二十日より一、二層作業をもつて着工、八月に入り更に建築への請負者を決定し、年内全て竣工を目途に建設工事を軌道にのせることゝなつた。

1952.7.19

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

大之浦労働組合事務所計画図 S=1/600

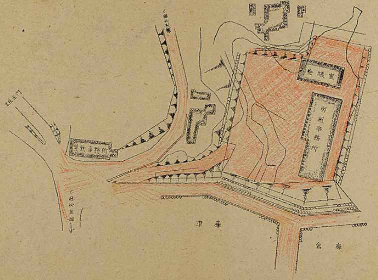

ニユーズ

69

炭労臨時大会第一報

大会三日を過ぎるも、論議は白熱し労斗ストの結論出ず、第四日目に

大会の意義

炭労の第六回臨時大会は七月十六日午前十時より栃木県鬼怒川温泉公会堂で開催された。本大会は過去一ヶ年に亘る悪法反対斗争をつゞけてきた労斗の総決算であり、終末的批判大会であることは言ふまでもないことであるが、来る十月以降新賃金斗争・今秋行われるであらう総選挙に備えて、斗う炭労、斗う組織としてより強固なものとして再出発し、今次期末斗争にみる如く強靭な連けいをもつた鉱業連盟、或は吾々労働者を抑圧せんとする反動政府と対決するために、労斗ストをめぐつてかもし出された、内紛、しこり、低流を一掃しない限り、炭労自体の今後に於ける組織的運命は累卵の危さに逢着することは勿論のこと、炭労内部の分裂を惹起するおそれがあるといつても過言ではあるまい。

かゝる現象を一刻も早く排除し、真に斗う炭労とし、或は総評のバツクボーン（背骨）としての役割を守り、果す炭労の姿からいつて、今次批判大会こそ炭労の死活を意味する重大な大会といわざるを得ない。

かゝるもろ〳〵の要素を含む大会は当初よりフンキユウを極めたことは勿論である。デマと喧騒と混乱にくり展げられた大会の推移こそ、吾々山元にいる組合員は大きく見守つており、限りなき疑惑の中に包まれた如き観のある底流を徹底的に追及、自己批判することこそ今次大会の大きな意義であらう。

大会の経過

第一日（七月十六日）

議原事務局長の招集挨拶にはじまる。出席人員一八四名の構成によつて大会は成立、早速議事運営委員、資格審査委員の人選が行われた。

議事運営委員（九名）

湯田会治（北海道鉱生労）
成沢幸治（〃 美唄）
高萩邦男（常 盤 労）
大本久太郎（山口東見初労）
宮川睦男（福岡 三池労）
竹下改治（〃 大之浦労）
富田渉（〃 三池職）
（長）山口健次（長崎 高島労）
樋口明（佐賀新屋敷労）

議長団

吉村義雄（福岡 高松労）
渡辺浩（北海道大夕張労）
佐藤茂（常盤、――）

資格審査委員（九名）

佐々木正男（北海道雄別労）
阿部重勝（〃 三菱芦別労）
熊田耕二（常盤 茨木労）
大谷孝吉（山口 本山労）
清水完己（福岡 宇長労）
中野寛一（〃 古河峯地労）
五十嵐末五郎（〃 大正労）
末沢宗次（長崎 中島労）
石橋爽雄（佐賀杵島五坑労）

以上を選出、直ちに田中委員長の挨拶、並びに中央情勢報告、地方情勢報告に入つた。尚第一日目は報告のみに止め、質疑は第二日目に行うという議運委の方針かくにんの上に立つて第一日目は予定通り終了したが、たゞ緊急動議として、北海道神威労組が現在福利厚生問題で十数日のストライキに突入している実情に鑑み、これが支援の動議が提出され、結論として組合に

――つづく――

1952.7.21

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

（其の二）

激励文、会社側に抗議文を送ることを満場一致で可決、午後五時第一日目を終った。

第二日（七月十七日）

午前九時より再開、昨日から引続き三井東圧より緊急動議が出た。要旨としては、いわゆる三井の愛労崩壊に際して組合員が組合の統制にも拘らずこれに参加した行動に対して統制違反という形で十二名の組合員を除名したことに端を発し、現在被除名者が組合の不当首切りに対して、地裁に提訴している。これが最終判決が七月三十日行われることになっているが、この判決の結果如何が今後労仂組合運動に及ぼす影響甚大なものがある。又我も垂範となる大きな要素を含んでいるので重要な問題を包蔵している。従って突破口としてこれが勝利に全精力を傾注している。よって組合側に激励文、会社側に対し抗議文、尚地裁に対しても正しい判決を出さしめるべく要請文を送るべく大会の決定をまつという提案が出され、満場一致之を可決、

午後より本大会の白眉であり、本大会の焦点である労斗問題の質疑に入った。この問題こそ、今後の斗う炭労を如何に強化発展せしめるかのキー・ポイントになる最も重要なポイントであり、去る四月十二日のスト延期をめぐり、前委員長の武藤氏の失脚後のモヤ〱した空気を一掃し、真に斗う炭労、すっきりした組織にし、しかる後、十月以降新賃金斗争を強力に斗ってゆく上に於て最も重大な要素を含んでいるので、冒頭より真剣な質問戦が展開された。

その質問の要旨を集約してみると、

1、常盤労組は、今次第三波の指令は明かに、第五回定期大会の決定違反である。炭労独自でも斗うという考え方が、六月七日の基準外拒否という斗えない炭労に変貌した事はまさしく中央執行部の指導能力が限界に達したものとしか判断出来ない。

少くとも七日の前段に於ける基準外拒否斗争は、どのような圧迫の嵐が来ようとも、二十四時間ストを打つべきであった。

にも拘らず斗えない体勢にしたのは、恰も常盤の責任の如き執行部の答弁に対しては執行部の責任回避である。執行部が諸般の情勢にかんがみ、二段階のストを指令した。（第十四、第十六の各労指令）

この措置が大会決定違反でない理由を明確にせよ。

2、北海道、高岡（九央斗、三菱）、長崎は常盤が「七日基準外拒否」を拒否した理由並びに指令を変更した理由を明確にせよ。

下部大衆が斗う体勢にあり乍ら、これを斗えない戦線に基準をおいた情勢判断如何・等痛烈な質問が矢の如く発せられた。

これに対し執行部より

(イ)・七日・十七日の二段階にせざるを得なかった労斗全体会議の結論。

(ロ)前大会で新情勢として確認された線から決して逸脱していない。七日、十七日の二分された形は切り離して考えるべきものではない。

(ハ)常盤或は北炭連（三井を除く）がとった措置は斗う炭労の主体性に大きく溝を作ったものである。少くとも拡大中斗で決定された点は常盤から出てきた中斗も承認している筈である。それが常盤自体で変更されたことはいかんとせざるを得ない。

(ニ)執行部に対してその指導能力或は信頼の度合がストを打つ度毎に批判的になり、うすらいできた九旺連がそのよき現れである

又、中小炭砿の実体、或は常盤の脱落から勘案して十七日の二十四時間ストを三時間の時限ストにせざるを得なかった等、代議員——執行部間に於ての真剣な論議は何時果てる目途もなく、そのまゝ第二日目を終了した。

第三日（七月十八日）

午前九時より直ちに質疑応答に入ったが、昨日同様の質問戦をくり返したのみで、事態はむしろ混乱の状態に追い込まれたのである。

この混乱した事態収拾を早急に処理するため、議運委が議団に亘り協議した結果、本日午前中に質疑を打ち切り、午後より討論に入る旨の提案がなされ、これを確認の後、午後の討論に入った。

——つづく——

（其の三）

午後一時二十分より開会、早急にピリオドを打つべく討論に入つたが、尚も論議は反ぷくされ、事態はます〱紛糾し、
1、常盤を切るべし。
2、執行部の指導能力は限界に達した。これでは十月以降の新賃金斗争も強力に斗えない。
3、第三次の指令を認めるか否や。この結論を出したのち直ちに統制問題に入るべきである。
4、常盤・九転運はこの席上で陳謝の意を表明せよ，又、執行部も戦術的錯誤があつた点を率直に認めよ。
等が入り乱れ、大会は一時混乱状態に陥り、これ以上議事が進行出来ない様相を呈したのである。
これがため、議長団は一旦休けいを宣言し、直ちに之が集約に入ると同時に運営委員会も議事運営委員会も議事進行について協議に入つた。
休けい後議長団より
1、今次労斗ストに対して中斗並びに地方支部は率直に自己批判をし、これを大会の名において声明する。
2、以上の観点に立つて中斗の態度を確認するや否やの採決をする。
3、採決の後、指令違反の問題を決定する。
以上三点が提案されたが、代議員の納得せざるところとなり、結論的に本日の大会を打切り、明日その結論を大会に図る点が確認されて、午後六時第三回目を終つた。

ニューズ 70

期末手当 10,500円の 配分方法決る!!

支拂は八月六日までに

期末手当配分については去る七月十二日の臨時総会に於て、その配分方法を給対部に一任され、爾後精力的に作業を進めていたが、やうやく結論に達し、七月二十二日午後一時より第一クラブに於て会社と折衝の結果、左の如く決定した。

尚、支払日については八月六日までに支払ふよう努力することになっている。

この配分は勤労手当、年功手当、家庭手当の三本立として其の合算したものを

夏季期末手当額 とする

(1) 勤労手当

基礎額（26年10月〜27年3月間の本人給、超過労働賃金の合算額）×0.13＝勤労手当

(2) 年功手当

勤続年数	手当金額
6ヶ月未満	ナシ
1ヶ年〃	250円
3ヶ年〃	500
5ヶ年〃	1,000
10ヶ年〃	1,300
15ヶ年〃	1,600
20ヶ年〃	1,900
20ヶ年以上	2,500

(3) 家庭手当

勤続年数	手当金額
6ヶ月以上	1,500円
6ヶ月未満	1,350
5ヶ月〃	1,100
4ヶ月〃	950
3ヶ月〃	850
2ヶ月〃	650
1ヶ月〃	500

（備　考）

1、手当金額に10円未満の端数を生じた場合は四捨五入する。

2、手当金額のうち、1,000円は税抜とする。手当金額が1,000円未満の場合は全額手取となる。

3、税金算出方法は、6分割法（7月12日支払賃金総額に積上げる）を以て算出する。

4、臨組員に対しては金一封（500円）を別枠より支給する。

八月の公休は
2日.9日.14日.15日.16日.23日.31日
（全休を含む）

1952.7.23

☆☆
大之浦労組
教宣部
☆☆

ニューズ

71

杵島で坑内火薬庫バクハツ

死者3重傷6 計十七が罹災

去る十七日午後五時五十日頃、杵島新坑々底坑内火薬庫が爆発、死者三、重傷六、計十七名の犠牲者を出した。

丁度その日の一番方が残業を終了り人車にのり遅れた人々が人車乗場で待合せ中で内線関係の人が多かつた。入昇坑時を外れていたので災害を最小限に止められたのは不幸中の幸であつた。尚前日までは採炭の昇坑時間は五時三十分頃であつたのが当日に限り昇坑が早く、之も不幸中の幸であつたとのことである。

1. 災害個所　人車坑道（排気）坑口より一、三〇〇米
2. 原因　不明

大之浦より災害見舞に

この報を受けた大之浦労組では早速横田副組合長が急きよ見舞に赴いた。

"破防法"廿一日より施行

激しいよろんを押し切つて破防法は廿一日より施行されることゝなつた。立法阻止運動をつゞけてきた吾々にとつては施行後のことも充分その行動面に表現し、敢えて反対運動を展開してきたことを考えれば、この後、運用に対する充分なる監視と共に、総選挙を通じて、強力なる反対斗争こそ必要であらう。

[illegible]

大之浦労組　教宣部

一九五二・七・二三

ニューズ

72

増産賞与きまる

支拂は七月末日までに

―六月分―

六月分増産賞与は基準一方当りは左の通りきまり、七月末日までに支払はれる。

採炭　一八円・掘・仕・内操　一七円
其の他内向　一五円
選炭・外操・坑木仲仕（成人）　一二円
同（保護）　一一円
其の他外向（成人）　一二円、同[illegible]
同（保護）　九円
雑夫（成人）　一五円
同（保護）　一一円

災害速報　二坑

二十三日三番方で入坑中の
哀悼　掘進夫　七味楯正君（光風寮）
は勤務中天井崩落の為重傷後病院にて殉職せり

作業日数	25日	在籍延人員	228,878人
總出炭	85,800屯	東部企業〃	260〃
公休出炭	1,239〃	差引在籍〃	228,618〃
稼業日〃	84,561〃	平均在籍〃	9,155〃
東部企業〃	0	実績(1人)	0.370屯
差引出炭	84,561〃	上昇率	103%

＝六月分実績發報＝

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.7.25

ニューズ 73

愈々 労仂金庫 発足え

七月三十日 福岡で創立總会開く

われわれ労仂大衆の生活不安を解消して、明るい社会をつくり、健全な組合発展のため、消費経済面を合理化する自衛組織として、縣下五〇万労仂者待望の〝福岡県労仂金庫〟は昨年九月に第一回発起会開始以来設立の促進をはかつていたが、今回やうやく創立総会を行うまでにこぎつけ、来る七月三十日福岡市記念館で創立総会を開催することになつた。

現在、千二百九十一万円の出資と約七百万円の予金が決定しているようである。

既設の労仂金庫は、岡山・兵庫・北海道・千葉・埼玉・長野・福島・宮城・広島・大阪・神奈川・山口、東京、大分・愛媛・新潟・の十六都道府県であり、わが福岡県は十七番目の設立であり、更に準備中のものに三重・愛知、山形等がある。

出資金・予託金ともはるかに東京を上廻り、労仂県福岡の優秀を示し、「真に日本一の労仂金庫」として大きな期待と注目を浴びている。

尚・業務開始せられる個所は

本所　福岡市

支所　飯塚市〃筑豊　八幡市〃北九州　大牟田〃久留米

以上が予定されている。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.7.25

ニューズ

75

炭労加盟の氣運高まる”。

差別的取扱いをうけた赤坂労組（麻生）

かつて中立系組合であつた麻生系、赤坂労組は（一〇三八名）去る六月三十日、麻生連合労組（日鉱系）とは別に一万三千円の要求で期末斗争を開始した。

この間、麻生連合労組に対しては、一次案七五〇〇円、二次案九七〇〇円　三次案九九〇〇円一を出して妥結したのである。然し赤坂労組に対しては赤坂坑の業態不振を理由に（七月十六日）一次案　五・七五〇円を回答した。組合としては当然麻生連合と同一額を取れるものとして十九日スト権を集約し、同夜二十一日最後的交渉を持つたが会社は依然としてこの額を固執してゆずらず交渉は決裂した。

この問題の表面的なものはこの様なものであるが、本質的には日鉱にあきたらず脱退し尚その本家と化した麻生連合からも脱退した赤坂労組に対する会社の切崩しであると組合では見ている。

明らかな不当労働行爲”。

かつて会社側は種々の面から麻生連合との差別を明示しそれを条件に連合との同一労働条件を提示した事もあると、岩瀬事務局長は語つている。

会社は明らかに連合に参加する方向に向ける為の手段としてこの様な事をやつているのであると云い得る。その実例として会社がいう業態不振は理由になつていない。赤坂は他の炭坑に比して幾分一人当出炭量は少ないが、何しろ七〇〇〇カロリーの優秀炭であり、それのみが理由にはならない。又赤坂坑と同一条件にある佐賀県竹下坑に於て　九・九〇〇円の期末手当を出しているのである。

この様な状態にある同労組はこれが徹底的な斗争を行う為にも上部組織への加入が必要とされるという結論のもとに七月二十四日代議員大会に於て無記名投票の結果、僅か三、四名の反対があつたのみで大多数を以つて可決、二十五日加盟届を提出した。

炭労としても充分調査の上、積極的な援助を行う事とし、二十八日に行われる役員選挙には会社側の切崩しが予想されるので行動隊を送り込むべく準備している。

又今後の斗争に於てはあらゆる面から会社の反動性と徹底的に斗う方針である。

〝破防法〟廿一日から施行、嚴重に監視せよ”。

破防法は激しい反対世論を押し切つて、遂に七月二十一日から施行されることになつた。併し破防法反対斗争は尚続けてゆくべきであり尚それが運用には充分なる監視をなすべきであるその為破防法の研究の必要から参考までに左記書籍を紹介する

※　破壊活動防止法の解釈　特審局次長　関　之　成蹊大教授　佐藤　功（共編）
　両者が双方の立場から各条項に討論・解釈している－－－－－（一八〇円　二三四頁）
　学陽書房発行（東京都豊島区雑司ケ谷一ノ五九二（振替　東京　八四五四〇））
※　破壊活動防止法の解説　法務府　日本週間法律通信　定価　三〇円
※　日本出版社（東京都中央区銀町三ノ一　振替　東京　九九六八）
※　破防法の解説　法務府参事官　眞田　秀夫著　B六、二五〇円　〒三〇

教宣部

1952.7.29

ニュース

76

炭労大会（臨時）第二報

第一報は（ニュース六九）大会三日間迄
第二報は四日以降・閉会迄

労斗圣過報遂に確認される
もめ抜いた自己批判書！

第四日

代表者会議の結論が出るまで、生産対策に関する件・中央本部諸規程改正に関する件を審議することを確認の上

１．カッペ採炭を中心とする機械化に対する対策は、種々論議の上機械化対策委員会に一任することに決定。

２．常炭労よりの緊急動議である、新山野・上山労組の退職手当斗争及び中小の期末手当斗争支援に激励を発することを決定。

３．自己批判書発表は一本の形で発表することは結論が出ず、各地方別に発表したが、これに対する激論が続けられ、議長は一時間半の休ケイをし、その間代表者会議で統一した批判書作成を提案したが、結論は出ず、遂に第五日にもち越すことゝなって閉会

第五日

再開、山本福炭労委員長より炭労の統一的考え方に基き批判がなされ、声明書内容中の

１．解散の件は出さぬ、２．十月以降賃金斗争並に総選挙・労斗ストに対する下部の不満を集約して斗う点は議題として論議されるので、声明書より削るということを満場一致で可決決定

その後、労斗圣過報告を認めるか、否かを採決の結果、投票数　二二四票中　認める　一五〇票　認めない　七二票　保留　一票　無効　一名　で確認、決定した。

指令違反の統制問題をめぐって又も論議は白熱したが、前大会の統制問題と併せて本大会で結論を出すことを決定。

午後は十月以降賃金斗争に関する執行部提案理由並びに質疑応答が行われたが、論議は明日に持ちこしとなり、午後四時三十分閉会

十六社中央統一交渉に決定！！

第六日

一、議長より総選挙対策の件・規約一部改正の件・救済の件等は小委員会に附託事項として一任せられたい旨の提案あり、種々論議の結果、提案通り決定した。

二、十月以降の賃金斗争の件。

１．基準外賃金の件は、中斗にて統一して斗うよう、多数にて決定した。

２．賃金中斗会議の運営につき、会議制か、多数決制かで採決に入り、結局過半数で多数決制に決定した。

３．交渉単位　執行部提案（十六社中央交渉）通り決定

４．賃金中斗委の構成　三井　三菱　北炭　各三名　貝島・日鉄二瀬　日炭高松　宇部興産　明治　常磐、古河、井華（住友）　雄別　各二名　嘉穂　大正　大平洋　各一名

５　斗争資の件　中央地方共に一ヶ月　三円を決定した。（二ヶ月六円を一括中央に納入・地方配分は中斗一任）

三、審議未了の附託小委員会、構成　福岡、北海道は各五名　その他二名
（二十三、四日　炭労本部にて開催する）

教宣部

1952.7.30

四、中労委選出につき、選挙管理委員会選出、その間統制小委員会の報告があつた。

結論として

「現在までの統制問題は白紙に還す」ことを決定した

五、中労委は立候補者なく、三菱、丸共斗より連名にて、原副委員長を中労委兼務の動議を提出

種々論議の結果

認める　九六　認めない　七五　白紙　七　無効　七　保留　五　棄権　二

の如く過半数に一名の超過で　認める　ことに決定

最後に田中委員長は

今次労斗ストについては執行部として責任を感じている。この重大なる時期に於いて、労働組合に対する所面の反対勢力に相対してゆかねばならぬが、私は栄労の先頭に立つて斗つてゆくつもりである。

今後共組合員諸兄の指導と協力をお願いする。

という閉会の辞があつて、午後三時　六日間に亘る大会は終了した。

法規斗争における炭労の自己批判

炭労才六回臨時大会は左記自己批判を決定、過去一年間における労斗ストに終止符を打つと共に、四月十二日より醸し出された内紛、しこり、低流を一掃し、今後真に斗う炭労たらしめるべく、対内外に声明することになつた。

批判の内容

反動吉田政府が企図した基本的人権を侵害し生活を破壊する悪法の制定、労仂三法の改悪に反対して全日本の組織労仂者が怒りと憎しみに燃えて斗つてきたが、才三波ストに於ては必ずしも全日本の労仂者が満足すべき炭労の最高度の力の結集がなされなかつたということについては深く批判しなければならない処である。

炭労才六回臨時大会は之の因つて来るところについて次の如く自ら批判するものがある。

一、炭労中斗は労斗才三波スト実施に際し炭労大会が決定した実力行使の時期と規模について労斗全体を調整し炭労の指向する方向に一致せしめ得なかつた非力を卒直に認める。このため才三波ストを六月七日、十七日の二段に分けて決行したことによつて支部組合に異常な混乱をもたらしたことについての非は心から反省しなければならない。

更にまた才三波ストの規模決定に際しても中斗は炭労内部の諸事情或いは実力行使の困難な支部組合えの配慮勘案にすぎたため高度の斗争の実力を有する支部組合を完全には組織化し得ず炭労をしてもり上がる労仂者の激しい怒りのすべてをこの斗争の中に具現する事を得なかつた点については中斗は深く自己批判するものである

二、全国大会の決定により与えられた中斗の任務と権限は中斗が最良と判断する方法においてあらゆる斗争方式の決定权がゆだねられていた。このことは今次の労斗才三波の前後段を問わず、またその実施の困難性と効果の批判を問わずその指令を実行すべき責務は炭労加盟の全支部にある。

従つて所謂スト脱落組合はその理由と状況の如何にかゝわらず指令違反の本質的責務はこれをまぬがれないことを卒直に認め深く反省するものである

三　前述の如き中斗指令の完全遂行は各地方本部の適切な協力なくしてはその実施の万全は期し得ないものである。その地方本部が指令の内容の確実なる運営を期し得ず、少なからぬ脱落組合を出したことは地方本部の努力が足らなかつたことを痛感するものである。

また一部地方では集団的に指令を実行しなかつたことなど特にその地方本部は大いなる反省をするものである。

その他ストに突入した各支部もまた戦列を離れる同志たちをその戦列に復帰させる努力が当然友愛と情義に生きる同志愛からも行われるべきであつたがその努力に欠けるうらみがあつた。

以上の中央、地方各支部の自己批判の結論に、た斗う炭労としての万全の態勢を確立するために吾々は私心なく同じ炭鉱労仂者として鉄の団結を完成し目前に迫つた十月以降賃金斗争と来るべき総選挙を勝ちとるために中央地方の別なく大小炭鉱の別なく友愛と信義、理解と協力との上に立つて斗い抜かんことを期するものである。

1952.7.26

ニュース 77

勢田労組
悲惨な斗争に蹶起す

福炭労加盟の勢田労組（嘉穂郡頴田村勢田、経営者田中直臣）一〇〇名はかねて非人間的坑の経営に労務管理の圧制の下に低賃金に呻吟していたが、組合結成日も浅く強力でもない組合員全部で家族を含めて一斉に起ち上らざるを得ない事態に追い込まれた。即ち六月下旬会社は一方的に従来の社弁マイト代を実際必要量の半分に制限し切賃を一函五十円も引下げ執行部の中心人物を二名迄も雇員に登用して骨抜きにした。切下げられた賃金の復元交渉と執行部の改選を議題に去る廿七日に大会を開き新陣容を整えて交渉に臨まんとしたが、就任した合屋組合長に対し二時間後会社から解雇通知がなされた。あまりにも厂然たる不当労働行為である。

これに激昂した全組合員並に家族はゾくゾく組合員本部に押しかけ事態の悪化を注視していたが、田中所長の組合代表否認、交渉拒否に横りに横つた憤懣は遂に爆発し自然発生的に燃上りその場で全員一致で廿九日一番方より無期限ストライキに突入を決定した。

更におどろくべき事はスト突入後次々にうった会社の悪辣な手段で全く前后未曽有、眼を覆わしむる非人道、非常識極りなく此の事は会社の圧制の実体を遺憾なく物語っている。

その実情を列べると

(1) 先ず会社は非常識にも組合のストは認めないと通告した。

(2) 次に会社内主要通路を殆ど閉鎖しこれを侵す者は業務妨害とみなすと掲示。

(3) 午前七時より入浴場に鍵をかけて上って来た三番方も風呂に入れなかったばかりかその後の風呂の使用を禁止している。

(4) 唯一軒の売店は従来組合員が賃金不足を前借りで補ふ機関であったが、スト突入日より一斉に掛売りを差止めた。

(5) 最后に最も憤激を捲き起しているのは寮生二十八名の賄、炊事の禁止である。

廿九日朝食を最后に以後給食は一切停止、米が融通で無いとの理由で糧道を絶つ手段に出た寮生はやむなく世帯持の同情により集めた僅かの炊くことにしたが会社は非道にも、カマド、鍋、釜の使用を禁止し更に布団、蚊帳等の夜具を引上げてしまった。

本部は以上の悲惨なる斗争の実情を現地に指導しつゝ一方不当労働行為の提訴手続をすると共に問題解決に手を打ちつゝあるが組合員、家族は自治対策、資金カンパ等、馴れない斗争に涙ぐましい斗いを続けている。

☆☆ **大之浦労組　教宣部**
☆1952.8.3

ニューズ 78

相つぐ不當勞働行爲!!

（中小労組）見逃がせぬ会社の暴圧

現在あらゆる面に資本攻勢の波をヒシ〳〵と感ぜられるが、中小炭坑に於いては特にその傾向が強くなつて来つゝある。

〃文句を言う奴は首だ〃　この圧迫を最近特にロコツ化している。これが要因については充分研究する必要を感ずるが、強大資本による弱小資本の圧迫がこの現象を露呈しているとの見方もあるが、現に労働者の強制労働と低賃金は眼を覆わしむるものがあり　組織として見逃してはならない。

勢田労組（二十八日から）無期ストに突入!!

会社。組合長の首切りを通告

勢田労組（百余名）は先に会社より賃金引下げ案（現行より四〇%）が出されそれが原因で、七月二十七日臨時大会を開催したが、その席上役員の改選が提案　之を討議の末可決即時改選を決行した。ところが新組合長が選出されて約二時間後　新組合長の解雇を会社より通告して来た。

その理由は

１、試用期間中である、七月三十一日で期間満了するので同時に解雇する

２、七月二十七日の公休日出勤を無断欠勤した。

組合としては二十八日、種々協議した結果

１、賃金引下げ反対

２、首切り反対

の二点を斗争指標として　二十八日から無期ストに突入した。

この情報を入手した福炭労中小対策としては、炭労対会社の交渉に移行させると共に、首切りに対しては地労委に提訴することとなった。

苦斗を続ける勢田労組に・ゾクゾク急援

大之浦労組も〃愛〃の資金カンパ

悲壮な決意をもつて斗争を続行する勢田労組に対し福炭労仐下各支部より急遽「救援」の手がのべられている。

当労組では、たつた二・七〇〇円の組合資金と僅か一日分の食糧をもつて、やむにやまれず無期ストに突入して既に四日を迎え　組合員及び三百の家族は連日の酷暑にもめげず、土方工事や資金カンパ、キヤンデー売りと、赤子を背負つた主婦の一人〳〵まで　歯を喰いしばつて斗つているが、如何にせん、四〇〇の口をうるおすには非常な苦心があり　困窮を極めている

此の悲惨な現場をみるにみかね　差しのべられている〃愛の手〃は　現地周辺の赤池、明治、福門等を初めとしてゾク〳〵と押かけて居り、明日の食糧をどうしようと飢に泣く子供を抱きしめ思案していた、妻の眼に涙が光り　悲痛を湛えた幹部の顔には　労働者同志の愛情に感激すると共に、更に〃〃圧制に斗う強い決意があふれていた

当、大之浦労組においても「行く者の同志愛」として　援助をすることを執行委員会で決定、直ちに救援に派遣することとなっている。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1952.8.3

ニュース 79

新入連合鞍手坑企業整備

反対斗争交渉遂に妥結!!

三菱新入連合の植木坑閉鎖、鞍手坑逆炭場廃止に伴う首切り反対斗争は七月廿三日から山元に於て交渉を展開、強力に斗争を進めていたが団体交渉八回に及んだが組合の主張する完全雇用に対し会社は四十名の首切りを主張して進展せず、八月五日午后十一時交渉は決裂し斗争委員会は新入連合に対し七日廿四時間ストの指令を発した。

六日午后に会社より団交の申入れあり徹宵して交渉の結果、七日午前四時三〇分遂に妥結した。

妥・結　内　容

1、首切りは行わない、新入坑全体で配置転換を受入れる。

2、坑口転換料　一律　一〇〇〇円

3、配置転換料
イ坑外夫～直接夫と三〇〇〇円
ロ間接夫～直接夫と一〇〇〇円
ハ坑外夫～間接夫と二〇〇〇円
ニ植木坑在籍者に閉鎖慰労料として一人一〇〇〇円支給する

4、希望退職者は左の取扱いとする。
退職金～会社都合退職とする
解雇手当～三〇日分支給
特別加給～四十五日分支給
一時金～三〇〇〇円支給
有給残数全額買上げる
結婚資金、会社貸金の残額免除
帰郷者は支度料として家族二〇〇〇円支給
就職者は一〇〇〇支給

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1962.8.8

ニューズ 80

九斗委の態勢確立
九本設置も一歩前進

去る七月四日午前十一時より福岡市労働会館に於いて三鉱ブロック会議が開催された、出席者は福炭労より、山本委員長、秋吉事務局長、村田事務局次長、竹本調査部長 長炭労より長谷川氏、佐炭労木下、北島の両氏で、種々審議の結果、九州斗争委員会（九斗委）の斗争態勢を確認し、九本設置についても一歩前進をみた。

一、斗争態勢確立の件

(イ) 機構について（福炭労オ二十一地方委員会議事録参照）

(ロ) 斗争予算について
斗争費納入は各地方本部より九斗事務局に納入する。

(ハ) 予算編成について
1、旅費 福岡市 日当 二百円 宿泊料 八百円
飯塚市 〃 二百円 〃 六百円
非中）車中宿泊一日に付 八、円とする。
2、常駐者が斗争委員会の任務の為出張する場合九州地方内は日当百円、宿泊料四百円
3、福炭労執行委員が斗争要務の為飯塚市内に宿泊した場合は宿泊料六百円支給する
4、東京 日当 三百円 宿泊料 八百円（但し都内交通費は支給しない）
註 九州中半分の差額は日当二百円を補償する

(ニ) 予算人員
福岡 十一万二千名
佐賀 一万二千名
長崎 一万五千名 ｝計 十三万九千名
一人 三円として……五十一万七千円

(ホ) 共斗組合…………北方、井華 明服等の斗争費（本部分）は九斗の電話料見合として中央より還付する

(ヘ) オ一回九斗委員会は八月十二日午前十一時より飯塚商工会議所に於いて開催する

二、九本設置に関する件

(イ) 設置促進会
福岡 一五名（大手五名 九共斗 三名 中小 二名 執行部 三名
長崎 七名（大手三名 ナシ 中小 二名 執行部 一名
佐賀 五名（大手一名 九共斗 一名 中小 二名 執行部 一名

(ロ) 執行部の内容
長崎 副委員長 一名 執行委員 二名 書記 一名 給仕 一名 オルグ二名
佐賀） 長崎に同じ

(ハ) 明九労対策
福炭労より佐炭労え 三千四百円を貸借する

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.8.8

ニューズ

家庭
婦人部

81

單一の夢遂に実現!!

会長には北幸子さん

拍手の内に結成総会終了

大いなる抱負を掲げて、愈々大之浦炭砿主婦会が発足することとなつた。

家庭婦人部は今日まで労仂組合と共に四年有半幾多の苦難を乗越えて斗つて来たが、内外諸般の情勢は尚婦人部組織の強化、拡大を要求、婦人部としても尚強力に斗うために〃単一〃之の準備を進めて来たが、此程漸く準備完了、結成の運びに漕着、大之浦炭砿主婦会として大同団結し、新しい進出をなすため、八月六日午前十時　五坑会館に於いて結成総会を開催することとなつた

当日は悪天候であり出席が危ぶまれていたが、組織強化への希望と熱情に溢れる評議員各位の出席は予想外に良好で（総数　一六一名中　出席　（一一七名）　嵐の如き拍手をもつて結成総会は開かれた。総会役員としては　司会は準備委員が努め　議長団には　田中リツ子さん（三坑）　広門さん（二坑）が選出され　書記は教宣部担当することとなり、議長挨拶…………に続いて来賓のメッセージ、初めに大之浦労組代表　横田副合合長

「原爆の日に結成式を行うことは意義がある　平和を守る為　真の独立の為、生活向上の為に、共に手をとつて斗あう、今後共尚一層の御協力をお願いする」と力強い挨拶があり　続いて小田厚生部長（前担当者）　竹下教宣部長（現担当者）が祝辞を送つた。

※　経過報告　北（五坑）

四年有半労仂組合と相協力して斗つて参りました家庭婦人部も、尚組織を強化しなけれはならない必要から準備を進めて参りましたが種々な事情から、七月一日の結成が少し遅れましたけれ共、漸く本日結成総会を開くことが出来る様に相成りました。

既に、炭婦協、福炭婦協は結成されて居ります

※　議事

一、スローガン採択　では左記六ッのスローガンが満場の拍手により採択された。

(1)、平和憲法を守りませう　(2)、真の民主日本独立と文化国家建設の為に斗いませう。

(3)、選挙には私達仂く者の真の代表を選びませう　(4)　夫と共に人たるに値する生活を斗いとりませう。

(5)　私達の地位の向上の為、斗う力と組織の拡大に努めませう　(6)　主食統制撤廃に反対しませう。

二、綱領、宣言文　（内容はプリント参照のこと）

審議方法は一括ということに決まり、満場の拍手により確認決定された

三、規約

４条　問　資格は組合員の主婦となっているが、それでは困る場合がある

答　説明としてそうであつて、各支部で検討の上決定されたい。

問　加入はどうしてもしなければならないのか、病弱その他支障のある場合でも

答　規約には明確にしてないが、組合員の主婦である自覚と自負心より加入してほしい

２０條　会計の会長兼任で、賛成、反対と論議がかわされたが、採決の結果（六〇～二八）で原案通り会長の兼任も出来ると決定した。（中食　十二時四十分～一時十分）

※　行動方針の件　逐條審議で、大した質疑もなく満場一致決定された。

※　予算の件　会長と支部長は同額でよい、今日まで慣行の見舞金はどうなる等意見が出ていたが、説明で了解がつき、原案通り満場一致で決定した

※　役員選出の件　候補者　会長　北幸子さん（五坑）　副会長　中坊ウメ子さん（二坑）　安藤洋子さん（六坑）　小林よし子さん（五坑）を準備委員会で推薦、無記名投票を行つたところ会長は北さん信任（九八票）副会長には中坊（八五票）安藤（七一票）さんが決定　小林さんは三八票で惜しくも次点。

※　炭婦協に加盟の件　満場一致加盟を決定　万才三唱し　意義深く第一歩を踏み出した……午后三時

1952.8.10

☆大之浦労組　教宣部☆

ニュース

81

夏季文芸懸賞募集

主催 教宣部

炭砿文化を育成するため此度夏季文芸作品懸賞募集することに致しました。皆さんの積極的な応募を心から期待致して居ります。種目及びその規定は左記の通りです。

※小説（四〇〇字詰七枚）

一席	一・五〇〇円	一名
二席	一・〇〇〇円	一名
三席	五〇〇円	二名
選外	一〇〇円	五名

※詩

一席	五〇〇円	一名
二席	三〇〇円	一名
三席	二〇〇円	二名
選外	五〇円	五名

※写真

一席	一・五〇〇円	一名
二席	一・〇〇〇円	一名
三席	五〇〇円	二名
選外	一〇〇円	五名

（キャビネ版）

※締切 八月三十一日

※資格 組合員及びその家族

※課題 自由

※宛先 本部教宣部又は各支部

※審査委員 三役 各支部長 教宣部長

※発表 九月十三日（旗開成おおのうら三週年記念日）

☆大之浦労組

教宣部☆

1952.8.12.

ニュース 82

一〇月以降賃金斗争
中、小礦斗争態勢整う（福岡）

中小礦の十月以降の賃金斗争については、八月十九日代表者会議を開き、福岡中小の斗争態勢を確立した。

一、出席組合、九採、深田、大辻、木城、底川、新目尾、宮浦、京の上、新鞍田、新山野、福門
渡辺伊岐須、日吉、上嘉穂、井浦二坑、新小正、庄内、鳥廻、加茂、大川、宗良、鉄西、西戸崎
振興、
以上二十四組合、三十二名。　オブザーバー　白部（炭連）

二、議長　大辻（森田組合長）

三、議事

イ、九斗委（福岡二〇、佐賀六、長崎七）計三十三名、
福岡二〇については、執行部五、大手一、九共斗一、中央派一、参加中小労組一二では割り振り
困難であるので、十三名にまし二一に決定した。

ロ、交渉委員　福岡一〇、佐賀五、長崎五、に福岡一をまし二一名

ハ、戦術委員　福岡六、佐賀三、長崎三　計一二名。

ニ、情宣　福岡四、佐賀二、長崎三　計九名

四、中斗委選出について（緊急動議）
今次斗争の戦術戦略、統制権等の一切の指令権限を中斗が握るという基本的考え方すれば、中斗構成に当然中小代表を加へるべきではないか、との意見があり、
執行部より
「目下九州一名の中斗を増員して佐賀、長崎地方本部よりも出す工作中であるので、この点努力することにして、何れかの地方本部で一名」二名の中小代表の中斗を加えるよう九斗委及び中斗委に要請する」ことになった。

五、賃金案作成過程説明
長崎地方の資料未着のため、本日までに成案を得なかった。
二十一日中小調査部長会議、二十二日第二回九斗委までに完成する。

六、集団交渉委任について
出席組合には反対なし、
但し、連盟未加盟業者並びに委任を拒むかも知れぬ会社に対しては集団交渉に参加し、交渉権を炭連に委任するように、炭労は連盟に、支部は会社に夫々併行的に折衝する。
九州で交渉する支部は、可及的速かに炭労に対して交渉権委任状を出す。
右の会社折衝方並びに委任状提出については　斗争本部より各支部に指示する。

—— 以上は福炭労情報による ——

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.8.22

ニュース 83

「スト権含む戦術」中斗一任決定!!

態勢確立の臨時総会終る

十月以降の新賃金要求書は、十三日連盟に申入れたが基準外の交渉権で難関に乗りあげているとき、急速に態勢確立のためオルグの派遣となり、大之浦労組としてもこれに対処するため八月二十二日、五坑会館に臨時総会を開催の上、山元態勢確立をはかることとなった。

總會經過

当日はあいにく悪天候であったが、今次賃金斗争をかち抜く決意にもえた代議員諸氏はぞくぞくつめかけ会場を圧していた。

1、組合長の招集挨拶。

2、総会役員の選出

議長団　野田新（二坑）　岡田昌美（五坑）　森内栄（本社支部）

議事運営委員　相良（教行部）　前野（本社）　渚瀬（二坑）　小林（三坑）　白壇（五坑）

山内（西五坑）　岡本（六坑）

議事録署名人　杉本（六坑）　本田（西五坑）　大会書記　桂、高木教宣部員

3、定足数　四六五名中二三八名の出席で総会成立

報告事項に移る

イ、炭労大会報告　竹下教宣部長

一労斗批判を行い内部のシコリを排拭して賃斗に結集することになった。

賃斗は十六社統一交渉を決定、要求案は給与部一任、斗争資金は中央、地方共各三円

中労委は原副委員長に決定されたと報告……万場一致確認。

ロ、中央情勢報告　高口組合長

十月以降の賃斗に九共斗より中斗として、八月五日十七名上京した。大之浦より三名出ている。中斗は全員七〇名、参加単組は労組十六、職組十七で約二十万人、現状では資本別交渉は不利で中央統一交渉こそ最も好ましい。……万場一致確認。

議事に入る。

イ、賃金案確認の件　小竹給与部員、

総会資料に基き説明　操作について質疑がなされたが、引下げに努力するということで了解。

挙手採決により満場一致確認。

ロ、中央斗争方針の件　高口組合長

斗争方式の確認、スト権を含む戦術戦略、妥結権の三つを中斗に一任するか否かについて……。

各支部ですでに検討、論議されており、無記名投票により採決に入った。その結果は

中斗に一任する　二一八

反対、無効　七

スト権を含む戦術戦略は中斗一任と決定した。

ハ、事務所建設寄付金の件　高口組合長

敷地は七〇%整地作業を終了している。この建設資金として会社より七月廿五日二百万円寄付の申出があった。……挙手採決の結果、反対者なく寄付金を受入れることを可決

ニ、計算器盗難の件　柴田副会長

七月二十三日午前の時〜翌朝六時の間に計算器と私物が若干盗難にかゝり、申訳ない。警察に手配しているがまだ発見出来ない。書記局会議、執行委員会で検討の上対策を協議したが、本総会で審議検討願いたい。

この件については、一部代議員より「当直者は不寝番をせよ」等の意見もあったが、結論として、今後このような不祥事を惹起しないことに努力をせよという要望があり、了解確認された。

閉会　午後五時十分

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.8.24

ニューズ

84

選

選挙情報は今後(選)で発行します

多賀谷真稔氏を決定（福岡県第二区）

〔福炭労現法規部長〕

福炭労 選挙対策委員会

福炭労第一回選挙対策委員会は、八月二十六日午前十一時より開催、各地区の情報交換、報告の後、県総評幹事会決定の総選挙に対する当面の活動方針を審議され、一人当り二十円の資金カンパの件では結論が出ず、地方委員会で再度審議することになつた。

この選対委には、県総評議長瀬戸口氏も出席し、総選挙に対する決意を披瀝すると共に、二十円の資金カンパについては、炭労のみ未決定になつているので、早急に結論を出してほしいとの要請があつた。

次いで炭労公認候補の件については、慎重に論議がかわされた結果、選対委としては、左の候補者を公認候補として推せんすることを決定した。

一区　保留
二区　多賀谷真稔（現、福炭労法規部長）
三区　田中稔男
〃　坂本平良（熊本県一区）
四区　未定

各区の炭労組合員数は

（福炭労調べ）

福岡県一区　六四五四人（福岡地区）
二区　三三八五一人（嘉飯〃）
一六、三五八人（直鞍〃）
一五五一七人（遠賀〃）
三区　二〇、九八三人「（荒尾市を含む）大牟田地区」
四区　二三、一一四人（田川地区）

總選挙対策、當面の活動方針を樹立

縣總評幹事会

八月廿一日の縣總評幹事会は県労働会館で開催、来るべき総選挙斗争を、どのようにして勝ち抜くかについて種々検討した結果、その方針を樹立した。

組織

(1)県総評選挙対策委員会（傘下各単産本部の代表者で構成）
(2)選対委員会（下部組織↓各選挙区の）
(3)各区選対委（傘下各単産の下部組織代表者）実情に応じ、更に小選挙区に分ける。

財政

(1) 組合員一人二〇円の資金カンパ（カンパは各単産毎に行う）

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.8.27

ニュース 85

多賀谷眞稔氏を詮衡

直鞍地協第一回選挙対策委員会

直鞍地協第一回選挙対策委員会は八月二十九日午后三時より直方御屋で開かれた。出席者は地協執行委員及び組織の代表者で事務局案について懇談の結果次の選挙対策を樹立した。

基本方針

反動政策を排撃し来るべき総選挙に於いて吉田内閣を打倒し、勝利を獲得するためにわれわれ今日まで広汎に組織して来た大衆斗争を更に広汎な斗いに進展せしめつゝ、これを総選挙に結集し全組織をあげて徹底的に斗い抜かねばならない。

1、従ってわれわれは原則として組織内より候補者を選定しなければならない。

2、組織内候補者が出ない時は、組織外候補者で原則として綱領にもとづき勤労者を代表する左派社会党より一名を推薦する。

具体的方針

一、地協推薦者の決定。

1、原則として組織内より候補者を選定する。

2、組織内より候補者のない時は組織と政治理念を一つにする候補者を推薦する。

3、地協選対としては福炭労法規対策部長多賀谷眞稔氏を詮衡する。

二、実践活動

1、地協選対は直ちに推薦候補者の決定によって必勝の体制を確立する。

2、改正選挙法等の検討を行い合法最大限の選挙斗争を強力に推進する。

3、直面地協組合員とその家族からの得票を確保することに重点をおくと共に一般市民層に対する組織宣伝活動につとめる。

4、地協は推薦候補の当選を期すと共に選挙に必要な資料を配付し適切な指示を行う。

5、地協は組織をあげて、饗や情実、金权主義を排除し公明選挙を押し進める。

三、啓蒙方法

1、生活と政治の関係、大衆と民主々義の関係、資本家政党と労仂者、政党と労仂者政党の関係を知らしめる。

2、反動吉田政府が如何にして労仂者を苦しめて来たか、今後はどの様な形で大衆を苦しめんとしているかについて具体的に知らしめる。

3、推薦統一候補の重大性を強調すると共に感情的に分派的に行動をすることは利敵行為であること、統一候補の当選がわれわれの生活を守る第一歩であることを知らしめる。

地協選挙対策委員決定

対策委員長	松本巳午喜	（国鉄）
副委員長	横田肇	（大ノ浦）
〃	栗田一義	（新入六坑）
事務長	橋本広	（国鉄）
企画部長	竹下清治	（大ノ浦）
調査部長	近藤伸一	（上新入）

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.9.1

ニューズ

86

選

福炭労 總選挙対策案成る！

九月二日午前十一時より福炭労第二回選対委を開き、総選挙対策の具体案を樹立すると共に、炭労公認候補として多賀谷真稔氏を選定、選挙資金として組合員一人五円のカンパを行うことで決定し、九月四日の地方委員会に諮り最終的決定を行うことになった。

總選挙対策具体案

一、機構

福炭労選対は一区二名、二区七名、三区二名、四区四名、執行部四名、計十九名を以て構成する。

福炭労選対に委員長一名、副委員長四名を選出する。

委員長は執行委員長が之に当り副委員長は各選挙区毎の選対委中より各一名を選出し、地区選対委員長を兼務する。

地区選対委は各地区の参加組合より一名宛を選出する。

各組合は組合毎に選対委を構成し、実際に行動出来る運動班を構成する。

一、運動方針

(1)、選挙運動を概ね次の三つに大別する。

イ、公明選挙運動　ロ、推薦候補の選挙運動　ハ、公認候補の選挙運動

(2)、公明選挙運動

イ、公明選挙のための運動スローガンを次の通りとする。

①金権金力候補の排除、②酒食の饗応、投票買収の摘発、③情実投票の排撃、④法定費用の厳守

ロ、福炭労選対として

各選挙区毎にトラック一台を使用する。

運動員は各組合よりその組合で運動する期間について四名～五名を提供する。但し、三区及四区は三池及び田川のニュースカーを使用してその実費を夫々の組合に還付する。

期間は五日間とする。

ハ、地区選対として

炭婦協と協力して各社宅常会毎に徹底した活動を実施する。

①講演会、座談会の開催

②公明選挙の意義を周知せしめるためポスターの利用

③立候補者に公明選挙実施の申入を行い協力を要請する。

ニ、各組合毎の選対

情宣部及び炭婦協、青年婦人組織等と協力して活動する。

①各戸別毎に公明選挙の意義を完全に周知せしめる。

②演説会等の出席を極力要請し、各立候補の政策の研究会を開催する。

③破防法の反対署名運動を併行して行う。

④各候補者の公明選挙違反問題を調査する。

(3)、推薦候補の選挙運動

イ、推薦候補の選挙事務長と充分に連絡の上、当選を目標に進んで協力態勢に入る。

ロ、推薦候補者に公明選挙の声明書を出させる。

ハ、演説会場の借用その他に充分の便宜を与える。

ニ、演説会への組合員の出席を極力要請する。

ホ、候補者の連絡の上必要なれば運動員の提供者も各地区で考慮する。

（つづく）

1952. 9. 3

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

(4)、公認候補の選挙運動

イ、公認政党と緊密な協力の下に当選を期して万全の努力をする。

ロ、選挙事務長を組織内より推薦する。

ハ、応援弁士及び運動員として選対委中より三名を選出して常時交替にて候補者と同一行動をとらしむる。（二区選出の選対委中より選出する）

ニ、各組合は、街頭演説隊及び連呼班として、その組合に候補者が運動に来たときは直に十名程度を協力せしめて運動する。

ホ、候補者の演説会場その他街頭演説等の集会のために事務長より連絡のあった時には適当な会場を予め選定して置くこと。

ヘ、その組合に貼付するポスターの責任者には支部の責任者の名前を記入して各組合か選対より持参したポスターを貼付する

ト、各組合に公認候補者の選挙事務所を移転したときは組合事務所または社宅の提供の便宜を与える。

チ、その他有効にして違反とならない一切の協力をする。

(5)、県議、教育委員、町議等の選挙について、この期間中は概ねこの方針に準じた取扱とする。
県議の公認は各地区選対で決定し、福炭労選対で最終決定をする。

※ 公明選挙促進委員会を各支部に設置する（追加項目）

ニューズ

87

選

九月四日の福炭労地方委員会

炭労公認候補として

多賀谷真稔（たがやしんねん）氏を決定!!

多賀谷真稔の略歴はこうだ。

一、大正九年一月五日生（三十二才）

二、職業（現在）

イ、福炭労法規対策部長

ロ、福岡県議会議員（今次総選挙立候補のため辞任）

ハ、福岡労働基準審議委員　ニ、福岡職業安定審議委員

ホ、福岡県労働学校講師　ヘ、福岡県鉱害対策協議会委員

ト、日本社会党福岡県連合会総務局長

三、経歴

1、昭和十八年九月　早稲田大学法学部卒業

2、〃十八年十月　日鉄二瀬鉱業所入社、現在に至る。

3、〃廿一年二月　日鉄二瀬職組本部役員・後に書記長

4、〃廿二年五月　福炭連渉外部長、法規対策部長

5、〃廿四年十二月　福炭労法規対策部長、現在にいたる。

6、〃廿六年五月　福岡県議会議員当選（第二回）「第一回は昭和二十二年」

四、抱負

「戦争か平和か」「労働運動の死滅か否か」を決定する今次総選挙に際し、炭坑労働者唯一の公認候補として立候補した私は、国会に於て働く階級の真の声を伝え、「豊な生活、平和な国土」の建設のためにあらゆる反動勢力と斗う。

五、公約

(1)、再軍備絶対反対、平和憲法擁護

(2)、平和条約中の軍事条項、安保条約、行政協定の廃棄、沖縄、南樺太などの返還

(3)、破防法の撤回、労働権の復活

(4)、防衛費一八〇〇億の削除と所得税の大巾軽減

(5)、中国を含むアジア貿易の振興、六百万人の工業への吸収、戦前以上の生活水準

(6)、炭坑をはじめとする重要産業の社会化と災害の防止

(7)、年一千億の社会保障の実施、（庶民住宅の建設、医療の国家保障、戦争犠牲者の生活保障

(8)、引合う農産物価格の設定　二、三男対策の樹立

(9)、完全な育英制度、六三制義務教育費の全額国庫負担

(10)、鉱害復旧法の改正

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.9.6

ニューズ
88

選

多賀谷（タガヤ）真稔（マサトシ）氏を推せん

真鞍地協で満場一致

—第一回—

真鞍地協の第一回臨時大会は、地協として今次総選挙を強力に勝ち抜くため巨又統一候補の選定という重大な要素を含んで、九月七日午後一時より直方市の国鉄クラブで開かれた。この日は木管本洞を除く全加盟単産の代議員が出席、議長団岡本氏（高教組）上石氏（大之浦労）を選出し、直ちに総選挙対策に入り、本大会の焦点である推薦候補の選定で論議は慎重を極め、殊に全炭労としては上部機関として吉野氏を推せんしている関係上微妙な空気が一時停滞したが、地協としての在り方、二区の実情についての執行部の要請があり、全炭労も之を了として、こゝに多賀谷氏を満場一致で推せんすることを決定、引続き多賀谷氏の挨拶を受け、今次総選挙に力強い第一歩を踏み出すことになった。

尚選挙綱領中の「再軍備による軍事予算反対及び大衆課税の撤廃」は、かえって敵に利用されるおそれがあるので、「再軍備反対」に修正の動議が出され、論議の結果修正通り決定。

具体的活動方針をかくにんし、総額七万八千円をかくにんし、午後五時散会した。

公明選挙運動費豫算（案）

機関紙増刊1回	16.000円	
傳単　50.000枚	30.000〃	
ポスター　500枚	15.000〃	
教宣行動費	20.000〃	（100円×10人×20日）
教宣用の三輪車	30.000〃	（1日3.000円×10日）
支部行動費	29.700〃	本社 2.600円、三坑6.100円 二坑 5.300円、五坑5.800円 西五 4.100円、六坑5.800円
消耗費	15.000	用紙750枚、その他
雑費	14.300	
計	170.000	

1952.9.9

☆大之浦労組
教宣部☆

ニューズ

89

山労公認 多賀谷（タガヤ）真稔（シンネン）

中斗指令第二号も 確認

臨時總會

独立後の吾々労働者の運命を左右する十月以降の賃金斗争、平和か戦争かを決する総選挙斗争と何れも重大な二つの斗争が展開されているとき、大之浦労組の態度を決定するため九月十一日午後三時より五坑会館で臨時総会を開催した。

総会経過

総会は二三〇名の代議員の出席で成立、総会役員は左の通り選出した。

イ、議長団
山田（二坑）　浜野（西五坑）　古賀（五坑）

ロ、資格審査並に議事運営委員
田中（本社）　阿蘇（二坑）　宗像（三坑）
岡田（五坑）　新田（西五坑）　吉田（六坑）
山口（機材部）

ハ、署名人
渡辺（六坑）　富山（二坑）

ニ、大会書記
教宣部より桂、高木両部員

一、報告事項

イ、中央情勢報告（鈴木書記長）
第一回以降の国会経過及び中斗指令第二号を発するに至ったまでのいきさつ（特報第十八号）について報告され、質疑なく〃実力行使態勢確立〃の第二号指令は満場一致確認。

ロ、選挙対策委員会報告（横田副組合長）
総選挙対策は炭労定期大会の決定に基き、福炭労、各支部に選対本部を設置し、組織の決定した候補者の運動を展開すると共に、炭婦協を中心とした家族の啓蒙等を推進し会社候補等の排除、買収、情実に負けぬ公正明朗な選挙運動を推進することを要請したのに対し、これを確認した。

ハ、建設委員会報告（高口組合長）
敷地工事は九〇%進行しており、二十日までには完工する。建築は請負業者六組を指定し、予算額を超過するので、入札は五回に及び、その結果、門司の山田組が三百六十三万円で落札、十一月十五日までに設計書通り竣工させることになった。
万一遅延の場合は十一月十六日以降一日に付二百分の一の延滞料を差引くことを条件に九月九日契約書を取交した。
これに対しても質疑なく確認せられた。

二、議事

選挙対策に関する件（高口組合長）
(イ)、大之浦選挙対策委員会（案）
(ロ)、公明選挙運動予算（案）
（十七万円を斗争資金より支出）
(ハ)、高口組合長の福炭労選対委員長就任
(ニ)、多賀谷真稔候補の選挙事務長就任
(ホ)、炭労公認多賀谷真稔氏の確認

以上の提案がなされ、代議員より質疑応答があり挙手採決により、(イ)より順次議事に諮った結果、すべて提案通り可決々定した。
最後に多賀谷氏より立候補についての挨拶があり、満場割れんばかりの拍手を受け、午後五時二十分総会は終了した。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

52.9.12

ニュース 90

宮田町教育委員候補（公認）

三坑 原田徳太郎
六坑 富永次男　両氏を決定

去る五月六日、文部省は「教育委員会法等の一部を改正する法律案」を参議院に提出した。教育委員会は去る昭和二十三年制定され、それにより同委員会の設置をみない市町村は、今年の十一月一日までに必ず設置しなければならないと定められている。今回の改正案では、それを来年の十一月一日まで一年延期しようとしたのであつた。ところが、この改正案は参議院を通過したが、衆議院で否決され、その結果幾多の問題を残し乍ら全国各市町村で行われることになり、大之浦労組としても之に対処して宮田町教育委員会に委員を送る必要上、組織として公認候補を決定するため臨時総会に諮ることとなつた。

> 九月二十二日五坑会館で臨時総会を開催
> 賃金斗争至急報告、宮田町教育委員公認候補、笠松村議補選公認を確認決定した。

一、副組合長の招集挨拶　午後二時三十五分　司会は佐藤生保部長

二、議長団（西五坑）右平（本社）鴨岡（六坑）藤田、

三、資格審査、議事運営委員　執行部―清水、本社―山森、二坑―山本、三坑―小林、五坑―小出、西五坑―高崎、六坑―市吉、

四、書記　執行部より和田、横田、　五、議事録署名人　二坑―黒木、三坑―入来田

六、定足数四五六名中二三六名出席で大会成立、

七、中央情勢報告　竹下教宣部長

九月十日の臨時総会後の東京に於ける賃金斗争状況につき報告、来る二十五日の第六回国会は今までの過程から突込んだ交渉が斡旋される、総選挙と賃斗のヤマを合せることは現在無理がある。長期化するであらう。この推移を見守つてゆかねばならぬし、自治態勢が急務である

この報告に対する質疑なく、確認された。

八、教育委員候補者選出の件　横田副組合長

旧教組は猛烈に反対したが、八月末国会解散直前地方教育委員を設置すること、なつたことから教育委員の任務・性格を説明の上、選対会で二名の候補者選出までの経過をのべ、結論として

三坑　原田徳太郎氏
六坑　富永次男氏

の二名の候補者・地盤協定　予算の審議を上提した。

これに対し、各代議員より

1、候補者選出にあたつて選対会の調整の説明
2、証紙との連絡、調整は
3、本日結論は尚早

執行部より夫々応答の後、挙手採決に入る

①、執行部提案賛成　一八四
反対　六九（二〇五と発表は誤り）

② 地盤協定の件は絶対多数で選対会一任

③ 予算の件の一候補一万円として計二万円を支出するの件については代議員より

イ、前回の町議選のとき三千円で今次の一万円は多過ぎる
ロ、少な過ぎるから増額せよ
ハ、一万円で選対会は当選させる確信があるか

以上については夫々執行部より応答の上、挙手採決に入る。

1、執行部提案の一万円（一候補に付）支出することは絶対多数で可決した。ついで候補者確認について意見発表（候補者）すべし、という意見と読み上げでよいという意見と対立、論議が交された後執行部提案の原田、富永両氏の公認候補の確認を挙手によつて採決の結果、満場一致可決々定した。ついで両氏の紹介が推せん者よりなされた。

九、笠松村議補選に組合員より出候補の場合は之を公認とするに横田副組合長より提案理由の説明があり、満場一致で確認した。

以上真剣な論議が教育委員選挙についてたたかわされた後午後五時本総会は終つた。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1952.9.24

ニューズ 91

（選）

可愛いい我が子思う心で教育委員を選ぼう!!

県教育委員、宮田町教育委員選挙は五日行われことになつている。衆議院議員選挙は既に終つた。そして吾々の組織、炭労公認候補多賀谷真稔々は結集された総力により、見事国会に議席を占め、炭労唯一の代議士として組織のため最大の努力を誓つている。吾々は来る五日の教育委員選挙には民主的教育制度の確立のため、その運営に万遺憾なきように、大之浦労組は去る九月二十三日臨時総会で左記二名を公認候補に決定した。二名の略歴は次の通りである。

宮田町の立候補者数　定員四名
富永次男　無所属
関　英　賢　共産党
原田徳太郎　無所属
日高正義　〃
長屋正英　〃

公認候補の略歴

富（とみ）永（なが）次（つぐ）男（お）　三十四才

一、本籍、住所共に六坑長井浦
一、県営大之浦第三高等小学校卒業（現湧之浦）
一、昭和十年八月　大之浦六坑に採炭夫として入社　廿一年四月復員後同坑採炭夫として現在に至る。
一、組合関係は　昭和廿二年七月　第三期六坑支部副支部長
昭和廿四年三月　第五期　〃　代議員
昭和廿五年一月　第六期　〃　支部長
昭和廿七年三月　第八期　〃　代議員（現在）

一、抱負
イ、今までのあり方をよく研究、検討し、PTAの負担の軽減、組合員のために清く正しい教育、教育の自由、民主化のために斗う。宮田町の環境に適合する教育方針の樹立に邁進する。

原（はら）田（だ）徳（とく）太（た）郎（ろう）　五十二才

一、本籍　若松市深町　一、住所　三坑東区
一、学歴　農学校卒業（遠賀）
一、職歴　昭和二十一年二月十六日　坑内ポンプ方（現在）
一、組合関係　三坑支部代議員三期
一、抱負
イ、教育の振興は(1)学校教育について（児童教育の強化、教師の待遇改善
教師の質の向上・設備の充実
(2)社会教育について（子供の環境をよくする・一般の協力要請
ロ、教育予算の確保。

福炭労、大之浦労組推薦

県教育委員候補に　村山助雄（高教組）氏を決定

来る五日の県教育委員選挙の推せん候補として村山助雄氏（四十一才）を福炭労、大之浦労組並村並に執行委員会は決定した。

一、広大高師範卒。　一、高教組執行委員長（現在）

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1952.10.3

ニューズ 92

炭坑労仂者の悲願成る!!

我々の代表 多賀谷真稔氏當選す

三年有半に亘る宿願の総選挙は終った。我々の代表多賀谷真稔氏の頭上にサンとして輝いた。

顧りみれば一ヶ月になん〱とする烈しい斗争であった。

雨の日も、風の日も、そして残秋の陽を浴び乍らも、よくぞ斗った。

労仂者よ!万才!と絶叫したい。

こみ上げてくる反動政策に対する憤りは遂にわれ〱の代表を国会え送り出した。

炭鉱労仂者を国会え!

われ〱の永年に亘る悲願は遂に成就した。

組合員万才! 主婦会員万才!

しかし、われ〱の行程は未だいばらの道だ。

自由党は数こそ減少したが、過半数を獲得している。今後彼等は次ぎ〱と独占の魔の手をのばしてくるであらう。再軍備、重税、そして戦争えのコースと!

われ〱はこれらと斗わねばならぬ。平和憲法を守り、民主々義を守り、日本民族を守るために。

団結しよう。反動と斗わおう。死力をつくして。

だが、斗いは続く。

われ〱の眼前には賃金斗争がある。

既に斗争を開始して二ヶ月、団交を重ねること九回、連盟は賃下げの一次案を提示したまゝ一歩もゆずらず、われ〱の攻撃に万全を期しているものの如くである。

しかし、われ〱はこれにめげてはならない。

永年の低賃金をブチ破るためにも、総選挙に示した組合の力を今次賃金斗争にブチつけよう。

断乎、勝ち抜くために。

秋季斗争の先頭に立った炭労が、同じく資本家陣営の先頭に立って攻撃してきている鉱業連盟との激突は真正面からジリ〱と接近の度を加えている。力と力との斗いが労仂者の生命にかけて、いかに守られるか? 長期ストに備えなければならない。

1952.10.4

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニュース

93

増産賞与配分決る

昭和二十七年九月分増産賞与の配分方法が決定しました。尚支払期日については、現在組合、会社協議中で未定

一、支給対象及び支給額

昭和二十七年九月三十日に在籍する本社鉱員、未復員者、労働組合業務専従者及び常傭夫にたいし同月中の本社鉱員として基準稼働方数に応じ次の通り支給する。

坑内夫	
採炭夫	12.00
掘進夫 仕繰夫 棹取夫	11.00
その他	10.00
坑外夫	
採取夫 選炭夫 坑木仲仕	9.00
全保護	7.00
その他	8.00
全保護	7.00
露天夫	10.00
全保護	7.00

註 転職等により二以上の区分に亘る場合は各区分毎に支給額を計算する 但し臨時転職の場合は在籍職種により支給額を計算する

二、割増

前号の支給額につき一日の所定就業時間数（二〇〇時間）で除して得た金額を昭和二十七年十月分の超過労働及び特殊労働に対する割増賃金計算の基礎となる賃金に算入する

三、支払期日　未定

四、控除金　勤労所得税

☆☆☆

大之浦労組

教宣部

☆☆☆

1952.10.24

ニューズ
96

三坑々内搾取標作問題
"実力行使で斗う"
二十七年度下期定期総會終る

無期限スト突入十日目を迎えた、大之浦労組は志気益々軒昂とき恰も十月二十六日、二十七日の両日に亘り下期定期総会を開催、二十七年度下期予算、三坑内搾標作の件、緊急動議として上程された宮田高校建設促進の件を決定し、最后に、炭労中斗、九共斗中斗に総会の名において激電を発することを確認して二十七日午后四時閉会した。

総会のあらまし

第一日（十月二十六日）

横田副組合長の招集挨拶により総会は進められ、二六〇名の出席で成立、議長団に古平（西五坑）、新井（五坑）、小松（六坑）三氏を、議事録署名委員に安田、亀井の両氏、書記には梶、西田（五坑）両氏を選出、直ちに報告事項及び議事に入った。

一、一般経過報告（横田副組合長）　上期一般経過概要を報告

二、中斗情勢報告（竹下教宣部長）　十月四日以降の中斗情況を報告

これに対し、種々質問が続出、内容としては

1、緊急調整の問題

2、中小ブロックの受諾拒の問題

3、自治対策の現状

4、教宣活動の徹底化

三、上期、予算、決算。

この件については大会当時、運営委員会より各坑二名宛の委員を選出し、小委員会を構成する事を提案、これが確認され、小委員会を五坑二区集会所で開催していたが、審議が明二十七日迄続行されるので、明二十七日審議する事を決定。

四、三坑々内搾取の件。

三坑々内搾取の件については今春四月より問題となり、三坑支部に於て現在に至る迄交渉がもたれていたが、解決に至らず、十月五日斗争委員会に附任され、斗争委員会としてはこれを重要視し、次の結論をもつて強力に斗う事を決議、これを総会に諮る事となつた。

1、賃金斗争が終了しても、三坑内搾の問題が解決しない限りストを続行する。

2、戦術戦略については斗争委員会に一任する。

以上の提案がなされ、これに対し代議員より四月よりはつきりと出炭が低下しているのに、現在迄何故解決しない状態にあつたのか……の質問及び、将来の組合運動の在り方からいつて強力に斗うべしの意見が出され、採決の結果

一五五票対一二票で執行部提案通可決……第一日目を終つた。

※才二日目（十月二十七日）

二四〇名出席で開会されたが、緊急動議として提案された、宮田夜間高校建設促進の件について、長岡代議員（二坑）より提案の方法について発言がなされたが、採決の結果取上げる事に決定、直ちに昨日から審議されていた、予算、決算の審議に入る。

○吉田小委員会長より決算、予算の審議経過及び小委員会の結論を発表、これに対し、予備金、其の他の項で指摘があり、代議員からも種々質問、意見が出されたが、結局これを確認した。

☆
大之浦労組
教宣部
☆

1952.10.28

引続き、宮田夜間高校建設促進の件について井上支部長より提案、「現在バラツ建にこもって勉学に励んでいる吾々の子弟の為に、新しい校舎を立ててやりたい」との説明があつた。これに対し、提案氏（六氏）は、吾々としても強力に推進すべきであるが尚これが促進には各支部より三名宛の建設委員会を構成すべきである旨発言、この件は執行部に一任することになり、請願書を朗読これを満場一致決定した。
次いで直ちに決起総会に切かえ、炭労中斗　九共斗中斗に決起激励電報を打電することを決定して二日に亘る定期総会を閉会した（午後四時）

激励電文

「祝電を謝す」

決起総會の意気天に冲す、大之浦の鉄橋の備え今や全し、山元態勢盤石だ
炭労二十七万の先頭に立つて斗い抜け　大之浦

九共斗殿

「激電を謝す」

伝統に輝く、大之浦九千の底力躍動して、吾等勝つ日迄の決意固く、決起総会終る
全産業の先頭に立ち、連盟屈する日迄、斗い抜くことを共に誓わん
山元の態勢磐石たり　大之浦労組

炭労御中

請願書

福岡県立宮田高等学校は資金能力なき我々炭礦従業者にとつて、子弟教育のため得がたき存在である事は過去の卒業者及現に通学しある状況より考察し明らかであります。

然し乍ら現在の施設状況は極めて劣悪條件下にあり、今后このまゝ放置せんか、おそらく衰退の一途を辿り廃校の余儀なきに立到るであろうと推測せられ我々として無関心たり得ないものであります。

仄聞するに県当局町当局としても本高校移改築及将来の発展的な計画を有して居るとのことでありますが、これは宮田町発展の為又教育の機会均等の実現のためにも至上の喜びであり双手を挙げて賛意を表するものであります。茲に大之浦炭礦労働組合定期総会に当り総会の名に於て一万組合員を代表し之が早急実現を期待すると共に左記の如く要望するものであります。

記

一、宮田町自体の本計画実現のための必要なる予算措置を講じ積極的な行動をとられたい。
一、本計画実現のため宮田町に於ける建設促進委員会を早急に構成し直ちに運動を展開され度し

右決議し請願致します

昭和二十七年十月二十七日

貝島炭礦労働組合定期総会
議長　右平治男

ニューズ
95

涙ぐましい協力……五坑……

天竺下の商業団

"斗争の前途に光明"

無期スト十二日目を迎え吾々の決意また新たなるものあり、大之浦全組合員及家族の胸底には、頑張り抜くぞと、その構え、気概はまことに旺盛なものがある。長期を覚悟している組合員は各々自活のみちに積極的に乗り出し、今次斗争に対する意気込はすごい。このような情勢下にあつて、これは又素晴しい商業団の協力がスト中の情景の中に一異彩を放つものとして大きく浮上つてきた。

即ち十月二十七日午後五時より五坑支部主婦会と天竺下、五坑マーケツト、新町マーケツトの商業団と懇談会が開催され、主婦会よりスト中に於ける全面協力が要請されたが、これに対し天竺下商業団は、今次ストに対しどのようにして協力し、苦しい生活を続けている消費者にむくいるかについて、種々協議し合つた結果、次のようなことを開催して、協力の一端を示すことになつた。

十月三十一日
五坑会館

陣中慰安の夕

として **抽せん会** を催し消費者に抽せん券を無料サービスする。

賞品 としては組合員並びに主婦会がおカユをすす、つてでも斗うという決意にこたえて、すべて副食品とし 一等〜五等 まで、芋、醤油、うどん 等を出すことになつている。

尚、抽せん券は天竺下の個々の商店にゆけば無料で渡されることになつている。

これは今までにない商業団の精神的協力で無上のよろこびとすると共に今後の斗争に於ける、吾々の要求に対する理解と組合の正当性を側面から認められた現れであらう。とまれ、このような一般市民の理解と協力、更に結びつきがなされることは、今後の吾々の斗争に大きな力強さを感ずる。

☆大之浦労組 教宣部☆

1952 10 29

ニューズ 97

俺たちも、あたし達も、斗うぞ!!

労仂歌も高らかに総決起大会終る

〝龍虎〟相対峙したまゝ、無期スト十七日目、今次賃金斗争の敗北は奴隷労仂の実現である。既に是が非でも最後の勝利の日まで斗い抜こうと、天高く晴れ渡った十一月二日午後二時、五坑会館に於いて、組合・主婦会合同の総決起大会が盛大に挙行された。

会場は全大之浦より詰かけた男女七百の代表でぎっしり埋まり、赤子の泣声も交る緊張した空気の中竹下教宣部長の司会挨拶により開会された。

※議長団には、山田七郎氏（三坑）　渕雄氏（三坑）　梅林氏（六坑）　中坊梅子さん（副会長）を選出した。

議長の挨拶後書記に桂部長を任命、直ちに左のスローガン採択に入った。

○自由、平和、完全独立を斗いとれ。
○無期ストの最後の五分間に崩壊すな。
○再軍備に繋がる奴隷労仂絶対反対
○連盟との力の対決は団結の力で
○生活向上の為、低賃金、高能率をぶち破れ。
○台所を強固に守り明日の生活を斗いとろう。
○反動吉田政府、日経連、連盟の野合をぶち破れ。
○企業の合理化に名を借るクビ切絶対反対。

次に斗争委員長の挨拶は組合長上京中により横田副組合長代理挨拶。

『今次斗争は当初予想の如く非常に困難である。吾々の要求が正当であるにも拘らず、連盟は賃下げ案を出し、吾々に挑戦的態度に出てスト十七日の今日に至るも交渉は何等進展せず連盟の決意は強硬である。事こゝに至り吾々は一歩も引けない。吾々の一番おそれるのは内部よりの崩壊である。勿論苦しいことはよく解りますが、今次斗争の重要性を考えられ最後迄頑張って下さい。』と連盟を憤り怒り、組合員に訴えた。

続いて、直轄地協議長の松永氏がメッセージを贈られた

『私も国鉄に三十一年勤務する労仂者です。皆さん何故吾々労仂者はストをやらねばならないのでせう。その答は簡単です。資本家は沢山儲けているのに吾々仂く者にはほんの食べるだけしか賃金を呉れないからです。十六日発表の日経連の決議文はどうです。労仂者の生活は安定しているといい、吾々の权利ハク奪を決議し、吉田政府と共に再軍備を企図している。皆さんの要求方式マ・ハ方式は当然であります。私の給料も現在と戦前を比較しても現在は戦前の1/2です。吉田政府は労仂者にのみ耐乏生活を要望している。皆さん益々団結を堅くして最後迄斗いませう。三度斬入も遅ったが、ガッチリ手をやってゐた』と力強く激励的挨拶をされた。

※次には本決起大会の焦点、意見発表に入った。

○入江氏（三坑）『今次賃金斗争の壁であった職員も激減し坑内も崩壊し初め連盟があわてゝきたと新聞は報じている。正に賃斗はこれからだ。斗はずして労仂者の向上はありえない。最大の犠牲こそ最大の勝利を得る基です。断々乎と斗い抜こう』と力強くオ一声

○田中さん（主婦）『私達は今度の斗争に命を賭けて居ります。家庭からは決して悲鳴を挙げません。大之浦労組は万石ですが尚一層固めて下さい。私達は草の根をかじっても頑張ります』と涙ぐましい主婦の決意を披瀝

○中広氏（電気）『吾々の賃労働は未だかつて満たされたことがあるでせうか。------吾々は此の斗争に於いて〝权力〟に屈せんか、高能率、低賃金であり、再軍備、戦争、原爆、破滅である。此の斗争には死を賭しても斗い抜こう』と腕をふり、目を怒らし、吠え陣

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.11.4.

○石原さん（日炭）『戦争中私達はいじめ抜かれた。戦後は自由かと思へば又破防法、労働法改悪と私達を圧迫し、再軍備を強行している、私達の運命を決するこの斗争はあくまで勝たねばならない。電産からは裏切組合が出た。私達炭労からはウラ切り組合を出すまい。』

○山崎氏（[illegible]）『吾々は全国労働者の先頭に立って斗い既にスト十七日を打った。然るに頑迷なる連盟は何等意思表示をしない、主婦会の結束は目ざましい、吾々も負けずに頑張る』

○大沢さん（[illegible]）『私達も人間です、人並の衣食住がほしい。それをマ・ハで要求したら連盟は値下げ案を出しうそぶいている。井戸端会議ではストはいやだといわれたとこもあるそうです。それは私達も嫌いです、然しストをやらなければ会社は目がさめないのです。ストだけが私達の力です。ストは人の為にやるのではなく、自分自身の為にやることを私達は自覚すべきです』

次には病身を押して五坑岡田氏登壇
『ベットにぢっとしておれず、今日の退院を昨日要請し本大会に出席しました。アルバイトの涙ぐましい努力、目頭が熱くなりました。今日から私も皆さんの戦列に加えて戴きます。頑張りませう』青白き頬を紅潮させ熱弁

○黒田さん（日炭）『もう理くつではありません、力と力の決戦です、将来の光を胸に斗いませう』

○梶原氏（大正）『私は三十三年労働歌を唄い続けて来たが、幸福は来なかった「汝の価値に目覚むべし」今こそ目覚め決起せよ、「団結」こそ最後の勝利　毛利元就の[illegible]引用』

○鈴木さん（主婦）『労働者の生活向上の為に斗い抜きませう』

○徳氏（日炭）『政治と経済は裏表、吾々を苦しめる吉田内閣打倒、連盟に鉄槌を下せ』と獅子吼え

続いて決起大会は和やかに進行せねばと、黒田節を吟じ、谷間の灯を唄い　熊野の栗の美声に至りては、バッと爆笑、しばし拍手はなりやまず、和やかな雰囲気が会場に満ちあふれた。

意見発表を終り　決議文採択に入る　竹下教宣部長起立決議文朗読

決議文

斗いは遂に関ヶ原の峯頭に駒を進めた。

労資双方血みどろの決戦は今も尚続く、圧政と搾取に呻吟してきた吾等、何ぞこそ斗いに敗れんか。彼等の意図するところ、吾等に[illegible]とするなればなり。低賃金、高能率、戦時大出炭の強行、まさしく炭鉱大資本の臨時体制にもとずくものなれば、吾等何奮起してこの野望を粉砕する以外になし。スト突入十七日、吾等の志気ぞ盛んなるものあり。連盟よ、吾等労働者の尊き姿を見よ、ツルハシをおさめて斗い抜かんとする自治態勢を、土方に、稲刈に、あらゆる日雇労働に励んでいる吾等の姿を、この姿こそ、日本の平和と吾等の生活の維持向上を希求し、明日の明るい社会を建設するひたむきな尊い姿なんだ。

貯炭がなんだ、金力がなんだ、吾等には人間としてかけがえのない肉体の躍動がある

彼等がうそぶく経済再建は、吾等を犠牲にした再軍備と企業合理化の方途に外ならない。人間らしい生活、人たるに値する生活を求め、平和産業による経済再建を擁護する吾等とはまさしく力の対決とのみいわざるを得ない。

連盟よ、直ちに旧来をかなぐり捨てて反省せよ。しかして吾等の前に誠意を示せ。しからずんば、吾等、企業の浮沈何ぞ顧りみん。吾等勝つ日迄、連盟屈する日迄、炭労二十七万の先頭に立って、歩武堂々と駒を進める。吾等に何のつまづきこそあらう。

連盟よ、直ちに賃下げ案を撤回せよ、而して、吾等に良心の一端をヒレキせよ。

吾等、連盟の誠意ある意志表示なき限り、自我を捨てゝ勝利の日迄斗い抜かんことを誓う。

右決議す。

昭和二十七年十一月二日

大之浦労組[illegible]主婦会合同総決起大会
議長　山田七郎

次いで高らかに労働歌を合唱、尤主婦会長の閉会の辞をもって意義ある総決起大会を終了続いて余興の映画を上映しその幕を閉じた。

ニューズ №8

九共斗はかく斗つている

※十一月五日の九共斗教宣部長会議で各組合の情勢報告を交換し合い、今後の情宣活動について協議した。

◎尚、各単組の情勢は次の通り。

高松

(1) 組合員の斗争意欲旺盛、

(2) 自治対策――七〇%～七五%程度

（毎日トラツク八台で東郷の架線工事に奉仕している、又農村関連に協力を求めた結果、率先して仕事の斡旋に留意してくれている。

八日より生協として一家族五〇〇円位の掛売を実施する。品物としては味噌・正油・其の他副食。二収が差引は一月より実施する。）

罷業資金――なし

町民税一ヶ月延期、その他一般月賦は全て延期。

(3) 情勢活動――対内、対外的に強力にやつている。

(4) 四日会社側より九六%仮払の通告があつた。組合としては中斗指令に基いた額で会社側に申入れを行つた。

二瀬

1. 志気旺盛、うかつに執行部自体で妥結するなという強引さ。

2. 自治対策――八〇%～九〇%程度（主として土方、水洗、稲刈に従事。寮生のみろは帰省している）

罷業資金――七日に一人当り一、四〇〇円十五日以降斗争資金より一人当り六〇〇円払出す。

保安要員――当初五〇〇名程だつたが、現在七〇〇名程度に増員されているので組合としては削減を努力している

会社の講売会に通帳で米の掛売を認めている。

3. 情宣活動――総会をもつて第二段階の情宣に努めている。

大正

1. 態勢は磐石

2. 自治対策――七〇%程度

罷業資金――なし

町民税の一ヶ月延期

3. 情宣活動――各支部にて紙芝居、幻燈を借用し連日情宣に走りまわつている。

嘉穂

1. 斗争意欲旺盛、

2. 自治対策――八〇%程度

（寮生の八割は帰郷している。尚アルバイトは、水洗男二四〇円女一八〇円 稲刈、石キリ（住込三食二〇〇円程度））

保安要員――一〇%程度

罷業資金――なし

杵島

1. 態勢磐石

2. 自治対策――八〇%、

（主として土方・石キリ・稲刈り、行商）

十三日以降は四人家族以上に対して、二、五〇〇円貸出

大島は生協をもつてので、副食物は掛売をやつている。

3. 情宣活動――現在主として街頭に情宣を行つている

貝島

1. 志気益々盛ん。

支部の決起大会、主婦会の決起大会、労組、主婦会合同の大之浦総決起大会（十一月二日）等 最後迄斗い抜く意気旺盛。

2. 自治対策――七〇%程度（十月三十日現在）

（主として、土方・稲刈り・薪 キワリ）

尚隣町村の役場と折衝している

罷業資金――十一月十二日より支払。

町民税一ヶ月延期

3. 情宣活動――各支部で徹底的に今次斗争の意義を滲透している。

本部は第一回情宣を終り、第二回目を計画 八日二坑支部を一日目として一週間の予定で支部一斉常会を開催併せてオート三輪車をもつて情宣する。

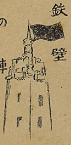

☆大之浦労組 教宣部☆

1952.11.6.

ニューズ

100

〝死出の旅路〟に石を投げるな

高松、吉村中斗セツ〳〵の発言

十二月九日中労委あっせん案の拒否を再確認したとき 職組連のスト中止の発言に対し日炭高松労組々合長の吉村中斗は、職組脱落を悲しみを頬に涙しつゝ、

「共に斗って五十数日、この期に至って他に如何なる手段がある 吾々は組合の運命をかけて斗うのみぞ。

それ丈に吾々は〃死出の旅路につくものだ〃

職組の立場は分るが、吾々労組に石をもって追うこと丈はさけてほしい」

と発言、中斗全員は熱涙にむせびつゝ、斗えの力を更に倍加して最後の勝利を誓い合った。

高口組合長よりの電話情報

一、期末手当斗争は会社側と折衝したが、会社側は他社と同じ様にやりたいとのことであった。

二、三坑の坑内棹取の操作問題については話合っている。

三、鈴木中斗オルグとして午后九時東京出発帰山の途についた。

今村勤労部長、職組檜山組合長も同じく出発した。

四 上京中の各支部長は十四日二陣に分れて帰山の予定

第一陣午前十時出発

上石支部長
井上支部長
寺戸支部長
桂教宣部員（十五日午前十時出発予定）

第二陣午後九時出発

新野支部長
長浜支部長
宇都宮支部長

☆大之浦労組・教宣部☆

1952.12.12

ニュース 99

三坑内棹問題、遂に解決す

三坑内棹問題は去月十月二十六日の大之浦労組定期総会で、賃金斗争と併せ実力行使を以て強力に斗うことを決定していたが、その後十一月より鋭意これが解決について東京に於て交渉が持たれたが、会社側は終始、この問題は協定の精神から言って何等違反でないと主張し続け、一時は全然解決の目途は考えられなかったが、十二月に入り更に精力的に交渉を続行した結果、十二月二十五日に至りやっと労資双方了解点に達し、左記事項を確認、九月以降より懸案となっていた三坑内棹標作問題もここに解決した。

電話情報による解決内容

三坑内棹問題は解決した。

配分に就いては山元で話合う。

但し、九月に就いては能率が九八%迄上昇しているので取上げない、四月は計画の変更でないのでこれも取上げない。

結局

五月～八月の組合計上差額金一九三、二八〇円の八割、一五四、八一六円八十銭、切上げて一五五、〇〇〇円を金一封として年内に支払う

配分に就いては、方数でも、収得でもよい

之は　本人給で見た場合九八%
　　　請負給で見た場合九六%　}に当る

以上の解決内容に対し斗争委員会はこれを確認、配分方法については給与部、三坑支部に一任した。依って給与部としては次の方針をきめた。

三坑内棹と配分方法について話合い、その結論をもって会社側と事務折衝を行い本日中に全てを解決する。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1952.12.26

ニューズ

100

賃金
期末手当
三坑内掉

問題を全面的に確認!!

斗争の総結を批判総会に持越す!!

総資本対炭労初の対決といわれた　講和発効初の賃金斗争は炭労二十四万総力を挙げて、六十三日に及ぶストライキを敢行　遂に緊急調整の発動によりスト中止、引続いて中山会長オ二次斡旋案の労資受諾によって、ピリオドを打つた。

大之浦労組は全面的終結を図るため、十月以降賃金、期末手当、三坑内掉問題を議題とし年の瀬迫る十二月二十九日午後三時二十分より五坑会館に於いて臨時総会を、代議員二四六名の出席のもと開催した。

中野給与部長の司会で、議長団に、山田（二坑）　本田（西五坑）　梅林（六坑）の三氏を選出、三時二十五分議長の総会成立宣言、山口議事運営委員長より運営方針の発表があつた。が各代議員より運営方針について意見続出

今次斗争を回顧してみるとき僅か、三時間や四時間では質疑、討論を行う事は出来ない、又、本総会は確認を行う程度に留め、明春早々に批判総会を持てとの発言あり約十五分に亘り運営方針を巡つて紛糾、採決の結果万場一致で、批判総会を持つ事に決定、高口組合長より、賃斗委員、期斗委員が説明された要旨は、

「今次の炭労、電産の争議は、日経連が中心となり争議を指導してきた。之に対し、総評の援助は少く指導性がなかった。今次斗争は、スト四十日迄は賃金の防衛斗争であり、それ以後が明らかにベース・アップ斗争であったといい得る。

連盟は十一月末日迄には、炭労は分裂すると確信していた。

十二月一日斗争体勢を確立するため「非常事態宣言」を発した。此の事実により連盟政府に打撃を与へた。その結果政府が動き中労委より、オ一次、オ二次の斡旋案が出された。

保安要員引上げも合法であり、実施する構えであつたが、政府の緊急調整により阻止され、山元の態勢も充分でなくストを中止し斡旋案を受諾した。

ベース・アップを否定し、標準の引上げを終始主張していた連盟が斡旋案を呑んだことは、ストの効果である」

と、賃斗委員報告及び協定書の説明があり、次に期末手当の委員報告に入った。

会社は

「経緯　一時金と期末手当との関係を主張（賃斗解決後でないと額は出せぬと）大手各社は二十三日期限付回答の要求を出し、折衝の結果、三井を筆頭に妥結した。

九共斗も、二十七日より四十八時間ストを打出した結果、高松、六、五〇〇円で妥結、貝島は、三、〇〇〇円、四、八〇〇円、五六〇〇円、五、七〇〇円とこきざみに提示、而一時金の年内支給は出来ぬとの会社の主張で激論したが、一時金は年内支給となり期末手当は、五、七〇〇円で妥結した」

以上の報告に基く質疑が、二、三行われたが、詳しくは批判総会で行う事として、万場一致で確認した。

次いで、三坑内掉の件は、中央で協議したが、理論的に割切る事は困難であり、十五万五千円で解決した。

之も、万場一致で確認し、午后五時半閉会した。

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆☆

1952.12.30

ニューズ

101

賃金返済結論出ず

取敢ず一月分より一割を差引く。（組合貸金のみ）

―もめぬいた中央委員會―

十月・十一月分の会計報告並びに賃金返済の件等の議題検討の爲、一月八日午後二時より二坑砿員集会所に於て、大之浦中央委員会が開催された。

〰その圣過は〰

冒頭、高口組合長招集挨拶

「昨年は、賃斗・期斗等苛烈な斗争を果敢に斗い抜いて来ましたが、その成果は期待に添い得ず、誠に遺憾に思っています。時に、一九五三年を迎え、目前には賃金の細部協定、退職金、労仂協約の改訂等諸問題が山積されて居りますので、何卒早急なる組織の整備、態勢の確立強化の爲に、各位の御協力、御援助をお願い致します。亦本日は……」と、開会の許可に併せ年頭の挨拶を行った。

※議長団には　小林鹿蔵氏（五坑）　野田　新氏（二坑）　議事運営並に資格審査委員には　竹下氏（本部）　島本氏（三坑）　村川氏（四五坑）　小松氏（六坑）　を選出　議事録署名委員は　宮山（五坑）　白垣（五坑）の二氏を任命、資格審査、議事運営の発表に入った。

資格審査は　総員　九一名、　出席は　五〇名　過半数以上で成立が宣言され

※十月十一月分の会計報告の説明、検討に入った。（別紙プリントに基き甲元財務部長説明）

質疑応答としては

会議費、雑費、上京費、未決算勘定の仮払、顧問の手当費用の項目等、種々と活発に成されたが

結論的には、平山会計監査の異状なき證明の後、満場一致確認された

※議事運営並資格審査委員手当の件は

提案　議長団　出席手当共　三〇〇円　議事運営並に資格審査委員　出席手当共　二〇〇円

は、満場一致原案通り決定された。

※賃金返済計画の件（会社貸金五・〇〇〇円を除く　組合自治賃金貸額）

提案、御無理だと思うが、次の斗争に備へ早急なる態勢の確立が必要であり、一月　一割

二・三・四月各三割の返済計画を提案する。然し特に困窮者の人々の対策としては、各支部の資金で操作することになっている。

此の提案に対しては　執行部は不誠意である、本当に組合員の苦しい生活を理解し再度研究して貰いたい、と物すごい反対の意見が出され、六ケ月返済の案等提案されていたが、執行部より一応　一月分は一割を返済して戴くこととして、その他は再検討すると云うことで了解願いたいと提案　絶対多数で執行部の約提案を確認

※次に組合専従者の給与検討小委員会設置の件は

提案通り　各坑二名の構成で　設置と決定　直ちに選出することゝなった

以上の圣過を以て、五時二十分閉会した。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.1.10

ニュース
102

俺達の唄う組合歌を作ろう!!

多年の念願であった組合事務所の建設は昨年七月二十日より建設委員会の手で運営され山田組の請負で工事を進めていたが此の程完成をみた。組合事務所の落成と労組創立七周年を祝福する為紀念行事として左記の通り、皆さんが唄う組合歌及び文芸作品の募集を行います

創立七周年新事務所落成紀念

組合歌・文芸作品募集

※組合歌

入選作	五、〇〇〇円
佳作	一、〇〇〇円

※小説（題自由、原稿用紙十枚以内）

一席	二、〇〇〇円
二席	一、〇〇〇円
三席	五〇〇円
佳作	二〇〇円

※論文（一九五三年の労仂運動、原稿用紙七枚以内

一席	一、五〇〇円
二席	一、〇〇〇円
三席	五〇〇円
佳作	二、〇〇円

※写真（取枚自由、キャビネ版）

一席	一、五〇〇円
二席	一、〇〇〇円
三席	五〇〇円
佳作	二〇〇円

※詩、短歌（題自由）

一席	五〇〇円
二席	三〇〇円
三席	一〇〇円
佳作	五〇円

〆切　一月三十一日、詳しくは「おおのうら」一三一号を参照

☆大之浦労組　教宣部☆

1953、1、10.

ニューズ

107

出炭奨励金の性格でもむ！

第二回賃金小委員会は十九日に引続き、二十日の午後五時より再開、組合としては、事前に給与部会をもち、昨夜の会社提案等について、種々論議を交すと共に出炭奨励金（三〇〇円）についての考え方を一応まとめ、小委員会に臨んだ。

先づ双方話合の結果、本日は出炭奨励金について協議することとし、組合側より出炭奨励金の性格について次の様な考え方を表明した。

『中労委の斡旋に依って協定した出炭奨励金の性格は当然毎月三〇〇円が出炭の如何に拘ず支給されるものと考えている。従って又十月、十一月、十二月にストライキを挟んだとしても当然この額は保障されるものと思考する。』

これに対し会社側は

『出炭奨励金である以上当然出炭能率に関連すると共に、出炭がなされないストライキについては、日割計算するのが当然であると考える、よって次の様な具体的方法を提示、

十月、十二月分については、その月平均在籍より、休業負傷者、長欠者、組合専従者を除く三百円の算出源を求め、これを日割計算する（二十七日分の操業日数）

保安要員出動方数について支給するかどうかの決については、社内的に意見の統一がなされていないが小委員としては大体、増産賞与と同様な配分をしたいと提案

組合としては、この件について種々討論を交わしたが、尚ストの日割計算在籍者の範囲、配分について会社側と意見の対立があるので、本小委員会をこれで打切り、再度提案をみたいということで第二回小委員会は午後八時散会した。

1953.1.21

☆大之浦労組　教宣部☆

ニューズ

108

斗う態勢の確立へ！

罷業資金積立三月より実施

厂史的な六十三日ストを続けた昨秋の賃金斗争批判総会が去る十一日、廿四日と白熱的討論の結果、退職金、労仂協約斗争への斗う態勢を早急に確立する事を万場一致で決定、規約改正、罷業積金等委員会に附託された。

自治資金の返済方法と前記案件を審議する為二十七日午後二時より二坑々員集会所に於て、竹下教宣部長の司会で開催、議長団に入江（三坑）小松（六坑）両委員を選定二時間に亘る討議を行い次の結論を得た。

※自治資金返済の件

1、三千円迄は四月十二日迄納入、2、五千円迄は二月〜六月迄毎月一千円納入、3、五千円以上は五千円以上の額の分を一千円に加算し納入する。

高額借用者、其の他六月末迄に返済不可能者は各支部で考慮する。

※規約改正の件

定期改選を前提とし小委員会を設置して草案を作成、二月中旬迄に総会の審議を完了し無記名投票を終ることとし、小委員会の構成は各支部より二名、執行部より六名以内とする。審議小委員会は二月四日より開催予定

※罷業積立金の件

自治資金返済を考慮し三月〜五月迄は従来通り二〇〇円とし、六月以降は大巾に増額する。

次で二坑支部、宮山委員より斗争委員の手当増額の件が緊急動議として提案され、賛否両論が出されたが財源が支部にあるので代議員会、執行委員会等で検討の上委員会に提案する。

嘉穂労組、現執行部を支持

地労委斡旋による嘉穂労組の役員改選は非常な注目のうちに廿六日三役改選が行われたが、圧倒的多数で現三役が再選された。

組合長	森本照	一五九七票	若松	五三〇票
副組合長	井上一夫	一三四九票	松本	七六〇票
書記長	原田喜代治	一四七九票	池若	六三五票

大之浦労組 教宣部

1953.1.29

ニューズ 109

一月一日より実施決定

出炭奨励金は未だ折衝中

新賃金配分終る

一月二十一日の執行委員会に於て一月以降新賃金展開については最終的に組合の態勢を確立し団交で解決しなければならない事態の発生に対処することをかくにんして小委員会を精力的にもつことを決め、交渉を進めた結果六回目の小委員会で最終案に到達した。

交渉圣過

第二回小委員会

組合側より「出炭奨励金について結論が出ないから、一月以降賃金について話合いたい。前回の小委員会で会社側の最終案が出たので組合は検討したが不満であり組合案の変更は出来ぬ」と会社側に再考慮を求めた。

これに対し、会社側は「水ぶくれが大きいのに、それを考慮に入れないで、三十八円五十銭云々は捨ててもらいたい」と述べたので、組合側は更に「査定書にいう端数の切上げをして、坑内夫五八九円、坑外夫（成人男子）三六四円にしてもらいたい」と主張、査定書に関する論議の末会社側別室協議、その後会社側は別室協議後「組合側より円未満切上げの提案は了解出来ない。配分の際は考慮する。新旧本人給の差額は職種給に入れない」と提案、論議を重ねたが、坑内五十銭、坑外（成人男子）の二十銭はまとまらず、組合側の考へ方を述べた。

組合側の考へ方は次の通りである

坑内五八九円、坑外三六四円を同本人員（二十七年十二月末人員）・就業率（二十七年一月〜九月）但し四円を除く。

家族給は二十七年一月〜九月（但し四円は除く）の実績。本人給ウエートは前協定通りで配分しない。

旨を述べ会社側の再考慮を促して第三回小委員会を打切つた。

第四回小委員会

坑内夫の水ぶくれ

一月二十三日第四回小委員会の冒頭会社側は次の如き提案を行つた。

(1) 就業人員については組合案了解、
(2) 円未満のことは後に廻わす。
(3) 組合案のうち家族給の実績をとつたことはわかるが、本人給の面で問題がある。水ぶくれの面は全然考慮に入れていない。

坑内夫の水ブクレは

請負給 100%の場合一方当り	(+) 二・八七円
技能給	(−) 六〇
職種給	(+) 六四
年功給	(+) 二・一六
年令給	(−) 一三
特殊給	(+) 三
合計	(+) 四・九七
家族給	(−) 二・八〇

差引いて二円一七銭の水ブクレとなる。

以上のことから旧本人給を考慮願いたいと会社側の考へ方をのべた。

組合側はこの考へ方を検討したが、あくまで組合案を主張するという結論に到達、会社案を拒否した。

会社側は又別室会議後、「坑内夫一方当り平均額三八円五十銭、坑外夫二五円〇二銭より坑内夫は年功給の水ブクレ二円一六銭を、坑外夫は技能給の水ブクレ五一銭を夫々差引いたものでゆきたい」と提案した。これに対し組合側は絶対反対を表明、論議の結果、会社側再度別室会議　次の提案をなし、交渉は一歩前進を現わしめた。

提案「家族給が協定を下回っていることも分るし、会社提案の本人給の事もおわかりになったことと思い、前協定の七％、即ち坑内三八円五〇銭、坑外二三円八〇銭、これを従来の職種別本人ウエートで配分したい。端数の処理は会社側に一任されたい。」

これに対し組合側は種々検討したが、組合案と大差ないことを確認したのでこの新提案を了解するが、端数の件及び配分については話合うことにして第四回小委員会は打切つた。

× × ×

直ちに給与部会をもち右最終案について検討した。

× × ×

その後端数問題で事務折衝（五・六回の小委員会で次

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.2.5

通りの確認事項を再確認した。

確認事項

1、基準賃金は坑内夫五八九円、坑外夫成人男子三六四円とする。

2、前協定に坑内夫三八円五〇銭、坑外成人男子二三円八〇銭を加算する。

3、年令給は財源その他で矛盾があるので今回は昭和二十六年九月末日現在の年令とする。

4、仕繰夫、掘進夫については仕繰夫の定額給と同額にするのでその差額は掘進夫の請負給に加算する。

5、露天夫は同様夫の平均額とする。

6、上昇額は定額給に加算する。

以上の如く確認したが、保護坑夫については種々問題があるので論議した結果、成人男子の八〇%を支給することになり、その方法としては職種給は成人男子と同額とする外技能給より二〇%に相当する金額を扣除することになつた。

職種給に加算する一方当り金額

(一) 坑内夫

職種別	級別	金額
採炭夫		四八円
掘進夫		三四
仕繰夫		三四
保坑夫		三三
定額給者	一	三一
〃	二	二九
〃	三	二七
〃	四	二五
〃	五	二三
〃	六	二二

(二) 坑外夫（成人男子）

職種別	級別	金額
坑木仲仕 棹取夫		二六円〇〇銭
定額給者	一	二四 五〇
〃	二	二三 五〇
〃	三	二二 五〇
〃	四	二一 五〇
〃	五	二〇 五〇
〃	六	一九 五〇
〃	七	一八 五〇
〃	八	一七 五〇
露天夫		三一 〇〇

(三) 坑外夫（保護坑夫）

職種給に加算する額は基準一方当り該当職種の成人男子加算額と同額とする外、技能給よりそれぞれ左の額を扣除する。

職種別	級別	扣除額
坑外請負 定額給在籍	一、二	五円
定額給者	三、四、五	四
〃	六、七、八	三
露天夫		六

(四) 掘進夫については前協定の請負額を左の通り変更する。

職種別	請負給	保証給
掘進夫(A)	三二一円	一六一円
〃 (B)	三〇九	一五五

尚出炭奨励金については交渉を進めているが、基本的意見の一致をみるまでに至つていない。

ニューズ
110

スト制限立法化？

追討企む政府に抗議

二月六日の各新聞に報道せる如く反動吉田政府とその与党たる自由党とは保守の団結の強固さに、〃電産、炭労〃を主目標にスト制限を法律化し、今後の斗争を直接弾圧せんと企図しつゝある模様である。

このことをいち早く察知した去る炭労中央委員会は右法案を阻止するため次の如き抗議文を決定した。

抗議文

去る一月二七日の閣議において公益事業ならびに基幹産業のスト制限強化の方針を決定したと各紙は報じているが、今次炭労、電産ストを契機として、このようなスト制限強化の立法を企図する政府の暴力的弾圧の野望と、追討をかけるがごときその悪辣な態度に、直接弾圧の対象とされる炭鉱労働者として限りない憤りを感じるものである。

そもそも緊急調整制度が立法されるに当りわれわれが実力をもつて反対したことは、この制度の中に内蔵されているスト弾圧的本質を見抜き、且つまたそれが憲法違反の疑いがきわめて濃厚だつたからに外ならない。しかし、その銃口は公益事業の制限外にあるわれわれ炭鉱労働者のストライキに対してひそかに向けられていることを直感したからである。

このことは今次争議に当り政府並経営者がとつた態度によつて明かに実証され、われわれは身をもつて体験させられた。

炭労第六回中央委員会は憲法によつて保障された労働者の権利をハク奪する緊急調整制度撤廃の斗いを起すことを決議せんとしている矢先、またまた緊急調整をもつてなお足らず一層の弾圧強化をはからんとする今次の閣議決定を知りその憤激を新たにした。われわれはもはやドレイでもなくドレイとなることをねがわない。

労働者の唯一の武器であるスト権を死をもつてでも断乎守り抜くであろう。

われわれはこゝに炭鉱労働者並にその家族百万の名において今次の閣議決定に対し厳重に抗議する。

この正当なわれわれの抗議を無視して労働法改悪の企図を放棄しない限り、われわれは国会内外を通じ、全国民に訴え、最悪の事態には実力を行使してでもこれを阻止する。政府はこれをただ一片の抗議文と見做し官僚的通弊をもつて応ずるならば重大な事態の発生を予期しなければならないことを警告する。

炭労第六回中央委員会の名において、われら炭鉱労働者の意志と決意を表わし政府が今次企図した労働法改悪に対し厳重抗議するとともにその撤回を要求する。

一九五三年一月二十八日

日本炭鉱労働組合
第六回中央委員会

☆大之浦労組 教宣部☆

1953.2.9

ニューズ 111

廿五日までにスト権集約
炭労、弾圧法（スト制限法案）反対の斗争方針決定

吉田反動政府は公益事業のスト制限
　法律名　電気事業および石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案
を立法化することを正式に決定・二十日頃国会上程と伝えられるが、中央本部では十一日午後一時より執行委員会をひらき、これに対する斗争方針をつぎの如く決定した。

基本方針
総評をふくむ全体的斗争として斗うが、対照が炭労、電産に限られているので、とくに炭労・電産は密接な関係をもって単独でも斗う

具体的方針
(1) 炭労は廿五日までにスト権の中央集約を行い、廿五日以降いかなる行動に応じうる態勢をとる
(2) オルグを各地方に派けんする。
１、北海道—田中委員長・常盤地方—前島中対部長・山口地方—法村部長・
九州—一ノ瀬教宣部長・佐賀・長崎—村上財政部長
２、オルグ出発日時　二月十六日
３、任務
イ、スト制限に対する政府の考えている内容
ロ、総評、炭労の斗争の考え方
ハ、政党、其の他単産の動き
(3) 二月二十二日前後を期して各支部とも、スト制限反対総決起大会を開く

大斗争の後、弱みにつけこむ
反動吉田政府のスト禁止法案出る！
最後の一線を死守し
断乎フンサイにたち上らう！

炭労第七回定期大会
静岡縣伊東市立東小学校で廿七日より一週間

議題
１、報告事項　中央委員報告
イ、一般委員報告
ロ、十月以降賃金斗争報告
ハ、第六回中央委員会報告
地方委員報告

２、議案
１、行動、活動方針に関する件
２、統制違反処分に関する件
３、救済規定の適用及び一部改正に関する件
４、本部機構改革に関する件
５、予・決算に関する件、６、役員改選に関する件

1953.2.18

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆☆

ニューズ

112

炭労法斗第一号
一九五三、二、一二

各地方本部
各支部　執行委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　田中章

スト制限法反対についてのスト権集約に関する件

今次国会の施政演説に吉田首相は、昨冬の炭労電産ストを引例して公共福祉のためと藉口し、何等かの方法をもってストを禁止する意向を言明していたが、政府は去る二月九日「電気事業及び石炭鉱業に於ける争議行為の方法の規制に関する法律案要綱」を公表し、吉田首相の言明を実施することを明らかにした。政府の立法を企図しているこの法律は、憲法に保障された労働者の基本的権利を政治権力を以って蹂躙せんとするもので有り、法の目的は、公共福祉擁護のため、電産ストによる停電をなくし、保安要員撤収による炭坑の荒廃を防止するためといっているがこれは政府が美辞麗句を以て国民大衆を胡麻化して法の制定を計画しているものに外ならないことである。この法律によれば電産は事務スト以上のストはできないことであり、炭鉱の場合は経営の崩壊を意味しないストしかできないことになり、実質的にはストを禁止することになるのである。政府は尊厳にして且つ国民全体のものでなければならない法律を、一事業、一資本家の利益擁護のため私有物化せんとしているのである。いまや民主々義の理想は葬り去り労働者の人権はあくなき資本蓄積の材料に置替られようとしているのである。しかもその当面の対象となっているのが炭労、電産である。

更に卑劣にも政府は昨冬の長期斗争により疲労困憊した労働組合の虚に乗じ、労働者の実力による抵抗の不可能なことを見越して強引に早期にこの悪法の制定を強行しようとしている。即ち二月十四日東京十五日大阪、十六日福岡の三地域の公聴会を終えて二月下旬には法案の国会提出は必至の状態である。か、る現状と事態の重大性に鑑み、二月十一日中央執行委員会は第六回中央委員会の決議にもとずきこの悪法を粉砕させるため緊急審議を行った結果「この法律は単なる炭労電産のみの対象ではない。炭労電産がこの法律によってスト規制がなされることになれば全産業に亘って自らこの規制による規制は必至である。従ってこの問題は総評に結集された全産業労働者の問題であり総評全体の斗争によって悪法粉砕は斗いとらなければならないことは勿論であるが当面対象になっている炭労電産は緊密な連繋のもとに先頭で斗はなければならない。然るこの斗争は実力行使を以って政府の大反省を促すの外はない」という結論に達した。各支部に於ては昨冬の長期斗争による疲労がまだ癒え切らない今日、実力行使の決行は至難と推察するが問題が組織と組合員の死命を制する重大なものであり且つ将来をゆるがせにできない事態を認識し万難を排して左記事項を実施して、悪法粉砕斗争に遺憾なきを期せられるよう要請指令する。

記

一、二月二十二日悪法制定反対決起大会を実施せよ。

実施要領

1、決起大会決議　電気事業及び石炭鉱業に於ける争議行為の方法の規制に関する法律制定反対

2、二十二日が公休日でない場合は二十二日に最も近い公休日に決起大会を行う。

☆大之浦労組　教宣部☆

1963.2.18.

3、大会決議は、電報、決議文等をもって左記へ送付せよ。

東京都麹町区永田町首相官邸　内閣総理大臣　吉田　茂
〃　大手町労働省　労働大臣　戸塚九一郎
〃　国会議事堂内　衆議院労働委員会労働委員長
〃　参議院　〃　椿　繁夫
その他地元選出衆参議員宛

4、その他大会の　意義を徹底せしめ大会の意義を敷衍するために必要な措置は各支部に於て処置せよ

二、三月二十五日迄にスト権を集約せよ。

実施要領

1、措　置　電気事業及び石炭鉱業に於ける争議行為の方法の規制に関する法律制定反対のためのスト権の一切を中央執行委員長に委任する。

2、集約の方法　各支部の規約に基づいて　例えば大会代議員の決議、或は全員の無記名投票等集約せよ。

3、集約の結果は速かに文書を以って地方本部を通じ、中央本部に報告せよ。

以　上

ニュース
113

吾々を指向する『争議制限法』は今后の斗争に大きく左右する!!

争議制限法はいよ〳〵労働者を弾圧する立法として、吾々の眼前に浮び上ってきた。政府は昨年の秋季斗争に於ける電産、炭労のストが、如何に公共の福祉を阻害するものであろうかという見解の上に立って、電産の停電スト、炭労の保安要員引揚げを禁止する意図を明らかにし、その後労働省が中心となって法案を作成してきたが、その要綱の成案を得、二月九日の次官会議で承認、十日の閣議で決定された。

その内容は

◎ 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律要綱

第一　本法案は、電気事業及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民生活に対する重要性に鑑み公共の福祉擁護のため、これらの事業について争議行為の方法に関する必要な措置を定めるものとすること。

第二　電気事業の事業主及び従事者は、争議行為として電気の正常な供給を停止する行為、その他電気の正常な供給に直接に障害を与える行為をしてはならないものとすること。

第三　石炭鉱業の事業主及び従事者は、争議行為として鉱山保安法所定の保安業務の正常な運営を阻害する行為であって、鉱山における人に対する危害、資源の滅失若しくは重大な損壊又は重要な施設の荒廃を生ずるもの、その他不当な行為をしてはならないものとすること。

◎ 政府の要綱説明

(1)　昨冬行われた電産、炭労の両ストライキは、幸にして最後の段階に於て拾収されたとはいえその国民経済、国民生活に与えた脅威と損害とは実に甚大なものがあった。この苦い経験に鑑み又わが国経済、国民生活及び労使関係の現状に省みてこの種ストライキの影響を最小限にするため争議行為の方法について必要な措置を定め、以て公共の福祉を擁護せんとすることが本法案の目的である。

(2)　公共的性質を有する産業は、ひとり電気、石炭に限るものではないが、種々検討の結果今回は、所謂基礎産業中でも最も基本的な重要産業であり然も昨年現実の惨害を生じ、争議行為の方法規制の必要が緊急のものとなっている石炭、電気についてのみ規定することゝしたものである

(3)　労使関係の事項については法を以って之を規制規律するよりは、労使の良識と健全な慣行の成熟を俟つことが望ましいが、一面政府としては、このことに籍口して徒に手を拱いて当面緊急の問題に対して対策を怠ることは許されないので、本法案により公共の福祉擁護のための必要な最小限の措置を取敢ず講ぜんとするものである

(4)　一般の労資関係並びにその調整については、昨年独立後の情勢に処して一応の改正を了しているのであり、よって今回は労組法、労調法については改正を行わず、専ら公益擁護の立場から右に述べた如き目的達成の最小限の法規として単行法の形をとるものである。

(5)　本法案には罰則は特に附さないが、この禁止に違反する行為は、不当なる争議行為として労働法上の保護を与えられず、損害賠償の請求を免れず、刑罰法規に該当するものは処罰を免れない。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953・2・21

ニューズ

114

〝争議規制法案〟反対を決議

九州地方本部設置は諒解す

福炭労第三回臨時總会

福炭労第三回臨時大会は二月二十一、二日の両日に亘り飯塚市商工会議所で代議員定一三三名中一〇四名出席して開催した。議長団には日鉄二瀬森氏外二名、議事運営委員長には日炭高松の沖永氏、資格審査長には三井鉱組の富田氏を選出、参議吉田法晴・日共代表田代文久両氏のメッセージ、多賀谷代議士の挨拶をうけ、次の如きスローガン採択に入った。

○炭礦社会化の実現　○最低賃金制の実施　○労働者の犠牲による企業合理化反対

○拘束八時間制の完全実施　○保安規則改悪絶対反対

○争議行為規制法案絶対反対

要望スローガンとして三池労の代議員よりの左記の動議を採択した。

○再軍備反対、平和憲法守れ　○参議院選挙を斗い抜け

山本執行委員長の挨拶は、組織強化と総[illegible]のための九本設置の確認方が強く要請された。

午後は両闘同盟三菱古賀対より「厚生両鉱で斗争中であり本大会の名に於いて激励電と餅米物心両面の援助方を要請したい」と緊急動議が提出され、満場異議なく可決々定した。

一般報告は先ず中央委員会報告、財政報告（中央資金カンパ報告、救済委員会報告ー九炭労として目下二十九件受理）を確認した。九斗委（九州中小）報告後特に論議は賃金斗争に集中、各代議員から斗争批判について鋭く論ぱく、主要点は

1、執行部は自己批判を行つたか、

2、戦術転換について情勢分析が甘くはなかつたか

3、そのため統一斗争に困難をきたしたのではないか

4、福炭労は中小対策本部の感がなかつたか

これに対し山本委員長は

自己批判は執行部ではやつたが発表はしていない。中小は従来共大手が解決しなければ解決しない。しかも企業の規模が異つているので大手にはついてゆけなかつた。戦力に開きがあるので今後は十分考慮したい。と回答し、又、萩平中小対策副部長より、賃斗の結果は大手、中小の格差が大きくなり、各級の各山の賃金がほゞ一定していたものがバラ〳〵となり、今後の格付さえ困難になつたと補足、成果は満足すべきものではなかつたとのべた。

結局は執行部より自己批判書を発表することにして各個報告は確認した。時に午後五時

第二日目は十時三十分、出席代議員九〇名をもつて成立、議案別に記すと

◎参議院選挙対策

全国区に三池労組々合長阿具根登氏（炭労公認）地方区に現参議吉田法晴氏を推薦候補にし、福炭労としてはこれが選挙対策を支部↓地区↓福炭労本部に選対委を新たに設け推進する。との提案に対し代議員より

全国区に阿具根氏までなく他にも候補者がある。

という意見が出されたが、今後選対委に任せ協議するということで確認した。

◎争議行為規制法反対斗争の件

執行部並びに炭労本部オルグ一ノ瀬教宣部長の説明があり、二十二日決起大会を行い、二十五日にスト権を集約せよという炭労法斗第一号」に論議集中、オルグよりこの法案反対斗争は実力行使以外にないと強調したが各代議員より

一、六十三日のスト後で、この反対斗争のための教宣も出来ておらず、山元の態勢確立は

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.2.23

出来ていない。
二、總評の春季斗争にからませるというが、炭労・電産の孤立に終りはしないか。
三、このストは賃斗とちがい、実力行使の性格はどんなものか。

など活潑な論議が展開されたが、特に各代議員より、

山元は主体性の確立が出来ていない。十二分に徹底した教宣活動と組織強化をやらねば昨年の労斗ストのように不成功に終る心配がある。

更に總評の計画している春季斗争の中で他産業と歩を合せることが事実上出来るかと云うことであった。

そこで結論として最終的態度は来る二十七日から国鉄の炭労大会で打出すことになり、それまでに各山元の組織の強化と、他産業の労仂者、農民、市民に働きかけ、よろんを喚起し支持を求めるということで、本大会を最後に爭議行為規制法反対總決起大会に切替へ、決意表明と抗議電報を関係方面に送ることゝなった。

◎九州地方本部設置の件

これはすでに福岡、佐賀、長崎の各地方本部で合同委員会をもち、四月結成を目標に話がまとまっていたが、機構の簡素化になっていないことと、会費一人当りの八円が高過ぎるという点でまた論議白熱した。

機構の点では副委員長三名としており、佐賀長崎に各一名宛おくのは機構簡素化ではなく、從来の形で斗争はやってゆける。

会費の点では八円に引上げることは、各山元の殊に福岡に負担がかゝりすぎる。

という反対意見が強く述べられた。

これに対し執行部より、九州の炭労組織を整備、強化してゆく上には提案通り十七名の執行部の構成と会費八円が必要であり、理解を求めたいと要望があった

結局は九本設置の基本方針はみとめるとして機構、会費の点については更に三県で協議し、福炭労地方委員会の確認を求めるという条件付で九本設置は了解の上確認した。

オルグ講座のおしらせ

直鞍地区協議会では左記の如くオルグ講座を開講するので、揃って御参加下さい

一、とき　二十八日午前三十分より
一、ところ　直方市殿町口鉄集会所（知屋）
一、講師　九大教授向坂逸郎氏他
一、題　未定

◎炭労大会議案審議の件

この件に関しては時間的な関係もあり審議はしなかった。

尚本大会で

炭労公認参議院議員候補者阿具根登氏、福炭労推せんの地方区吉田法晴氏の対辞とあくまで炭鉱労仂者のため斗い抜くという強い決意が表明され、支持方が懇請された。

御存じですか

總評の時間愈々放送

ラヂオ放送はじまる

總評では昨年末の評議員会の決定に基き、二月第一土曜から毎週土曜次のようにラヂオ放送をはじめた。

音楽センターのテーマ音楽にはじまり爭議の際の労使双方の意見、組合の動態、組合員の動きなどの外、団交、デモ、大会などの録音、一般への啓蒙宣伝を行う。

又時事解説、映画、演劇、文化問題などの解説を行う。

日本文化放送　午前六時三十五分より一〇分間（以下各一〇分間）
新日本放送　午前六時三〇分より
中部日本放送　〃　六時一〇分より
◎ラジオ九州　〃　六時二五分より
北海道放送　〃

スト禁止など反動立法と断乎斗う

—總評の声明—

再開国会に提出しようとしている重要産業のスト制限、義務教育費の全額国庫負担による日教組の弾圧などに対し全力をあげて斗うことを決め、次の声明を発表している。

一、吉田首相の演説はダレスの巻き返し政策に屈服した国民をあざむき戦争の危険に大衆を追いやるものである。

二、行政整理、義務教育費の国庫負担、警察法の改正、労仂法の改正を明らかにしたことは吉田内閣の反動性を明らかにしたものである。

三、賃上げと首きり合理化に反対して斗う労仂階級に対するスト制限のたくらみは、弾圧の意図を公然としめしたもの。国民各層と結び、ゼネ禁法など凡ゆる反動立法に対して断乎斗う。

ニュース 115

規約改正案決る！！

もめ抜いた二日に亘る委員会

前鉱会に於て規約改正案の検討を附託された委員会は、審議委員を各支部二名選出、小委員会を構成し鋭意八日間に亘り慎重審議の結果修正案を決定した。　此の修正案検討その他議案審議の為二月二十日二十一日の両日本部会議室に於て午後二時より委員会を開催した　委員会は先ず規約修正案を巡り真剣に討議を行い再び修正するなどもめぬき総会上提案を決定した。尚

○炭労大会出席代議員の件を審議したのみでその他は次会持越しと成つた。

経 過 の 要 点

◎第一日

組合長の招集挨拶　次に議長団には　小林乾蔵氏（五坑）　森岡五郎氏（二坑）の二氏を選出
運営委員兼資格審査委員には　石平氏（西五坑）　仲谷氏（三坑）　岡本氏（六坑）を選出、
議事録署名委員は　森下氏（二坑）（小松氏）を任命した。資格審査は　総数九十名中出席六十
二名で会議は成立　議事運営方針発表議事に入つた。

※規約改正小委員会委員長（山田七郎氏）の審議経過報告（経過概要プリント参照）
報告の後、審議方法を如何にするか、又小委員の決議権で論議があつたが結局　審議方法は逐
條　小委員の決議権は認めることとし逐條審議に入つた主な論点を挙げると

※論　点（異議なしの項は省略）

十五條　改正案では地区代議員会も臨時総会の招集が出来るように修正されているのに対し、
運営上問題があるの現行通りにと執行部より発言・之に対し過去の実例から必要と反
論　結局採決の結果は　改正案賛成は一四、又は地区代議員会削除賛成は三三で
◎現行通りと決定した。

三十八條　同盟罷業の直接無記名投票の場合　委任又は代理の投票は認めないと改正されている
のに対し実際問題として異論が出ていたが法的解釈より改正案通り決定

五十六條　専門部長の選出については改正案は一般組合員の公選になつているが運営支障が起る
と反対意見、之を巡つて論戦が展開された　採決の結果は　21/21　で過半数に達せず
無効　棄権者があつた為再度無記名投票を行つたところ　現行　二八　改正　二五　で
◎現行通りと決定した。

五十九條　上部組織の役員の選出については改正案と改正で種々論議されたが採決の結果は
二八／二五　で　◎改正案通りと決定した　　午後七時二十分閉会

◎第二日

資格審査は　五九名の出席で成立宣言（議長団の小林氏　森岡氏と交替）　運営方針発表後直
ちに審議再開

六十九條　組合費の件「總収入の百分の二」で總収入の見解が問題となり「臨時収入を除く」
を挿入せよと種々意見が出ていたが、採決の結果　現行賛成　四六の絶対多数で
◎現行通りと決定した。

七十條　斗争資金の件は　現行と増額（五円）で意見対立　採決の結果は　現行賛成　四九
増額　七で　◎現行通りと決定した。

※（スト中の）向坂金カンパ（保安要員手当）の事を規約に明記する必要があると意見が出ていた
が細則の時検討することゝなり現行のまゝ

（うらにつゞく）

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1953.2.24

七十四條　寄附金については、改正案の但書「一件の金額が一万円を超える時は委員会の承認を得なければならない」　が論議の焦点となり　現行、改正で論議が斗わされたが採決の結果　　絶対多数で　現行と決定した　但し「部外に対する総ての」が問題となり採決の結果　48/9　で　削除と決定、その文章は
※「寄附金は執行委員会に於て可否を決定されなければならない」　となった

八十八條　賞罰委員会の項は「定期総会前」　定期に設置する様改正されているのに対し、傾向が行はれたが結局改正案通り決定した

九十九條　弾劾の項　改正案は現行の三分の一に修正されて居り　反対論者は $\frac{1}{2}$ の妥当を種々挙げ現行を主張　賛成論者は、組合民主化の為には必要と反駁　採決の結果は　37/14　ので現行通りと決定した

※附　スト中の賃金カンパの本明文化（細則に入れる）及び専従者の有給休暇規則成文化の件は、執行委員会に於て検討せよと一任。
以上をもって規約の審議打切り1号議案に入る

※　炭労大会出席代議員の選出の件

組合長より総会での要請もあり執行委員会で種々検討したが、至急の面もあり、正式代議員五名（執行委員、代議員を含む）を本委員会に於て選出して戴きたいと提案
之に対し　一、案　執行部二名　代議員三名　二案　執行部六名　代議員六名　三案八名　等種々意見が出ていたが、先ず提案通り五名に限定するか否かで採決を行ったところ　限定する　一七　限定しない　三四　で増員と決定した。
次に、中央委員に横田副組合長を、正式代議員に竹下教宣部長を出したいと執行部としては考えているが　此の二名だけは確認願いたいと提案此れ異議なく確認された
再び何名にするか、代議員を出す、出さないで論議の結果　十二名案（執行部六名　代議員六名）　八名案（確認の二名　他の六名は各地区代議員会で代議員、執行委員を含めた中から選出）　で採決することとなった。
※採決　十二名案賛成　八名　八名案　四二名　で八名と決定した（六名の選出は各地区代議員会に於て早急に行われる）
※他に議事は　○斗争要員手当の件　○組合専従者給与の件　○会計報告　○その他が残っているが、総会終了後直ちに続会することとし　午後七時閉会した

終り

2月23日~~団体交渉~~小委員会の資料 ——（試料参考）

第十回（2月13日）賃金小委員會に於ける最終的労資対立点及他社妥結條件との比較

No 1

<table>
<tr><th>會社側案</th><th>組合側案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">1. 1月～9月 出炭奨励金</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th></th><th>320円</th><th>200円</th><th>100円</th></tr>
<tr><td>採炭</td><td>17方以上</td><td>9方～16方</td><td>1方～ 8方</td></tr>
<tr><td>掘、仕</td><td>18方以上</td><td>10方～17方</td><td>1方～ 9方</td></tr>
<tr><td>其他</td><td>22方以上</td><td>13方～21方</td><td>1方～12方</td></tr>
<tr><td>保護</td><td>22方以上</td><td>13方～21方</td><td>1方～12方</td></tr>
<tr><td></td><td>(220円)</td><td>(140円)</td><td>(70円)</td></tr>
</table>
(1) 公傷全休者に½を支給する。但し財源は一般の中で賄う
（これに要する財源15,000円）
(2) 方数は基準方数とし、公傷方数は½方を以て1方とする
(3) 実施後2.3ヶ月の状態を見改めて検討する
</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>315円</th><th>235円</th><th>190円</th></tr>
<tr><td>採炭</td><td>17方以上</td><td>10方～16方</td><td>1方～ 9方</td></tr>
<tr><td>掘、仕</td><td>18方以上</td><td>11方～17方</td><td>1方～10方</td></tr>
<tr><td>其他</td><td>21方以上</td><td>14方～20方</td><td>1方～13方</td></tr>
<tr><td>保護</td><td>21方以上</td><td>14方～20方</td><td>1方～13方</td></tr>
<tr><td></td><td>(220円)</td><td>(165円)</td><td>(130円)</td></tr>
</table>
(1) 公傷全休者に½を支給する。枠外で支給する
(2) 方数は基準方数とし、公傷方数は½方を以て1方とする
(3) 実施後2.3ヶ月の状態を見改めて検討する
</td><td>
主たる対立点
支給金額、制限方数に就ては双方共意見は大同小異であり問題はないと思考されるが、主要対立点として公傷全休者に支給する額を財源の枠外から支給するか、財源の中で賄うかの点が問題点となる。
古河目尾
配分の職種区分は直接夫、間接夫、坑外夫男、保護の4区分とし方数制限をせず、一方以上労働者は受給対象とする。
</td></tr>
<tr><td colspan="3">2. 基準外賃金中協定で定めた部分の改訂（非常呼出手当、臨時入坑手当、救護隊員手当）</td></tr>
<tr><td>現行協定額据置</td><td>賃金上昇率を適用増額要求</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">3. 技能給査定替の件</td></tr>
<tr><td>現行実施後個人査定で1月～9月期間にりする。即ち個人査定替を協定期間中しない。</td><td>協定に基き、今回改めて再査定する（2月現在）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ストライキ事後処理問題</td></tr>
<tr><td>
4. 有給休暇の件
(1) 有給休暇取得條件の変更
直接夫 180日
間接夫 190日
坑外夫 200日
(2) 上記取得條件日数に達した場合の有給休暇支給日数
<table>
<tr><th>勤續年数</th><th>支給日数</th></tr>
<tr><td>8年迄</td><td>5日</td></tr>
<tr><td>10年〃</td><td>6日</td></tr>
<tr><td>11年〃</td><td>7日</td></tr>
<tr><td>13年〃</td><td>8日</td></tr>
<tr><td>14年〃</td><td>9日</td></tr>
</table>
註 イ、取得條件日数(1)には保安要員労働方数は含まない。
ロ、平均賃金の解決條件として上記を提案する。
</td><td>
(1) 有給休暇取得條件は組合案に付き了解
(2) 有給休暇支給日数は労働協約決定支給日数の½
対立点
支給日数の½支給の組合案と會社案とが対立
<table>
<tr><th>註 勤續年数</th><th>支給日数</th><th>右日数の½</th></tr>
<tr><td>6年迄</td><td>12日</td><td>6日</td></tr>
<tr><td>7年</td><td>13日</td><td>6.5日</td></tr>
<tr><td>8年</td><td>14日</td><td>7日</td></tr>
<tr><td>9年</td><td>15日</td><td>7.5日</td></tr>
<tr><td>10年</td><td>16日</td><td>8日</td></tr>
<tr><td>11年</td><td>17日</td><td>8.5日</td></tr>
<tr><td>12年</td><td>18日</td><td>9日</td></tr>
<tr><td>13年</td><td>19日</td><td>9.5日</td></tr>
<tr><td>14年以上</td><td>20日</td><td>10日</td></tr>
</table>
</td><td>
他社妥結條件
三井
1 有給休暇資格取得條件日数算定に当っては公休日労働方数を算入
2 上記條件で失格する者に対しては27年4月1日～28年3月末日の一ヶ年の中所定就業率に達した月が6ヶ月以上ある場合所定支給日数の½支給（日未満は切上）
三菱
1 今次スト期間を控除算出（分母より操業日スト日数、分子よりスト中の労働方数を除算）した労働率が所定労働率以上の者に所定支給日数の½を支給
</td></tr>
</table>

No 2

會　社　側　案	組　合　側　案	備　　考
5.　労災給付の平均賃金算定に関する件		
(1) 救済対象 昭和27年12月1日～昭和28年2月28日の間に発生した殉職者、公傷病者。 (2) 救済の適用範囲 イ、休業保障　ロ、遺族保障 (3) 救済限度 昭和27年7月～昭和27年9月間の平均賃金迄保障する	(1) 救済対象 昭和27年11月1日～昭和28年3月31日の間に発生した殉職者、公傷病者。 (2) 救済適用範囲 イ、休業保障　ロ、遺族保障　ハ、障害保障　ニ、打切保障　ホ、葬祭料 (3) 救済限度 昭和27年7月～9月間の平均賃金迄保障する。 主たる対立点 (イ) 対象期間　会社案と2ヶ月間の差 (ロ) 適用範囲　会社案2点、組合案5点との差	他社妥結条件 三　井 (1) 27年11月1日～28年3月末日の間に発生した殉職者、公傷病者を対象 (2) 27年7月～9月間の平均賃金迄保障 三　菱 (1) 27年11月1日～28年3月末日の間に発生した殉職者、公傷病者を対象 (2) 労災給付に限り27年7月～9月間の平均賃金を基礎とした給付額迄保障
6.　(退)退職金に関する健康保険等級の件		
(1) 一般に対する健保等級変更は2月、3月賃金で新等級改正し5月1日より実施 (2) 停年退職者に限り、取扱を下記の通りとする。 (イ) 昭和28年2月1日～2月末日迄の退職に就ては1月分賃金金を以て新等級を見現行より上廻った場合は新等級に改正下廻った場合は現行等級据置 (ロ) 昭和28年3月1日～3月末日迄の退職に就ては1月、2月分賃金を以て新等級を見現行より上廻った場合は新等級に改正、下廻った場合は現行等級据置 (ハ) 昭和28年4月1日～4月末日迄の退職に就ては1月、2月、3月分賃金を以て新等級を見現行より上廻った場合は新等級に改正、下廻った場合は現行据置	(1) 一般に対する健康保険等級の改正は2月、3月分賃金を以て改正、其の実施に当っては昭和28年4月1日に遡り適用 (2) 停年退職者に対する取扱としては昭和28年2月1日以降3月31日迄の退職者は左記取扱を要求	
7.　発生食糧計算日の出勤取扱に関する件		
(1) 10月、11月はストライキ月で有るので出勤取扱としない (2) 今後本覚書は廃止し度い	(1) 10月、11月共に覚書通り取扱はれ度い	

ニュース

116

去る十日の閣議で決定されていた電産、炭労争議行為の方法の規制に関する法律案は十四、十五、十六日の東京、大阪、福岡の公聴会を経て再度検討された結果、次の要綱案を国会に上程するものとみられる。

唯、修正された点は第三条の「其の他不当行為」が削除されている。しかし弾圧立法の域から何等脱していない。

この法案は、通産省、法務省、労働省の意見を調整して決定したもので二月二十一日閣議決定を経て二月二十三日国会上程が予定されていたもので、この案が変更されることはない見通しである。

炭労電産争議行為の方法の規制に関する法律案

理　由

電気事業及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これら事業について争議行為の方法を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

第一條　この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二條　電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三條　石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七〇号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山に於ける人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

炭労定期大会出席の代議員決る

二十八年度の行動方針。予、決算。定期役員改選。当面する争議行為制限反対斗争の具体的方針決定。昨冬の賃斗批判と重要案件が審議される炭労定期大会に、当労組より左記の人々が代議員として出席する。

本　部　横田副組合長、竹下教宣部長

支　部　本社ー倍野支部長、二坑ー徳代議員、三坑ー岡代議員、五坑ー寺戸支部長

西五坑ー中村生産担当　六坑ー宇都宮支部長

尚、主婦会より傍聴者として中坊、安藤両副会長が出席する。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.2.24

ニューズ

117

出炭奨励金、基準外、有給休暇は妥結点に到達!!

―中間報告―　第十一回賃金小委員会報告

昭和二十七年十月以降賃金改定に基く山元原資のうち七%の配分についてはニュース一〇九の通りであるが、残余の(1)本年一月以降の出炭奨励金の件(2)基準外賃金中額で定めた部分の改訂（非常呼出手当、臨時入坑手当、救護隊員手当）(3)技能給査定の件(4)スト後の処理問題で有給休暇の件(5)労災給付平均賃金算定に関する件(6)退職金に関する健康保険等級の件(7)寮生食費計算日の出勤日数に関する件などにつき精力的に会社と折衝を重ねてきたが、容易に意見の一致をみず小委員会も回を重ねること十一回、去る二十三日の小委員会は会社側も三回に亘り別室協議を重ねた結果左の如く一部妥結に到達、一部については今後更に強力に交渉を進めることになっている。

第十一回小委員会で妥結をみるに到つた部分

(1) 一月～九月間の出炭奨励金

	320円 （保安225円）	220円 （保安155円）	100円 （保安70円）
採炭	17方以上	9方～16方	1方～8方
掘進、仕繰	18方以上	10方～17方	1方～9方
其の他	22方以上	13方～21方	1方～12方
保安職員	22方以上	13方～21方	1方～12方

注．1．就業方数が1方未満の者には支給しない。
2．制限方数は基準方数とし、公傷方数は全方を以て1方として算入。
3．公傷全休者に対しては、1ヶ月1人当150円（保安職員は100円）を枠外より支給。
4．上記を以て3月分まで支給し、若し差異ある場合は修正し、最後は修正しない。
5．該出炭奨励金は月末在籍者に対して支払うものとする。

(2) 基準外賃金中額で定めた部分の改訂

(1)臨時入坑手当
坑内に於ける就業四時間以上の場合　八五円
〃　二時間以上四時間未満の場合　三二円

(2)非常呼出手当
非常呼出一回に付　坑内夫　七五円
〃　坑外夫　六〇円

(3)、有給休暇に関する件

原則として有給休暇取得条件並びに支給日数は労働協約の定めによる。

但し、スト参加のため、欠格する者に対しては次の通り救済措置をとる。

1、有給休暇取得条件の変更
直接夫　一八〇~~円~~方
間接夫　一九〇~~円~~方
坑外夫　二〇〇~~円~~方

2．上記資格条件に達した場合次の通り有給休暇を支給する

勤続年数	支給日数
7年以下	6日
8〃	6〃
9〃	7〃
10〃	7〃
11〃	8〃
12〃	9〃
13〃	9〃
14〃	10〃
14年以上	10〃

註．取得条件日数には保安要員出勤方数は含まない。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.2.27

(4)、停年退職者に対する健保等級変更の件

1、昭和二十八年二月一日より二月末日迄の停年退職者に就ては一月分賃金を以て新等級に改正

2、昭和二十八年三月一日より三月末日迄の停年退職者に就ては一月、二月分賃金を以て新等級に改正

3 昭和二十八年四月一日より四月末日迄の停年退職者に就ては二月、三月分賃金を以て新等級に改正

但し、1、2、3によつて改正した健保等級が現行健保等級を下回る場合は現行健保等級を据置くものとする。

(5)、賃金返済の件

会社賃金五〇〇〇円の返済方法は次の通りとする

1、二月分賃金より五月分賃金迄は各月当り三〇〇〇円を控除する。

2、六月分賃金より九月分賃金に於て残額を均等控除する。

定、

未だ交渉をつづけている部分

(1)、技能給査定替の件

会社側提案「技能給査定替は今協定期間中（一月～九月）には行わない。」

組合側提案「技能給のアンバランスが大きいので今協定期間中に査定替を一回丈でも行いたい」

(2)、労災給付の平均賃金算定に関する件

会社側提案「1、救済対象　昭和二七年二月一日より二八年三月三一日の間に発生した罹災者、公傷病者、

2、救済適用範囲並びに限度　(イ)、医療保障、葬祭料に就ては本人の平均賃金を基礎として算出した給付額が本人の昭和二七年七月から九月分の賃金に基く平均賃金を基礎として算出した給付額を下回る場合は其の差額を全額会社負担とす。

(ロ)休業保障、障害保障、打切保障に就ては本人の平均賃金を基礎として算出した給付額を下回る場合は其の差額の八〇%を会社負担する。」

組合側提案「1、救済対象　昭和二七年二月一日より二八年三月三一日の間に発生した罹災者、公傷病者、

2、救済適用範囲並びに限度　労災給付（休業保障、障害保障、療養保障、打切保障、葬祭保障）に就いては本人の平均賃金を基礎として算出した給付額が本人の昭和二七年七月より九月までの分の賃金に基く平均賃金を基礎として算出した給付額を下回る場合は其の差額を全額会社負担とする。」

(ロ)は左の如く訂正

休業保障、障害保障、打切保障に就ては本人の平均賃金を基礎として算出した給付額が本人の昭和二七年七月～九月分賃金に基く平均賃金を基礎として算出した給付額を下廻る場合は其の差額の八〇%を会社が負担する。

(3)、寮生食費計算日の出勤取扱に関する件

会社側提案「寮生の食費計算は失われた賃金の補償であるので一〇月、十一月はストライキ月であるので賃金補償は要しない。」

組合側提案「寮生の食費計算の出勤取扱は寮に関する覚書通り一〇月、十一月共に実施してもらいたい。」

一月分増産賞与

一月分増産賞与は次の如く決定、二十八日支払われる予定

採炭	21円
仕繰、掘進	19
其他坑内夫	17
外線、選炭、坑木作仕（成人男子）	15
同上（保護）	12
其他坑外夫（成人男子）	13
同上（保護）	10
露天夫（成人男子）	17
同上（保護）	13

10月～12月出炭奨励金

新決定に基く27年10～12月分の出炭奨励金は去る11日の折衝で次の如く決り、28日支払われる予定。

直接夫	310円
間接夫	300
坑外成人	290
同上、(保護)	250

支給条件

註 1. 10月及び12月各一方以上の稼動方数を有するものは全額支給.

2. 10月及び12月何れの月かに稼動方数1方以上を有するものに対しては支給額の½を支給する

3. 10月及び12月の全期間を通じて公傷欠勤者に対しては枠外より½を支給する

ニューズ

118

決議

政府は今次国会に電気事業及び石炭鉱業に於ける争議行為の方法の規制に関する法律案を提出せんとしているが、本法案は労働者の基本的権利を制限し労働運動を抑圧して日本の民主化を後退せしめんとするものである。

政府は先に国家公務員法、公共企業体法を制定してその労働者の争議権を剥奪し更に残った民間労組、就中、電産炭労に対して徹底的弾圧を加えんとするものである

政府は旧冬の電産炭労の争議に鑑み提案したというが、炭労のとった「保安要員引揚げ」の戦術のみ抽出して論議するのは誤りである。

吾々が何故にこの戦術をとらざるを得なかったかその争議の実体を把握すべきである。公務員始め他産業が三割乃至二割ベースアップされている中にあって四割乃至三割の配当をなし高利潤を得ている炭坑経営者が地下産業の重労働に従事し低賃金に呻吟する吾々に対し四十数日に亘り一回の交渉すらもたずに放置し組織の切崩しのみに狂奔した経営者の冷酷な態度に対処したものであった事を銘記すべきである

しかし今次法案は更に炭坑労働者の争議権を大巾に制限し或は組合運動者の解雇頻発せしめ争議に対する警察権の介入を誘導せしめ徒らに紛糾を招来せしめるものであり。

緊急調整制度反対の為斗った吾々に対し更に屋上屋を架し争議権を財産権に隷属せしめた本法案は明らかに法理論の転換であり、違憲立法であり、世界の労働法の生成発展の歴史に泥を塗るものであると考えるのである。

吉田内閣は再軍備を強行せんとする為に日本の民主々義化のにない手たる労働組合を弾圧し警察法改悪、義務教育職員給与法制定と相俟って永遠に日本の民主々義を消失させんとするものである。

かゝる反動立法に対し吾々は国会の内外の全民主勢力を動員し一切の勢力を挙げて之が粉砕のため断乎斗うものである。

右決議する。

一九五三年二月二十一日

福炭労争議規制法反対総決起大会

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953. 2. 27.

植田さん、二坑の分はとって帰ります。平林

ニュース

119

スト制限法反対

スト権含む戦術、戦略 炭労中央に一任

規約改正は審議未了

——二月二十四日の臨時総会報告——

突如発表された電産・炭労に対する「スト規制法案」反対スト权集約、並びに規約改正を討議するため、二月二十四日午後二時より西坑会館に於て臨時総会を開催した。

審議は先ず「一号議案（「スト規制法案」反対斗争に於ける実力行使を含む戦術戦略を中央に一任するか否か）の提案は絶対多数を以て決定した。尚二号議案の規約審議は時間の都合上、審議なかばにて一応打切り休会した。

会議の模様

先ず高口組合長の挨拶にはじまり

○議長団選出　白平氏（西五坑）　田中氏（五坑）　奈木野氏（三坑）

○議事録署名責任者　愛甲氏（六坑）　岡本氏（本社）

○資格審査発表　総数　四五三名中出席二三一名で　成立宣言

○運営方針発表　午後六時終了　時間故に二号議案を出来るだけ審議する

福炭労大会報告（竹下教宣部長）

プリント一一四号に基き報告——質疑なく絶対多数で承認

第一号議案（スト規制法案反対斗争のスト权集約について）　高口組合長提案

「政府は吾々の弱身につけこみ一方的に、突然スト規制法という労働者弾圧法を提出した。公聴会では此の様な法律で労働組合を取締るべきでないと第三者（学識経験者）は云っている。ストは吾々のみの責任ではない。又この様な法律は世界にその例がない。会社の財産を保護する法律であり吾々にはその義務はない。吾々は此の弾圧法を断乎粉砕する為、「斗争の戦術戦略（スト权含む）を中央に一任するか否か」を提案する。

◎之に対し質疑の主なものは

○法案を徹回出来る自信があるか

○政治斗争と解釈され、首切りはないか

○戦術として当初より保安要員引上げをやったらどうか

○電産ストと同じ結果になりはしないか

○保安要員引上げは合法か

○役員改選との関連性

※その答弁

○ストの力を以て徹回すると云うのではなく・吾々の決意を団結の力を示し国会に圧力をかけ抗議する

○吾々労働者の生活・権利を防衛するための斗争であり政治斗争ではない・政治斗争の場合は自らての目的手段が使なる。首切りは起るであらう。

○軽率に出来ない。保安要員引上げの戦術は・電産ストのように・ストが長期に亘り：吾々の生活が急々切迫した時・始めて決行し得る

○例へそうなったとしても斗はねばならぬ

○合法である、政府が改めて立法することから考えても

○交替期まで現役員がやり空白をつくらない。

以上の応答を重ね、無記名投票を行ったところ、中央一任賛成　一五九　反対　三四　白紙　五

無効　一　で絶対多数を以て中央一任と決定した（要望として教宣活動の徹底があった）

※

規約改正の件

先ず審議方法について（逐條、改正点のみ、改正点と不備な点）種々論議されたが、採決の結果、改正点のみ審議するを絶対多数で決定審議に入った。

第十五條　臨時総会の招集要求を地区代議員会も出来ると改正された案と、現行の出来ないで論議の結果　絶対多数を以て現行と決定した。

第三十八條　同盟罷業の場合の代理・委任の投票权について、採決の結果、改正案通り　認めないと決定

第五十六條　専門部長の選出について、一般公選（改正）　三役支部長推セン後出身坑の信任投票（現行）で白熱的論戦を展開、この点は小委員会・委員会に於いて、もめた点である

時、予定時刻となり又成立人員に疑義が起り、本日は休会とし閉会した（午後六時）

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1953.3.1

俺達を不当に弾圧する『スト規制法』とは⁉

※正式名称　電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

※その内容

第一条　この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条　電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他の電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条　石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七〇号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

（附則）　この法律は、公布の日から施行する

※俺達が反対する理由

○憲法で保障されている労働基本権を剥奪する法である　○諸外国にはその例をみない。
○争議の責任を一方的に労働者に押しつけている。　○悪法緊急調整がありながら更にストを規制する
○労調法三十六条は死文となる（重複）　○拡大解釈して悪用されるオソレがある　○その他

※だから俺達は、俺達の権利と生活を守るために、組織労働者の全努力を結集し、力の限りを尽して此の弾圧法粉砕を斗い抜こう。　※国会上程二月二十五日　三月五日～十日頃が斗争の山だ!!

一九五三・二・二六　大之浦労組教宣部

ニューズ

120

炭労大会情報　號外

〝賃斗自己批判書作成〟に決定

炭労の第七回定期大会は二月廿七日午前十時より、伊東市伊東小学校に於て開催。

第一日（廿七日）は

・各々、メッセージを受け　直ちに中央経過報告並びに地方情勢報告につうり、質問戦が展開された。

第二日（廿八日）は

十月以降賃金斗争の質疑及び意見発表に入り、種々意見が続出、結論的に大会名に於て、賃斗自己批判書を作成する事が決定された。

その構成は、福岡・二名。北海道・二名。其の他・一名で小委員会を設置することになった。

第三日は

・スト制限法案反対斗争の討議に入る。

二月廿八日、大会にて
竹下教宣部長発

実力行使を含む戦術をもって
『スト規制法案』反対斗争展開に決る〃

三月三日午后八時、炭労大会出席中の竹下教宣部長は、次の如く、打電して来た。

電文

三日、スト制限法論議した結果、スト権を委任する　一九〇、反対　一九、白紙七、で可決す　竹下

☆大之浦労組　教宣部☆

1953. 3. 5

ニュース 121

大之浦健康保険組合の
結核療養所「進光園」落成式を挙行

大之浦健康保険組合は、結核療養所建設の必要を痛感、宮田町竜徳字益山に敷地を決定、昨年四月十二日総工費五〇〇〇万円で着工、さる二月廿五日竣工し、三月一日盛大に落成式を挙行、開園した。

同療養所は、百合野県道の北方台地に位し、交通の便よく、大之浦の中心より約三キロの地点にあり、総坪数五・五〇〇坪、周辺三方に山林をえ、風光明媚にして、しかも展望よく、空気清浄で、療養には最適地で、結核患者は安心して療養が出来ることになった。

又、国鉄バスは、療養所前に停留所を設置し交通の便は更によくなった。

療養所の規模は、ベット数百床（一室二名収容）、病棟は二階建で、他に医療、ボイラー、管理室（平家建）など、総坪数七七三坪余である。

尚、所長は九大第一内科の市川博士が就任することになっている。

大之浦労組　教宣部

1953.3.6

ニュース

122

炭労全国大会情報　第三報

竹下教宣部長速報
[illegible]炭労情報
}に基く

炭労一九五三年度行動方針決る!!

第三日（三月一日）

○一九五三年度の行動方針提案説明　午後質疑応答が行われた討議は四日目持越となり打切る

第四日（三月二日）

昨日に引続き一九五三年度の行動方針討議に入った。討論の過程を集約すると　執行部提案賛成と　これを修正する（修正要点は　1.自由世界労連の脱退　2.第三勢力の考へ方　3.政治戦線統一）で論戦が展開され、採決の結果

執行部提案賛成　一五六票
〃　反対　五〇票
保留　一票

で執行部提案通り可決した。

○次に、決算報告、会計監査報告に入る　質疑応答の末絶対多数で確認
○〃　明年度予算及び機構改革の件　提案説明　審議は明日に持越

〝スト権含む一切の権限を中斗に一任〟

〝炭労独自でも弾圧法の反対斗争に起て〟

第五日（三月三日）

○機構改革に関する件及び規約一部改正、二十八年度予算について質疑応答の後討議
○機構改革に関する件は各種々意見が出ていたが、専門部に職場対策部の増加を決定等ほゞ原案通り決定された。
○予算に関する件
討議の後、小委員会の附託となる

本部（執行部）　二名　福岡　五名
北海道　五名　その他　二名
}計二十名

○スト規制法反対斗争に関する件
意見としては　イ炭労独自でも斗へ　ロ国会共斗を活用せよ　ハ税制違反について等討議されたが　結局無記名投票の結果
「スト権を含む一切の権限を中斗に一任する」

賛成　一九〇票
反対　一九票
白紙無効　七票

で絶対多数を以て　ストを実行しても斗う決定がなされた。

○規約一部改正の件（主な内容は専門部の責格等）

賛成　二〇二票
反対　九票
白紙無効　五〃

☆☆大之浦労組　教宣部☆

1953.3.8

第六日（三月四日）

○規約・統制違反に関する件　昭和二十八年度活動方針の件審議

○規約は執行委員会案中　組織対策部を新に設置する事で決定

○統制違反に関する件は　統制委員会答申案通り決定

統制は　除名　と　情状酌量による自己批判書並に誓約書提出の二種とする

○昭和二十八年度各部　活　動　方　針　は組織部　教宣部・法対部を除いて決定

第七日（三月五日）

○議題に引続き　各部活動方針に入る　組織部案を除き一括して採決の結果 絶対多数で原案確認

○新賃金斗争方針の件　質疑応答の後原案確認

○労仂協約斗争に関する件　質問意見なく決定

○退職手当斗争に関する件　種々意見があったが意見を加え異議なく確認

○上期期末手当斗争に関する件　（要求額 二万円）原案通り確認

○企業整備斗争に関する件　（対策委員会を構成してやる）　意見を加え確認

○災害補償対策に関する件　質疑の後　確認

○最賃規定に関する件　質疑の後　確認

尚　大会を一日延期を決定した。

新役員。予算決る。。

第八日（三月六日）

○議題日であるので議事未了の件を討議決定した。

○行動方針並に活動方針の一部修正・機構改革並に規約一部改正・十月以降賃金斗争批判書審議の後　提案通り決定

○予算に関する件　小委員会の結論を討議　十七円案が十一円五十銭となる

○その他　斗争資金・離職資金　企業整備　田中委員長の件等を討議

○最后に　役員の改選に入り左の新役員を選出した。

委員長	阿部竹松	（三菱大夕張）	賃金対策部長	村上一義	（伊王島砿）
副委員長	原　茂	（北炭平和）	総評担当部長	石黒　清	（三井砂川）
〃	緒富義高	（三菱新入）	会計監査	松村秀太郎	（夕張労）
事務局長	藤原光国	（日鉄二瀬）	〃	寺田四郎	（　）
〃次長	久保田武己	（三井三池）	〃	元永祥一	（東見初砿）
財政部長	下見弘法	（三菱上山田）	〃	梅崎鉄之助	（三池労）
教宣部長	一ノ瀬　昂	（三菱高島）	〃	北川　某	（杵島労）
〃副部長	鴻田亀治	（住友弥生）	〃	山口春次	（飯野労）
法規部長	片山信雄	（宇部沖ノ山）			
保安生産部長	中川盛光	（三井美唄）			
調査部長	直江利良	（大　正）			
〃副部長	上村清吉	（三井芦別）			
組織部長	熊谷雅春	（北炭神威）			
厚生部長	十二村吉長	（住友奈井江）			
中小対策部長	前崎善太郎	（杵島大鶴）			
〃副部長	山野出優	（古河好間）			

ニュース

123

三月十四日までにスト態勢の確立

スト制限法反対斗争

第七回炭労大会 具体的方針を決定!!

基本的斗争方針

政府は公共の福祉擁護という美名にかくれ、ストによる一切の責任を労仂者に転嫁し、独占資本と圣営者の擁護育成のため、「電気事業及び石炭鉱業における争議の方法の規制に関する法律」（略称、スト制限法）を制定しようとしている。

この法律は直接にわれわれの正当な争議権を権力をもつて弾圧するものであり、労仂者の基本的権利をじゆうりん・はく奪する悪法である。

われわれは平和を守り、民主々義社会建設のため、かゝる反動逆コースの立法には絶対反対する。

われわれは自らの生活と権利を守る自衛のため、断乎として斗わなければならない。

政府資本家は結託して国家権力を私有化し、一切の反動勢力をもつてわれわれに対決を迫つているこの時、この斗争は容易ならざるものがあるが、われわれは総力を結集し、果敢な斗争をもつて目的を完遂しなければならない。

そのためにこの斗争に必要な、具体的行動方針を提案する。

具体的斗争方針

一、斗争の規模

1、炭労、電産を中心とした、総評全体の斗争の中において強力に斗う。

二、斗争の方法

1、ストを含むあらゆる方法をもつて立法反対抗議を行う。

2、実力行使は炭労独自でも斗うという決意をもつて、下部斗争態勢を確立する。

3、炭労独自のスト決行は、その必要性、価値判断等を主体的、客観的、全体のふり合いの中で判断し、中央斗争委員会が決定する。

三、スト態勢の確立

三月十四日以後は、何時にてもスト決行が可能な態勢を確立する。

四、斗争委員会

(一)、斗争委員会の設置

1、中央本部に中央斗争委員会（略称、中斗）を設置する。

2、中斗の下部機関として、各地方本部毎に地方斗争委員会、および支部毎に支部斗争委員会を設ける。

(二)、中斗の権限

1、中斗は、斗争に関する指令権其の他一切の権限を有する。

(三)、斗争委員会の構成

1、中斗は中央委員会及び各地方斗争委員会より左の区分により選出された代表者をもつて構成し、斗争委員長は中央執行委員長とする。

福岡及び北海道地方斗争委員会より各々二名、常磐、山口、佐賀、長崎地方斗争委員会より各々一名

2、地方斗争委員会は支部と直結し、支部の啓もう宣伝、指導及び状況の把握等に機動的に活躍することができるよう各地方の実態に即して構成する。

3、支部斗争委員会は、支部組合員を掌握し、支部の実情に即して設ける。

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1953.3.8

四、斗争委員会の運営

1、斗争委員会の運営は、規約・規程の定める大会・中央委員会等諸機関の決議に従い運営する。

2、中斗委員中、地方斗争委員会の代表者は、必要に応じ、中斗委員長が招集する。

五、首切り反対斗争

1、この斗争によつて経営者その他のものが責任追及その他の理由によつて、首切りその他の不当な行為をした場合は、ストを含む斗争をもつてこれを撤回させる。

2、組合員（幹部を含む）がこの斗争によつて首切りその他により会社の従業員でなくなつた場合、組合員たるの身分を保障するよう支部の規約を改正する。

但し、既に措置の完了されている支部はこの限りでない。

3、組合員で首切りその他のギ牲を蒙つた者は、救済規程を適用し救済する。

六、スト権の集約

1、目　標

スト制限法立法反対、首切りその他経営者その他のものの不当な行為反対

2、集　約

ストを含む一切の権限を中斗委員長に一任する。

十二日に全国一せい休暇戦術

日教組の"義務教育学校職員法"反対斗争

福岡でもハンスト戦術を展開している日教組では、いま国会で審議されている学校教職員の政治活動禁止法案といわれる義務教育学校職員法案に反対して、来る十二日全国一せい休暇を行う。すでに全国四十四都道府県が本部に指令権を委せている。日教組としては全国的な一せい休暇を行うことははじめてで、十二日には全国的に授業不可能の状態となるわけである。また二十九日を同様に第二次十四日の総評労働者大会には地方代表の参加が続々きめられており、教育防衛大会が準備が進められている。

なお二十～二十一日に中央委を開き、四月以降の斗争方針がきめられる。

總評はかく決定している

國會内外相呼応して

悪法粉砕に邁進

スト制限、義務教育学校職員法案に対して国会野党議員団と呼応して強力に斗いを進めている。日教組は廿八日四万人の教育防衛大会以後、来る十二日の賜暇戦術による圧力を加える一方、総評は傘下四百万の労働者を動員、労働者大会を全国一せいに開き、これらの悪法案に対し強烈な反対斗争の方針を決定している。かかる院外の動きに対し政府、自由党は、さきに提出した警察法改正、新年度予算案、首相の失言問題にからみ野党の猛攻を浴びている。二十三日に「義務教育学校教職員法」二十五日に「[illegible]スト制限法」を国会に提出。これが法律化に懸命になつている。しかしはげしい世論の前に難航中のものの如くであり、自由党幹部筋は教育職員法案は警察法改正案と共に審議未了になる可能性が多いと語つており、スト禁止法案と共に、これら反動三立法案を未了、不成立に終らせるよう、国会共斗会議は、連日情報交換を行つて政府、与党に圧力をかけている。

総評は二月二十四日声明を発し、広汎な世論に訴えつつ、十四日全国的抗議運動を展開すると共に、私鉄、炭鉱その他多くの組合の賃金斗争を合せて三月中旬から下旬にかけて決定的斗いを決行することを決定している。

ニューズ　124

規約改正案決る

難航極めた総会四日間

定期改選を行う為急がれていた規約の改正は、総会が予定通り進行せぬ為（二月二十四日、二十五日三月一日、三月十日の四日間縦論を繰返し又流会も惹起）延々となっていたが、漸く十日の総会に於て改正案の決定をみた。難航を極めた四日間の総会をふり返ってみると

◎第一日（二月二十四日）は、既報ニュース一一九号の通り。

◎第二日（二月二十五日）は、悪天候の為十数名の定刻取不足によりやむなく流会となった。

◎第三日（三月　一日）は、出席者二二八名で（総数四四九名）過半数に達し成立宣言　直ちに

※規約第五十六条の審議に入る。その意見は前回同様であるが主なものを挙げると、

改正案＝全組合員の直接無記名投票

1.規約第十一条に選挙権・被選挙権が認められているのに非民主的な現行規約は民主的でない。

2.幹部は新陳代謝の必要がある。現行では情実的に流れる。知識技術も必要であるが、労働者的意識が尚必要。

現　行＝三役支部長推薦候出身支部の信任投票

1.選挙権・被選挙権は信任投票でも生されている。組合員の為になる規約、運営が必要であろ

2.八名の公選者では運営に支障がある尚・住吉以案の寿向技術も必要又支部の組合員数で我田引水になるオソレがある。

以上の意見により、現行か、修正か（改正案含む）で採決を行ったところ、修正　一一四票　現行九八票で　現行は否決となり修正案　1.全組合員の直接無記名投票　2.執行委員会の推薦候出身支部の信任投票　を巡って論議の末採決を行ったが　1.案　六二票　2.案　八四票　で過半数に達せず無効となる。（二急二の件は保留として之を審議）

※第五十九条　上部団体役員の選出については種々論議された結果、絶対多数をもって改正案通り決定した。

※第七十条　斗争資金については現行通り決定した。

※第七十四条　共済会については現行通り決定した。　第八十八条選挙管理委員会については修正案通り挿入と決定した

※第九十九条　は第五十六条と関連があるので保留、再び第五十六条に戻り激論の末、採決に入ったが　1.全組合員の直接無記名投票　六六票　2.執行委員会で推薦候出身支部の信任投票　九七票　白紙　二票で再び過半数に達せず無効となった。この時動議として、この様な状態では定期改選が遅れるばかりであるので現行規約で改選したらどうかの意見が出されたが、規約改正後新規約に基いて改選すべきであるという意見が絶対多数でこれを確認し、本日は一応休会となった。

◎第四日（三月十日）は　出席者　二三一名で成立宣言　前回議事録署名委員欠席の為　鶴飛（三坑）　本田（西五坑）両氏交替。

先ず前回に引続き規約保留点の審議に入る。第五十六条（寿向部長選出について）、討議の必要ある　ないで論議されたが結局各二名の代表意見発表を行い採決に入った

1.全組合員の直接無記名投票で選出＝○　一二四票

2.執行委員会推薦候出身支部の投票で選出＝×　一一四票　白紙、無効棄権　一四票

右投票の結果、有効、無効で論議を生じたが、結局無効となり再投票を行った。

1.　○　一二八票

2.　×　一一〇票　白紙　四票

で過半数に達し、寿向部長の選出は難航後、全組合員の直接無記名投票と決定した。

次に第九十九条（弾劾の項）は、採決の結果　現行　一七三票　改正　八票で現行通りと決定した。

尚、第三十七条の内「構成員」の解釈が問題となったがこれは委員会で検討することゝなり規約（本則のみ）審議を終了した。直ちに全組合員の賛否投票を実施することになっている。

※改選予算の件　過去の実績と賃金値段の増額を検討の結果　三十万円の予算案を提案　質問の後絶対多数で提案通り確認

※炭労全国大会報告（[illegible]）寺戸五坑支部長説明　後会費の件　現行十円五十銭を十一円五十銭に値上　斗争費　十五円（四日に十円　五月に五円徴収）を絶対多数で確認　以上をもって総会を終了した。

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

1953.3.14

ニュース

125

前回委員会（二月二十日・二十一日）の続会を総会終了後直ちに開催する予定であったが、総会が予定通り進行せず（三月十日終る）漸く三月十三日十四日十五日開催の運びとなり　（十三日は定則数に達せず流会）　懸案の議事をほとんど審議決定した。　於て　本所会議室

※三月十四日

規約・全細則の審議終了!!

続会であるので議長団専従役員は前回同様　資格審査は出席四十七名（総数九〇名）で成立宣言

運営方針発表　全細則を六時半迄終了

◎選挙細則――山田小委員長説明（改正点）以下各細則毎に説明

質疑応答の後逐条審議に入る　特に論議されたのは　第二十九条の選挙運動について戸別訪問の是非が論議されたが採決の結果改正案通りとなり全文に亘り改正案通り決定した。

◎会計細則

質疑なく　改正案通り決定

◎旅費規程

質疑なく　改正案通り決定

◎給与規程

質疑応答の後、第十一条を廻って論議、特に会議役員手当の内　地区代議員会運営委員手当支給の是非について種々意見があり採決の結果　支給する　三名　支給しない　四一名で支給しないと決定した。

組専従者の有給休暇について論議（この件は一応確認されているが成文化されてないので、執行部で次の如き案を作成提案）

「組合専従者が職場復帰後に専従の為失われた有給休暇は、有給休暇取得発生日迄組合より十二日を限度に補償する・但し組合専従を通算して一期を超える毎に一期につき一日を加算し最高二十日とする」（給与金額は給与規程による）

右案を巡って討議（会社の年功を加味すべきである・原案の通りでよい）の末採決

１．原案通り　一一票

２．原案に会社の年功を加味し会社取扱方法に準じ加算　三四票

で、２案通り決定した。次にこの規程の実施期日について論議されたが結局、昭和二十七年十月一日迄遡及と決定した。

◎統制部規則

質疑なく　改正案通り決定

◎職場会議規則

この規則は有名無実であるので必要なしの意見もあったが、今後職場斗争は重要であるから尚充実する必要があるとの意見が絶対多数で、異議なく決定した

◎会議規則

この規則は改正点が一ケ所もなかったが、前総会で問題となった規約第三十七条「構成員」の解釈を附記されていたので次の条を討議

第九章　採決

第三十四条　採決は原則として無記名投票が優先する。但し規約に定められたほかは会議にはかつて挙手又は起立で行うことが出来る。

第三十五条　会議は議員定数の過半数で成立する。採決の場合その議員の過半数で決定する。但し会議中途に於て已むを得ざる事情により成立人員に達していない時の採決は

―会議成立当初の出席議員数の過半数を得たとき賛否の決定が出来る。

必要なしという意見もあったが採決の結果三八対二で提案通り挿入と決定した。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.3.17

◎書記局規則

異議なく　改正案通り決定

◎執行委員会細則

六條の改正案に疑義が起り（委員長は事案処理后直ちに組合長並代議員会に報告する旨明記する）[illegible] 傍線のヶ所を種々論議の結果次の様に修正した

「委員長は事案処理後直ちに組合長に報告する但し事案処理後の結果はそれ〳〵の機関に報告する」

◎統制委員会規程

質疑応答の後，異議なく改正案通り決定

◎貯蓄会部規程

質疑応答の後　異議なく改正案通り決定

以上をもつて，規約は全細則に亘り審議終了した，次回は明日（十五日）二時より開催を決定し六時四十分散会した。

※三月十五日

『専従者給与』『斗争委員手当』を決定

資格審査は出席四七名で成立を宣言，議事運営委員欠席の為　宇留（三成）一好（六荒）両氏交替，議事録署名委員の小牧氏欠席の為西永氏交替

◎十二月，一月分の会計報告に入り別紙プリントにより中元財務部長説明

報告後，消耗費，印刷費，銀行予託，各種ピケ隊費等種々の質疑応答があつたが，宇山会計監事の異状なき旨説明後確認された

◎専従者給与の件＝吉田小委員長小委員会の審議経過を説明

「二月十二日〜十五日迄四日間合議制で審議，考え方として現行は白紙に返す，基礎としては職員賃金をとり慎重に検討の結果次の如き案の決定をみた」

専従者給与（案）

組合長	20.500円（現在）	（現行 19.000円）
副組合長	20.000〃（〃）	（〃 18.500〃）
書記長	19.500〃（〃）	（〃 18.000〃）
支部長	19.000〃（〃）	（〃 18.000〃）
専門部長	18.600〃（〃）	（〃 17.400〃）
執行委員	18.000〃（〃）	（〃 16.900〃）
部員	17.200〃（〃）	（〃 16.000〃）
平均ベース	18.226円31銭（6.73％増）	
註記	現行に1.000円増（男子）	500円増（女子）

この提案に対し種々質疑応答がなされ採決に入つた。その結果は

右小委員会案通り賛成――三〇票　反対　〃四票　で小委員会提案通り決定した

次に書記の給与も提案通り決定した。

◎斗争委員手当の件

（提案）現行の一五〇円は低いので二五〇円とする。但し今迄は各支部業務がまち〳〵であつたので今後は出来るだけ統一する。実施は今後の斗争よりとする

この提案に対し　値上げの必要なし或は妥当である等種々意見が出ていたが採決の結果

二五〇円　賛成　二六　反対　四　で二五〇円と決定した。

続いて実施期日が論議されたが意見が（十月に遡及せよ，今後の斗争より）まち〳〵で結論が出ず，中途執行委員会を開催し新しい提案をする等もめた挙句採決を行つたところ

十月に遡及賛成　一九　反対　一〇　白紙無効　五

で過半数に達せず無効となり再び無記名投票で採決を行つたが

十月に遡及賛成　二〇　反対　九　白紙無効　五

で再び過半数に達せず無効となり，結局次期委員会迄保留となつた。

◎最后に昨日決定をみていた執行委員会規則の第六條について修正提案があり異議なく確認され委員会を閉会した。

ニューズ

126

衆・参議院選挙斗争

資金カンパ一〇〇円結論出ず

第廿六回地方委員會

第廿六回福炭地方委員会は三月十九日午前十一時より飯塚商工会議所で開かれ、議長団に高崎氏（大正労組）を選び、中央大会報告、地方情勢報告の後直ちに議事に入る。

一、九本設置に関する件

九本設置については、一昨年からの懸案事項であり、今年に至り再三の三鉱合同会議で設置寸前迄到達したが、八円の会費をめぐって意見の統一がみられず今日迄に至ったが、この件について種々論議が交わされ、結論として四月中旬三鉱合同代表者会議を開き、尚検討を続ける。その間三鉱の要求期代表者会議（明治、三菱、住友）を開き、もっと根本的に掘下げこれが実現方に努力する

二、企業整備反対斗争の件

第七回炭労定期大会の決定に基き、企業整備反対斗争要綱会を可及的速かに設置しなければならない必要に迫まられ、殊に今年度の大きな斗争の一つとして挙げられているだけに種々論議された。中央の要綱に基き、福炭労として左記基盤から企業整備反対斗争要綱を選定する事を確認した。

九共斗　一名（明島）　福炭連中小　一名　執行部　一名

尚企業整備反対斗争委員会の構成は　（中央執行委員、大手八社　各一名　福岡、北海道地方本部より各三名、その他の地方本部より各一名）

三、衆・参議院選挙斗争の件

三回に亘って選挙対策委員会を開催し、種々検討した結果

1、資金カンパとして組合員一人当り　一〇〇円

2、選挙対策委員会の構成を、一区二名　二区七名　三区二名　四区四名　執行部　四名

計　一九名　（中　委員長　一名　副委員長　二名）

3、衆参議院公認候補、推薦候補として

衆議院　福岡一区　推薦　福田昌子　河野　正　二区　公認　多賀谷真稔・推薦　吉野武一

〃　三区　〃　田中稔男　四区　推薦　滝井義高　熊本一名　推薦　坂本泰良

参議院　全国区　公認　阿具根　登　地方区　推薦　吉田法晴

以上の提案に対し、資金カンパ一〇〇円の問題は本地方委員会で結論を出す事は困難である。殊に予算案なるものが、掘り下げて検討されていない。組合員に対し大義名分のたつ予算案を編成する必要がある。再度選対委で検討し臨時大会で決定すべきである、の意見が大勢を決し確認された。

しかし乍ら、既に選挙戦は開催されているし、候補者も早急に運動しなければならない段階に追い込まれているので、大会で予算が確認決定される迄暫定的に二百万円借入金として支出したい旨が執行部より提案可決された。

又参議院全国区推薦候補として松本治一郎氏を推すべきだという提案がなされ　二二票　対　四票で松本治一郎氏を推薦候補にするか決定され併せて、田川支部より　四区　池田禎治氏を推薦候補にすべきであるとの提案がなされたが、炭労の選挙綱領に合致しない旨を以て、二三票　対　五票で否決された

四、定期大会開催の件

規約上からゆくと三月改選になっているが　この点どのように処理するかについて問題が提議されたが。

1、今後選挙斗争を強力に勝ち抜くため繰下げ改選をやれ

2、現執行部として実質的に二名の執行委員（事務局長、法対部長）が欠けない状態にある。これを補充して執行部の充実を期し選挙戦を勝ち抜くため繰り上げ改選をやるべきである　という、

二つの意見が出、採決の結果　一九対一二で繰り下げ改選（五月中旬頃）をすることに決定、但しこれにかわるものとして二月二十五日頃、臨時大会を開催する事を決定して午后五時散会した。

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

1953.3.21

ニューズ 127

炭労企斗第一号
一九五三年三月十日

各地方本部
各資本別
各支部
執行委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

企業整備反対斗争委員会委員選出に関する件

去る炭労第七回定期大会決定による、企業整備反対斗争委員会を可及的速かに設置する必要があるので、各地方本部は左記により委員を選出するよう右指令する。

記

一、企業整備反対斗争　斗争委員を速かに選出せよ

1、委員は在京八社より各一名、福岡、北海道地方本部より各三名、その他の地方本部より各一名とする。

2、第一回企斗委は、三月二十日を目途に開催する。

3、委員は、氏名、役職名、出身支部名を記し、中央本部へ報告せよ。

三月十六日　PM 五時四十分
東京　塚原～福岡　和田

東京電話情報

一、中央委員会開催の件
三月二十二日（一日間）　場所　炭労本部

議題
1、中央執行委員会経過報告
2、衆議院選挙対策
3、地方役員改選延期の件

中央委員は組炭労十一万五千名として二十九名

スト規制法反対斗争の件

一、十八日の中斗招集は無期延期する
一、二十四日の実力行使も無期延期する

スト制限法反対斗争、与論調査集約表

支部別＼項目	配付数	投票総数	賛成	反対	無効白紙	賛成%
本社	三一〇	二〇一	一三三	五六	一二	六六%
二坑	一六三〇	一三八三	八七二	三七二	一三九	六三%
三坑	二三〇〇	一五六五	一〇六八	四四二	五五	六八%
五坑	一七七五	一四一六	八八五	四一九	一一二	六三%
西五坑	一〇二〇	八九〇	五九一	二四〇	五九	六六%
六坑	二〇三五	一五七一	一一五七	三二七	八七	七四%
合計	九〇七〇	七〇二六	四〇〇六	一八五六	四六四	六七%

組合規約改正与論調査終る

支部別＼項目	配付数	投票総数	改正賛成	改正反対	無効白紙	賛成 %
本社	320	210	151	32	27	72%
二坑	1640	1289	840	249	200	65%
三坑	2300	1425	1140	180	105	80%
五坑	1900	1463	999	318	146	68%
西五坑	1020	810	555	157	98	69%
六坑	2035	1468	985	308	175	67%
合計	9215	6665	4670	1244	751	70%

1953.3.21

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニューズ 128

三月三十日 午後2時
五坑会舘

臨時總会

1、組合定期改選の件
2、衆・参両院の選挙対策の件

是非御出席下さい

三月二十六日午後二時より開催予定の臨時総会は定刻より二時間を経過したるも成立人員に達せず流会した。しかも僅かの人員不足で流会したことはまことにいかんである。

ときあたかも、組合改選（定期）と衆、参議院の選挙が重複するので、早急に機関の決定により態度を明確にして、スト禁法など労働法改悪を企む保守陣営をタタキつぶすための公明選挙を推進して、吾々の代表を一人でも多く国会に送るため、すでに熱戦に突入している選挙対策を確立する必要を痛感する。

代議員諸氏の良識に訴え、再び流会せぬよう大之浦労組の前進のためにも来る三十日の臨時総会には是非出席されるよう、二十七年度の最終を飾ろうではないか。

大之浦主婦会の定期総会　三月三十一日午前一〇時

昨年八月発足した大之浦主婦会の定期総会は来る三月三十一日午前十時より五坑会館に於て開催の上、二十八年度行動方針、予算の審議、役員改選を行う。

かいせつ 解散と選挙

昨年十月の総選挙以来僅か五ヶ月足らずで吉田ワンマンは政権をなげ出し、講和発効後二回目の選挙がはじまっている。

今回の解散は直接的な原因は野党の不信任、之に同調した民同派の動きであった。しかし野党を追いつめ、自由党を分裂に導いた力こそ労働者大衆の反米、反吉田の圧力に他ならない。

昨年の十月選挙で買収と弾圧で過半数をかくとくした自由党は去る国会で一兆億円をこえる再軍備予算をはじめ、教育のフアツシヨ化を狙う義務教育学校職員法、警察法、スト禁法など弾圧諸法規を提示する一方、低賃金、合理化、重税、再軍備政策で国民の生活をおびやかし耐え得られない状態に追い込みつゝあった。

こうした吉田政府の戦争政策に対し、昨秋の長期大斗争をはじめ多くの仲間は実力斗争にたち上りつゝあり、一方在日同胞の帰国にあたつても国民の手による帰国をかちとった。

この平和と独立、生活を守る斗い前進こそ、国会解散を実現した力であろう。

だがこの解散によつて吉田内閣の戦争政策はふんさいされたのではない。スト禁法も撤回されたのではない。保守反動ともは一層反動的戦争政策推進のため、保守連合による過半数めくとくを狙い、弾圧と買収が一層はげしくなるだろう。

かく思うとき、われわれは平和と独立と生活を守るため、彼等の野望をふんさいし、公明選挙で今次選挙斗争を斗いとらねばならぬ。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.3.27

ニューズ
129

春季斗争方針を決定!!

第七回中央委員会終る

第七回中央委員会は三月二十二、三日の両日に亘り炭労中央本部会議室に於て開催し、春季斗争補正予算、炭労の公認、推せん候補の決定を行つた。

出席は定員六十五名中四十八名で成立し、議長団は三井砂川労組の佐藤嘉雄氏、三井田川労組の田中政志であつた。冒頭、阿部委員長は次の如く挨拶を行つた。

スターリン亡き後ソ連はマレンコフ首相となり世界政局はとみに緊張の度を加え、アメリカは又、口に平和を唱え乍ら朝鮮戦争を継続している。日本では吉田政府が国民の総攻撃を受けてついに解散して総選挙となつた。われわれは吉田、鳩山、重光に再び政権を許してはならない。そうでなければ三ヶ月後には再びスト禁法などを中心とした悪法が生まれるであろう。われわれは一切をあげて選挙斗争に集中し勝ち抜かねばならぬ。

つゞいて中央、地方情勢報告がなされ、質疑応答に入り、(1)総評全体がスト規制法に対しどのように斗つたか。(2)常磐労組に於ては組合員（三三〇〇名中三〇〇〇名の反撥を考えて五パ既に五〇〇名の出勤停止を労組は認めているか中央労働委員会に提訴中）(3)スト規制法で中央は斗う決意があつたか、などについて行われ一括確認された。

決定事項

（質疑応答省略）

一、衆議院議員選挙の斗争方針は第六回中央委員会決定による選挙斗争方針による。

二、炭労の公認、推せん候補の決定　（総会資料参照のこと）

三、炭労研（炭労を政治結社に切替）公認、推せん候補に献資することを確認する。

党の要請に従い社会党左派、労農党の立候補者の内指定したものに三〇万円程度の献資を行う。各個人の借用書をとり、党が返済の最終責任を負う。利子四分三厘・返済第一期五月末、全額八月末皆済のこと。当面労働金庫から一二〇〇万円程度の現金を借用した。

四、斗争予算案

原案について小委員会に附託、審議の結果成案を確認　（総会資料参照のこと）

第七回定期大会の春季斗争費補正予算として実施されることになつた。

五、動議

1、油谷芦別斗争支援の件　（北炭労提出）

十八日二十四時間スト、その後無期限ストに入つた油谷芦別労組の斗争は総評対民労連の対決であり、長期斗争必然となつている。

全国的カンパは無理と思うが、物心両面から万全の援助を行いたい。この対策は中央本部、地方本部が処理する。

2、国際青年権利擁護会議代表派遣の件　（福岡三菱方城提出）

国際平和勢力と提携する機会として標記会議に出席する予定の二名の代表に旅券が交付されていないが外務省に抗議を申込むよう決議されたい。

右の内容の動議は否決された。

なお、地方本部、支部などの役員改選を延期し、斗争態勢整備をはかる件については、提案理由として、——役員改選によつて執行態勢に空白期間が生じ、選挙斗争に支障を来す懸念があるので四月下旬から五月上旬まで延期するよう決議されたい。

この提案に対し、——下部はすでに斗争態勢をとつているので決議として拘束するのは反対、強い要請とせよ、という意見が出され、これが異議なく可決された。

また、参院全国区は種々論議されたが、阿具根氏一本に決定し、地方区、衆院については巾をもたせることに決定した。

☆☆ 大之浦組　教宣部 ☆☆

1953.3.27

ニュース 130

第1回──福炭労仐下支部選対代表者会議開く

三月二十三日午前十一時三十分より飯塚商工会議所に於て第一回福炭労支部選対代表者会議を開き、今次選挙に対する選挙対策機構の確立、基本スローガン、運動方針などを決定した。出席支部は二十三支部であつた。

決定事項

一、選挙対策機構確立の件

(イ)、別紙機構図の通り決定

地区選対責任支部中、直鞍地区の責任支部は三菱新入連合に於て協議の上一支部を選び──

福粕地区に於ては、高田、勝田両支部が協議の上、一支部を選定する。

(ロ) また、各地区選対で速かに会合をもち、二十六日までに次の通り福炭労選対委を早急に決定することを要請。

嘉飯地区	二名	第二区
直鞍地区	二名	
遠賀地区	一名	
山田地区	一名	
福粕地区	二名	第一区
三池地区	二名	第三区
田川地区	三名	第四区

(ハ) 福炭労選対は各地区選対より出される右の十一名と執行部四名（山本、秋吉、甘田、和田）計十五名によつて構成し、来る三月二十七日午後一時より福炭労に於て開催する。

推せん候補の取扱について右の選対に於て協議する。

二、基本スローガン決定の件

今次選挙を斗うための基本スローガンを次の如く決定した。

一、最低賃金法の制定。
二、労仂者の企業参加を法制化せよ。
三、社会補償制度の確立。
四、再軍備反対・平和憲法を守れ
五、保守反動政権の粉砕・民主政权の確立。
六、石炭産業の国有国管。
七、弾圧法規の制定反対

三、運動方針

(イ)、炭労研によつて一般的教宣方針を流す。
(ロ)、各選対機構を通じて浸透作戦を練る。
(ハ) 炭職協、並びに炭坑婦人団体の積極的動員と併せて、各支部選対の果敢な選挙斗争を展開する。

四、臨時執行部員の選出について

現執行部の欠員、病欠を埋めると共に激務を補うため、二瀬労、鉱及び西鉄連より各一名（計二名）の執行部を出して応援を願う。

右執行部員については、行動費は選対費より出すが、給与は選出母体で出すことに決定。

1953・3・27

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

別紙

ニ1-ス/30.付

参議·衆議·福炭労選対機構並構成

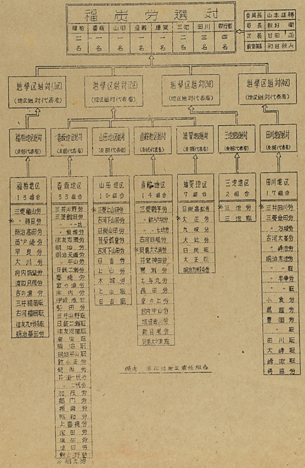

福炭労選対

稲粕	嘉飯	山田	直鞍	遠賀	三池	田川	執行部
二名	一名	一名	一名	一名	二名	三名	四名

委員長	山本経勝
局長	秋好　衛
次長	甘田　正
教宣部長	和田秋人

選擧区選対(1区)（地区選対代表者）

選擧区選対(2区)（地区選対代表者）

選擧区選対(3区)（地区選対代表者）

選擧区選対(4区)（地区選対代表者）

稲粕地区選対（支部代表者）

嘉飯地区選対（支部代表者）

山田地区選対（支部代表者）

直鞍地区選対（支部代表者）

遠賀地区選対（支部代表者）

三池地区選対（支部代表者）

田川地区選対（支部代表者）

稲粕地区 13組合

- 三菱亀山労
- ※〃勝田労
- 明治高田労
- 西戸崎労
- 早良労
- 大川労
- 府内筑紫労
- 渡辺月隈労
- 吉の浦労
- 三井福岡職
- 古河福岡職
- 住友九州技術職
- 明治嘉田労

嘉飯地区 33組合

- 三井山野労
- 三菱鯰田労
- 〃〃二坑
- 〃飯塚労
- 住友忠隈労
- 明治労
- 明治天道労
- 〃平山労
- 日鉄二瀬労
- 嘉穂労
- 宮の浦労
- 庄内労
- 伊岐須労
- [illegible]田労
- 三井山野職
- 日鉄二瀬職
- 住友忠隈職
- 麻生職
- 明治職
- 明治平山職
- 新小正労
- 鯰西労
- 古洞一坑労
- 〃二坑労
- 加茂労
- 福円労
- 横興労
- 昭和労
- 上穂波労
- 深田労
- 瑞栄労
- 浦田労
- 新山野労

※明大労

山田地区 10組合

- ※三菱上山田労
- 古河下山田労
- 日炭山田労
- 筑豊鉱業労
- 古河下山田労
- 日吉労
- 上山労
- 木城労
- 上山職
- 日吉職

直鞍地区 14組合

- 三菱鞍手労
- 〃新入六坑労
- 〃〃七坑労
- 古河目尾労
- ※貝島大之浦労
- 井宮神田労
- 黒瀬労
- 土与丸労
- 長田労
- 東の上労
- 武内中山労
- 坂田南山労
- 新目尾労
- 貝島大之浦職

遠賀地区 7組合

- 日炭高松労
- ※大正労
- 九採労
- 大辻労
- 日炭職
- 大正職
- 明治九州技術労

三池地区 2組合

- ※三池労
- 三池職

田川地区 17組合

- ※三井田川労
- 三菱金田労
- 〃方城労
- 古河大峰労
- 〃峰地労
- 明治赤池労
- 〃〃職
- 〃豊州労
- 〃〃職
- 小倉労
- 鳳鶴労
- 豊国労
- 〃職
- 田川職
- 大峰職
- 峰地職
- 特監労

備考　※印は地区責任組合

（ニユーズ一三〇、付）

炭労公認

日本社会党（左）公認

衆議院議員候補

多賀谷真稔（たがやしんねん）

大正九年一月五日生

主な略歴

学　歴　早稲田大学法学部卒（昭一八）

職　歴　日鉄鉱業二瀬鉱業所職員として入社（昭一八）

組合歴　日鉄二瀬職員組合役員

炭労法規対策部長

中央炭労政治部員

政治歴　福岡県議会議員当選（昭二二）

同　再選（昭二六）

衆議院議員当選（昭二七）　（法務委員、労働委員、通産委員）

その他の歴

労働基準審議委員、職業安定委員、鉱害対策委員、労働学校講師

第十五国会に於ける斗争概要

一、昨年炭労電産争議に関し、日本社会党炭労争議対策委員長として政治的分野に於て協力支援す。

一、電気及び石炭事業の争議規制法反対斗争に関して社会党を代表して本会議に於て代表質問を行う。

一、警察法改正、刑事訴訟法改正については法務委員として改悪阻止に努力した。

〔抱負〕

真に日本の独立と平和な建設できるかどうかを決する今回の選挙に於て勤労階級の代表として立候補した私は「平和な国土楽な暮し」の実現に向つて献身の努力を傾注致します

公約

一、自主中立の平和外交政策の推進
二、再軍備反対、平和憲法擁護
三、警察国家復活反対、破防法の广止
四、労働基本権の全面的復活、緊急調整制度の广止、スト規制法の制定反対
五、教育への国家権力の介入排除、義務教育学校教職員法反対
六、中国貿易を含むアジヤ貿易の全面的再開
七、基幹産業の社会化、計画的重点投資
八、月収二万円までの無税
九、中小商工業者に長期融資制度の拡充
一〇、最低賃金法の制定、経営参加の法制化
一一、完全雇傭の実現
一二、老人、未亡人、戦災の年金制度の実施
一三、引揚者、戦争犠牲者への国家保障制度の確立
一四、農民に安い肥料の配給と引合う米価の決定
一五、不急ビルの建築制限と公営住宅建築の促進

ニューズ

131

第一回 福炭労選挙対策委開く

第一回福炭労選挙対策委員会は三月二十七日福炭労事務局に於て開催し、次の事項を審議決定した。大之浦労組より横田副組長外出席した。

一、基本スローガン七項目の確認 ― ニューズ一三〇号の通り ―

二、行動隊の編成

　行動隊は直接福炭労選対につながり、婦人層への啓蒙、小集会（街頭呼びかけ）等により支部活動の活発化を促進する。

三、二区選対構成 ― 山田地区一名、直鞍地区二名、遠賀地区一名、嘉飯地区二名、執行部若干名。

各地区選対（一・三・四区）については責任組合に於て可及的速かに構成する。

各地区責任組合　福粕 ― 勝田・嘉飯 ― 明九労・山田 ― 三菱上山田・直鞍 ― 貝島・遠賀 ― 大正、三池 ― 三池、田川 ― 田川

地区選対は支部の状況を勘案して開催するが、可急的速かに開催すること。

（予定日）福粕－卅一日・嘉飯－卅日・山田卅一日・直鞍－四月一日、田川卅一日、遠賀－卅日、三池－卅日、

四、責任得票数の設置

(イ)、全国参議阿具根氏の得票はほゞ家族票を含めて五〇万が見込まれるが、従来の実績は四五〜五〇％の得票率なので二五万票は確保しなければならない。

福炭労としては一二万票を責任票とする。

五、推薦候補については第七回中央委員会の決定に従い、全国区については阿具根候補公認一本でゆく。

六、外部の喰込みが炭坑社宅内で相当激しく行われているので極力防ぐ。

七、臨時執行部（常駐協力者）の二名補充について

(イ)、明鉱連（平山鉱）和田求治氏決定、他の一名は西鉱連より早急に決定して報告する。

八、推薦はがきの件

全国参議　五万、　県議　一万

参議のはがきについては推薦人名はあけて地方で印刷する。

九、行動隊の編成は地区選対完了後行う。

一〇、業務分担は、阿具根候補には今村（中小対策）部長、多賀谷候補には大門（厚生）部長がつく。

一一、責任者は阿具根氏には三菱の藤野氏、多賀谷氏には貝島高口氏を予定している。

一二、中央委で選挙斗争費を含めた春季斗争費として組合員一人当り七〇円が決定しているが、福炭労としてはその地方還付金二〇円、総額二三〇万円で賄う。予算は次回選対で審議決定する。

一三、地区選対費は地区でもつ。オルグ活動その他福炭労選対の指示に基く行動費は福炭労選対費でもつ。

一四、次回選対は地区選対終了後、可急的速かに招集する。

同志応援のもと北海道にて運動展開中
必勝を期す。よろしくたのむ　あぐね
― 北海道石狩茂尻にて ―
（三月二十九日　受電）

☆大之浦労組

教宣部☆

1953.3.29

ニューズ 132

衆、参議院選挙対策決定

直鞍地区労仂組合协議会

直鞍地协の執行委員会は三月二十九日午前十時より直方市の国鉄クラブで開催、今次衆参両院選挙対策を協議、選挙綱領、基本方針、具体的方針、選対会の構成、推薦候補者の決定、選対予算選挙行動日程などを審議し、強力なる選挙斗争に乗り出し、推薦候補の必勝を期することになつた。

直鞍地协が推薦を決定した衆参議院候補者

参議院全国区　炭労公認　（三井三池労組長　現県会議員）阿具根　登

国鉄　小柳　勇

日教組　豊瀬　禎一

全電通　久保

全逓　永岡

地方区　現参議　吉田　法晴

衆議院　炭労公認　（前衆議院議員）多賀谷　真稔

基本方針

独裁と窮乏から労仂者を守るため、来るべき衆参議院の選挙には、再軍備をひようぼうし、平和憲法をじゆうりんする反動内閣をふんさいし、平和にして自由な社会主義社会の実現を期するため今次選挙の勝利を獲得しなければならない。

それがため今日まで広汎に組織してきた大衆斗争を更に広汎な斗いに発展せしめつつ、これを衆参議院選挙に結集し、全組織を挙げて徹底的に斗い抜かなければならない。

従つてわれわれは選挙綱領の実践に責任と熱情を持続し得る有為なる人材をせんこうし、これを推せんする。

選挙綱領

一、平和憲法を守り、現在諸法規を排除する。

一、再軍備及び予備隊強化に名をかる軍事予算反対

一、中立を守り世界平和のため努力し、国内的には再軍備政府の出現を粉砕し、独裁と窮乏から労仂者を守る。

一、日本の自主性を確立し、ソ連、中国を含む全面講和及び通商の促進。

一、社会保障制度を推進し、労仂者大衆の生活を安定させろ

一、最低賃金制度の確保。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.3.30

ニュース 133

議長団 野田（二） 立川（五） 小松（六）
資格・議運委 黒木（二） 森本（三） 小の（本部）
塚（五） 西村十（六） 土徳（本部）
書記 古平（本五） 西田（五）

日本の政局に大きな転機をもたらすであろう衆参両院選挙をめぐって、今や保守、革新は自己の勢力分野を拡張するため入り乱れてしのぎを削っている。　再軍備か、軍備反対か、平和憲法を守り通せるか、憲法改正を強行されて労働者の心血を搾取されるか、平和と独立を斗いとるか、或は隷属と窮乏の中にしんぎんしなければならないか、正しく今次選挙こそ、日本国民にとっても、労働者にとっても重大な要素を含んでいるのである。

この混沌たる政治勢力のさ中にあって、大之浦労組の臨時総会は三月三〇日午后三時より五坑会館において開催、今次選挙斗争を強力に斗い抜くため、これに伴う予算、公認候補の決定、組合役員改選延期について討議がなされた。

多賀谷候補の選擧責任者 高口組合長に決る

―臨時総会終る―

●中央委員会報告（鈴木書記長）

去る廿二日、廿三日の両日緊急中央委員会が招集された。これは十四日の吉田内閣不信任案可決と同時に吉田首相は国会解散を断行したため、政局は急展、直ちに総選挙となり、炭労として急速に選挙対策を樹立し、今后の日本の歩みを左右する衆・参議院選挙を強力に勝ち抜くため

1・春季斗争資金（選挙斗争費を含む）として組合員一人当七〇円の資金カンパ
2・炭労公認・推せん候補の決定
3・地方本部・支部における役員改選の延期が主要議題として審議され、二日間に亘る第七回中央委員会を終った

以上報告に対し満場一致でこれをかくにん

―ニュース 一二九号―

●スト制限法斗争経過報告（竹下教宣部長）

二月十日の閣議で「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案」なるものを決定、炭労・電産のストを制限する暴挙に出て来た。

吾々は憲法に保障された労働者の基本的権利を政治権力を以ってじゅうりんせんとする政府の企図を粉砕するため、直ちに山元の態勢を確立し、三月十四日まで斗ってきた為国会解散で一切の法案が廃案となり一応の終止符を打った。

しかし、とは云うものゝ問題は今后に残されている。即ち今次選挙の結果如何によっては、又吾々の前に浮び上ってくることを知らねばならぬ。

以上の報告を行い確認された。

●衆・参議院選挙斗争の件

本日の重要議案である衆・参両院の選挙斗争の件については高口組合長より内外諸情勢を説明するとき、今次選挙は正しく日本の運命を決するものである。当大之浦労組としても現在の政治情勢を認識の上、この際階級政党の躍進のため強力に選挙斗争を勝ち抜かねばならぬ

以上の前提にたって次の提案を行った。

1　春季斗争費として中央炭労七〇円・福炭労・遠賀地協予算などを勘案の上、組合員一人当り一〇〇円の資金カンパ（但し、直接組合員から徴集せず、支部手持資金より流用する。）

2・公明選挙予算として十七万円の醵出

3・選挙斗争に伴う役員改選を選挙終了後まで延期、但し代議員のみは直ちに改選する。

以上の提案に対し代議員より

(イ)・選挙は個人の自由をそくばくすべきでない、あくまでも個人の自由意志によってなされるのが正しい。

(ロ)・資金カンパについても自由意志にまかせよ。

(ハ)・役員の改選の件については執行部提案に賛成する。現在の代議員のあり方からいって、代議員のみは心機一転の方で改選すべきである

(ニ)・執行部の提案は理論的に矛盾がある。改選を行う以上、やはり執行部の改選と同時に行うべきが妥当である

これに対し執行部より

(イ) 勿論選挙は個人の自由意志によってなされることは当然であるが、自由とは吾々を守るものを選ぶことによって実現し、少くとも吾々として働くもの、敵を選ぶことが必ずしも自由を守ることゝはいゝ得ない。生活を擁護して強力に斗ってくれる真の代表は誰れであるかを知らねばならぬ。まさか労働者が自由党や改進党を選んで働くものゝ自由があり得ると考えるものはいないと思う。

(ロ) 資金カンパについても自由党や改進党などは金にまかせて自己の勢力分野の拡張を図るが、吾々の真の代表はほとんどが貧乏人である。やはり選挙を強力に勝ち抜くためには資金が必要である。吾々は貧しいながらもある程度の資金をカンパして吾々の生活を守ってくれる代表を国会に送ってやることこそ労働者の基本的権利を守り資本家に対してゆく最も大きな要素となり得る。

労働組合としてはあく迄この主旨を体して一本の形で資金カンパすべきである

以上の執行部提案をめぐって論戦が集中されたが採決の結果絶対多数で執行部提案を確認した。

―以上―

☆大之浦労組 教宣部☆

1953・4・1

● 多賀谷真稔氏の選挙責任者確認の件

（鉄田副組合長）

今次の衆議院選挙に昨年同様吾々の公認候補として多賀谷真稔氏が立候補している。その点について本人及び炭労として高口組合長を是非共選挙責任者としての希望がなされている。組合長としては、組合長の任務を遂行してゆく責任がある以上、個人の判断で決し難い。当然組織の決定に従う以外にない。

以上の点から高口組合長の多賀谷真稔氏選挙責任者の件を提案する。

この件については代議員として、炭労公認候補多賀谷真稔氏を当選させる意味から認めざるを得ない旨の表明がなされ、満場一致かくにんした。

かくして大之浦労組は参院阿具根（全国区）吉田氏（地方区）衆院多賀谷氏が再確認され、今次選挙斗争を強力に斗いとること決意し、午後五時半閉会した。

参院（地方区）候補 吉田法晴氏の畧歴

参議院福岡地方区候補者吉田法晴氏の畧歴は次の如くである。

一、明治四十一年三月宗像郡河東村に於て出生、本年四十五才。
一、宗像中学から福岡高等学校入学、社会科学研究会に加入。
一、昭和二年、九大法文学部に入ったが、昭和四年労農党再建に従事中検挙、退学。
一、昭和九年、同志社大学に入学、働きながら卒業。
一、昭和十一年、日炭高松炭礦就職。
一、昭和二十二年遠賀郡より福岡県議会議員に当選、
一、昭和二十五年森上保氏死去に伴う参議院補欠選挙に当選。
一、参議院人事委員長、同労働委員長歴任。
一、社会党分裂後昭和二十七年一月より左派社会党福岡県連委員長。

＝社会党左派 選挙スローガン

1、再軍備をやめて母と子を守れ
2．中立こそ安全保障
3．中国貿易で不景気を一そう
4．社会党への一票で平和憲法
5．働くものに食える賃金と仕事の保証．
6．商工業者に減税と融資．
7．農民に安い肥料、引合う米価．
8．青年よ銃をとるな、婦人よ夫や子供を戦場に送るな．
9．平和な国土、働くものに明るい政治を．
10．緑の国土を軍靴（基地）で荒すな．
11．地方自治を守れ、地方財政をすくえ、
12．警察国家反対、国民の親める自治警．
13．未亡人、孤児、病人に社会保障．
14．引揚者、戦争犠牲者に国家保障．

ニューズ

134

第一回福炭労企業整備斗争委開く

日炭高松支援決定

企業整備え反対

さきに三菱上新入坑の閉鎖、これに引続いて日炭高松・三井三池では既報のように標準作業量の引上げが目論まれ、中小では福門炭坑・昭和炭坑で早くも賃金の遅払があらわれ企業整備の資本攻勢は各処にあらわれている。

炭労では企業整備に万全の対策を樹立すべく大会決定にもとずき第一回企業整備反対斗争委員会が招集された。

福炭労では四月十一日、東京より滝原局長を迎えて第一回の地方企業整備反対委員会を開催

一、樋田中斗（貝島大之浦）より中央企斗の経過報告

一、執行部より福岡地方の企業整備状況報告

討議に入り

一、福岡地方の企斗の運営を確認

一、日炭高松対策決定

一、三井三池対策は斗争の進展を考慮し次期斗委で決定する。

一、東京企斗指示第三号を確認し早急に各支部の体勢を強化する。

福企斗指示第二号を発した

福炭労企斗指示第二号

高松炭坑斗争支援に関する件

記

一、斗争資金
  (1) 高松支部の要請があれば労働金庫借入金の保証支部となられたい。
  (2) 資金カンパについては斗争の進展を勘案して考慮する。

一、各支部は高松支部に対し
  (1) 積極的な人的応援をされたい。
  (2) 激励電報を発せられたい。

一、各支部は会社に対して抗議電報を発せられたい。

住友唐津無期スト突入

住友唐津労組は三月三〇日より各方二時間の無期限ストに突入した。賃金展開をめぐって会社は操作の修正引上げを強行せんとし、団交は遂に決裂組合は断乎これに対し立ちあがった。

杵島大鶴ハンスト決行

杵島大鶴では直接夫賃金展開について前後十二回の団交も空しく、斗争体勢をかためているが、八日早朝より九名がハンストに入った。会社は採炭及び掘進標準の引上げを強引に主張している。

☆太之浦労組 教宣部☆

953·4·15

ニューズ

135

北海道は固まったが九州が心配!!

阿部委員長、九州に乗込む。

選挙斗爭激励のため東奔西走しつゝある阿部委員長は、北海道地区についてはすでに確信を得たゝめ、四月十二日夜、福炭労本部に到着 十三日から福岡管内を巡回、公認並に推薦候補の応援と炭労研の活動を激励する予定！

「責任票数を集約せよ 追込み作戦確立を急げ」

衆議院選挙も餘す処一週間余々追込作戦に必死の努力をせねばならぬ時となった

従って單なる呼かけ啓蒙から今や票数の確保に重点をおくべき時である

よって各選対機関は速に会議を招集 参加支部が責任の持てる票数を集約し不足を充当する為の作戦に遺憾なきを期さねばならぬ

月余に亘る一切の努力の決算の時期は迫った。

又吾々は衆議院選で盛上った空気をその調子を落すことなく参議院に持込む作戦を確立せねばならぬ。

一切の斗争は行あたりバッタリでなく常に予め周密な準備をめぐらし、周到の用意の上に決行されねば巨しようの衆議院選で湧立っている時各級選対はこれを参院選に持込む作戦を忘れてはならぬ。

☆

教宣部

☆ 1953-4-16

昭和二七年四月より
二八年四月まで

本部発行資料綴

貝島大之浦炭礦労働組合
教宣部

資料

労仂法改悪について学者の見解を質す

一九五三・五・十六　教宣部

総評は五月九日野村（早大）　沼田（学芸大）　松岡（明大）の三教授を招き、労仂法改悪に対する見解をただした。論議は一争議制限一の項に集中せられた。　（総評情報二〇七による）

沼田教授

１、この案は昨秋の労政対策に近い。ゼネ案を別に予定しておき、更に労仂法改悪で賃金ストップのナワをかけようというのが真のねらいだ。

２、形式上は五十日を過ぎればまたストはやれることになっているが、実際上はその間破防法等により介入・干渉して切崩しを行い、それを頑張ってストをやれば調整案を出す。それでもやるとゼネ禁法で「調整案すら呑まない」といって押える。その上破防法の「騒擾」で押える。従って強権仲裁をこの中へ入れなくても十分その効果は発せられる。

３、現行労調法第十八條第五項は中労委が握っており、権力分散が行われていたが、今後は労相決定によって労委が動くことになり、労委は下部機関化する。

４、憲法を打立てた基調とは一八〇度違う。一九二三年のドイツの仲裁制度に関する命令は、協約成立のための助力を与える法律と考えられていたが、その後争議を禁止めるためと変っていった。同様に争議の面倒から争議の抑圧への変化をこの改悪は指向している。

野村教授

１、一部の指導者でなく、大衆的な行動に対するおそれ、これが一連の悪法が出される理由だと思う。この大衆行動を押えるために、警察が踏込んでゆく基盤をつくってゆくのが今度の立法意図だと思う。

２、初めは手やわらかだが、そのうち一番悪い法を使うようになるのが各国の実例である。今度もやがては緊急調整を使はずにいきなり、ゼネ禁法で出てくるようになる可能性がある。かつて我が国の争議調停法の運用はよかったが、その内警察が介入し、サーベルによって調停するようになった。今度も労委を飛び越えて警察が介入する恐れはある。組合が強くないと押されてゆく。戦争中は殆んど争議もなくなった。今度の重点は争議権に対する規制にあり、労仂者の集団的行為の取締りを目的としている。治安法同様に……

松岡教授

今度の改正は行政手続一本によってストをおさえようとしているかに見えるが、これに対して不満を訴えてみても、現行法では事実上救済不可能である。戒厳令、ゼネ禁法、破防法をまつまでもなく、これだけでストは出来なくなる。

労仂大臣が「オレに任せてくれ」というような傾向がハッキリみえている。

△尚五月一日のデモ事件について①それと与論の動向との関連について　②それだから破防法が必要だ、との主張に対して三教授は次のように述べている。

沼田教授

１、あの騒ぎに政府は便乗しすぎている。よろんは決して組合に不利ではないと思う。吉田内閣は労仂政策をもたないという印象が強い。

野村教授

１、完全に憲法通りの自由が行われていたら、あんなことは起らなかったではないか。組合でも徹底的に斗った場合には、同様の形で「騒擾」とされる恐れがある。

２、破防法ができてもあの事件は防止できない。放火が重罪にされていても放火犯はなくならぬと同様に……

うらにつづく……

松岡教授

１、何を「よろん」とするか。若しも新聞のよろんというならば大いに疑問がある。
最近ある新聞の論説委員と労斗ストについて論議したが、その新聞の社説は、同社の法律顧問の意見に基いて書いたそうだ。その意見は日経連系統の人と同じだ。
しかし今日労仂法律界の人々にはそのような意見の人は極く少い。労仂法学者の「よろん」をきいたら、新聞の「よろん」と全く異つたよろんが出るにちがいない。

２、政府はあの騒ぎについて暴力革命云々といつているが「革命」に対して法は無力である。破防法をつくつても地下にもぐつたものに対して効果は仲々及ばない。
結局もぐらぬものが被害を受ける。政府も地下にもぐつて互にやつてくれとい、たい。

野村教授

幾ら正しいことでも、障害のないことはない。この点はつきりしておいてほしい。
引つぱられまいと思うならやらぬはよいし、ひつかゝつてもこの際やらねばあとで困ると思へばやればよい。

松岡教授

今日はストによつて憲法を守るのが最も平穏な手段だ。然らざれば何か事件を起して違憲判決を求めるほかないが、それは不穏当なやり方だ。
裁判所がゆがみ、国会がゆがみ、行政府がゆがみりしてしまつてはどうにもならん。
組合が賃金斗争だけやつてゆけるような政治にしてもらわねばいかん。

労仂関係法審議日程

十四日以後衆議院の労仂関係法案審議日程は次の通りである。

十四日　提案理由説明及公聴会出席者の人選
十五、十六、十七日
　総括質問
十九、二十日
　公聴会
二十一、二十二日
　逐条審議
二十三日
　討論採決
二十四日
　本会議上程

（社会タイムス五月十五日）

敎宣資料

労仂法改正原案並に野党修正案の要旨

一九五二、六、六　大之浦労組敎宣部

労仂法

一、緊急調整

原案

(1)公益事業、準公益事業のストで「放置すれば国民生活に重大な損害を与えると認める」ときは労仂大臣は緊急調整の決定をなしうる。

(2)決定があれば五十日間スト禁止

(3)中労委はあっせん、調停、仲裁裁定、実情調査、勧告をなしうる。

(4)右(2)の違反の行為をなした「個人」に対して五万円以下の罰金をかける。

改進党案

(1)「緊急調整」を削る。

(2)但し現行法第十八条才五号中右欣求の「」内のものは調停請求のあったときから三十日間スト禁止

(3)労仂大臣は(2)の決定をなすには中労委の意見をきかねばならない。

(4)右(2)の違反の「団体」に対しては二十万円以下の罰金。

右社會党案

(1)「緊急調整」を削る

左社會党案

(1)「緊急調整」を削る。

二、公益事業の争議制限

原案

(1)現行第三十七条の三十日の冷却期間を十五日にする。

(2)但し当事者間の自主的交渉不十分のときは労委は調停申請を却下できる。

改進党案

(1)原案(1)に同じ

(2)第十八条各号による労委の調停にかゝり前記一原案(1)の「」中の要件に該当するものは三十日間のスト禁止

(3)その違反団体は二十万円以下の罰金

右社會党案

(1)現行法通り（三十日の冷却期間）

左社會党案

(1)七日間の予告制度のみとする。

公労法

原案

(1)電信電話公社、郵政省、印刷局、造幣局、林野局、アルコール専売事業を公労法扱いとする

(2)調停は公企体調停委で行う。

改進党案

(1)仲裁々定の拘束力を強化する

解　説

これが事実上「スト禁止」に外ならぬことは組合、公聴会、野党の発言通り。ことに個人罰に至ってはもっての外。炭労の場合ならば

五万円×二七万名＝二七億円の罰金となるわけである。

「緊急調整を削る」ことを最初にかゝげながら実質的にはスト禁止。ただ五十日が三十日になったのと罰金が現行十万円が二十万円

総評の態度に同じ

総評の態度に同じ

労委の胸三寸でスト権発動を抑えられ、(1)より悪いことは明白、改進党もこれには反対しているがストの中に三十日間ストップさせるわけだから改悪

総評態度に同じ

公企体に争議権復活させず、五割現業の公労法なみの団交権付与に止まる。

裁定がそのまゝ履行されためしなき実績に徴し当然のこと。

右社會党案

(1) 單純労務者に公労法を適用させよ

(2) 右(1)に同様

左社會党案

(1) 基本的には労働三法適用せしめ争議権を復活し公益事業なみの扱とする。　総評の態度に同じ

(2) 改進党案(1)と同様

労基法

原案

中央基準審議会「答申」と同様

改進党案

(1) 第八十一条の「打切補償」の三年を五年に延長する。　離職対策として強く主張された

右社會党案

(1) 女子時間外、深夜業に関する改正削除　脱法行為をさらにひろく行わしめるきっかけになるとして反対

(2) 技能者養成のための十六才以上の入坑に関する改正反対

(3) 改進党案(1)と同様

左社會党案

右社會党案と同様

（註）

問題点のみ要約して拾った。これ以外に多くの修正点があるが省略

資料 (1)

一九五二・八・十一

教宣部

公職選挙法改正の要点（一九五二・七・三〇 成立）

公職選挙法改正案は二十九日の参議院地方行政委員会で全会一致で修正可決され、国会最終日の三十日衆議院に回附成立の運びとなつた。来るべき衆議院総選挙に対する法制面での準備態勢はこれにより完全に確立されることになる。

改正法の衆議院送附案では〝金のかゝらぬ選挙〟の実現を目標に、選挙運動期間の短縮及び各種選挙運動の制限がはかられていたが、参議院ではこの制限の中には余りにきつすぎるものがあるとして、㈠個人演説会の開催度数につき衆院案四十回を六十回に増やす。㈡選挙に関する報道評論、選挙運動に使用する自動車、船舶、拡声機、選挙運動のための街頭演説等に対する制限を緩和するなどある程度の緩和措置が講じられた。問題の知事、高級官吏の立候補制限については之れを断行するかどうか最後まで論議がつゞけられたが、結局今回は一応見送り、継続調査の形で今後さらに研究を進めることになつた。

参議院の修正後の改正法案の要点は次の通りである。

一、選挙運動の期間＝次のように短縮する（括弧内は現行）
1、衆議院＝最大限二五日（三〇日）、最小限一五日（一〇日）
2、参議院＝最大限三〇日（現行と同じ）、最小限二〇日（全国区現行と同じ地方区一〇日）
3、知事及び都道府県教育委員＝最大限二五日（三〇日）最小限一五日（一〇日）
4、都道府県議員、五大市の長、議員、教育委員＝最大限二〇日（現行と同じ）最小限一〇日（現行と同じ）
5、市（五大市を除く）の長、議員、教育委員＝最大限一五日（二〇日）最小限一〇日（現行と同じ）
6、町村の長、議員、教育委員＝最大限一〇日（二〇日）最小限五日（一〇日）

一、供託金及び公営分担金＝公営分担金制度を廃止し、供託金を引上げる。

一、投票＝決選投票制度を廃止するとともに法定得票数（現行八分の三）を引下げ（四分の一）これに達するもののないときは再選挙を行う。

一、選挙事務所＝衆院議員、参院地方選出議員及び都道府県知事の選挙における選挙事務所は候補者一人につき原則として一ケ所（現行二ケ所）とする

一、未成年者の選挙運動の禁止＝何人も年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができないものとする。たゞし選挙運動のための労務に使用する場合はこの限りでない。

一、戸別訪問＝候補者といえども全面的に禁止し、選挙期日後のあいさつ行為としての戸別訪問も全面的に禁止する。

一、署名運動の禁止＝何人も選挙に関し、自分で投票を得たり、他人に投票を得させたり得させなかつたりする目的をもつて選挙人に対し署名運動することができないものとする。

一、自動車、拡声機及び船舶の使用＝①衆、参（地）都道府県、五大市の選挙＝㋑自動車または船舶何れか一台または一隻（現行自動車一台及び船舶一隻）、㋺拡声機二揃（現行通り）
②参（全）の選挙＝自動車または船舶、通じて三台又は三隻（現行自動車）三台及び船舶二隻）
③市（五大市を除く）の選挙＝自動車一台または船舶一隻及び拡声機一揃
④町村の選挙＝自動車、船舶禁止、拡声機一揃

一、無料葉書＝枚数を衆院議員、参院地方選出議員及び都道府県知事の選挙にあつては一万枚（現行三万枚）に減少、参議院全国選出議員については現行通り（五万枚）とする。

一、文書図画の掲示＝選挙運動用ポスターの掲示は衆院議員の選挙についてのみ全面的に禁示し、参院地方区と知事は二千枚に制限する。

一、新聞紙、雑誌の報道評論の制限＝選挙運動の期間中、選挙に関する報道及び評論の自由を有する新聞紙または雑誌は左に掲げるものとする

(1)、左の条件を備える新聞紙または雑誌

① 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上号を逐つて定期に有償頒布するもの

ウラニツヾク

②、第三種郵便物の認可のあるもの

③、当該選挙の選挙期日の公示または公告の日前六ヶ月以来上記の条件に該当し、引続き発行するものであること。

(ロ) 前号に該当する新聞紙または雑誌を発行する者が発行する新聞紙または雑誌で同号①及②の条件を具備するもの（例えば「サンデー毎日」）

新聞紙及び雑誌が選挙に関し人気投票を行うことを禁止する

一、政見、経歴放送＝政見放送については日本放送協会のほか民間放送をも利用し得る途を開き、政見放送は録音によりそのまゝ放送せねばならない。

一、公営立会演説会＝（一）開催主体を次のように改定する。①市においては概ね四万（現行五万）を一単位として行う。②町村においては人口概ね四千以上（現行五千以上）の町村で都道府県の選管委の指定するものはこれを行う。（二）代理者の演説回数の制限（現行三分の一）を撤廃する。

一、任意制公営立会演説会制度＝都道府県及び五大市の議員の選挙の場合にも拡張する。（現行、市町村長の場合に限る）

一、個人の演説会＝衆院議員及び参院地方選出議員の選挙については開催回数を六十回とする。

一、演説会の禁止＝衆院議員及び参院地方選出議員についてはこの法律に定める立会演説会及び個人演説会を除くほか、選挙運動のためにする演説会は一切禁止する。

一、街頭演説の制限＝選挙運動のための街頭演説は一定の証明書及び標旗を所持し、演説者がその場所に駐ってする場合でなければ行うことができない。

一、連呼行為の制限＝連呼行為は街頭演説所の標旗を掲げて選挙運動用自動車、若しくは船舶の上でまたは自動車以外の車の上でする場合でなければ行うことができない。また夜間の禁止時間を午後九時（現行十時）からとする。

一、法定選挙運動費用＝衆議院選挙の特例として基準額を現行の二倍とする。（全国平均四十八万円となる）

一、選挙運動期間中の政党其の他の政治活動＝衆院選挙の特例として政談演説会及び街頭演説の開催ポスターの掲示並びに自動車の使用による宣伝について制限を加える。また全国を通じ候補者が二十四名以下の政治団体については同期間中これらの政治活動を禁ずる。

一、当選争訟における潜在無効投票の処理＝開票区ごとに各候補者の得票数に按分して差引く。

一、選挙犯罪の取扱い＝当選無効の原因となる選挙犯罪に関する刑事々件については原則として他の事件に優先して裁判し、事件を受理した日から百日以内に判決するよう努めねばならない旨の規定を設ける。

以上

註　今後「資料」は別途ナンバー（番号）を追ってゆきます
本選挙法改正の資料を初号と致します

教宣資料（二）

一九五二・八・二十五　教宣部

〝吾々の低賃金を規定づけるもの〟

炭労十月以降賃金斗争はかくして斗われる

（その一）

※今次賃金斗争の基本的理念

今次の炭労十月以降賃金斗争は、敗戦後七年間という永い間低賃金政策で痛打ちされ、苦しい生活の中で喘ぎ〱迫つてきた道を精算すべき重大な斗争である事を先ず認識しなければならない。いわゆる炭労が揚げる「賃金綱領」に基いて、マーケット・バスケット（買物籠）方式を採用し、労働者の賃金はかくあらねばならないという生活実態を基礎として打ち出されたものであり、大きくは吾々労働者が、總資本との対決を迫まつたものである。

終戦後の吾々の賃金は、インフレの激化と、高騰する物価によつて、何等価値のないものであつた即ち、インフレは物価を無制限に釣上げている半面は賃金は無制限に切下げられていつたのである。吾々はこれが打破をめざして、年々さい〱果敢な賃金斗争を繰返し〱してきたが、賃金値上げに成功した〝トタン〟に、賃金はインフレと物価騰貴によつて切下げられるというあわれさで、吾々の生活向上は何等望めず、いたずらに敵資本家の政治政策に便乗した無慈悲な低賃金政策に甘んじていたのである。かくして敗戦後の吾々の賃金は植民地的な低賃金として全世界の非難の的となつていた戦前の賃金の三分の一乃至四分の一にまで切り下げられてしまつたのである。

このようにして戦後の日本独占資本家達は「経済復興」に名をかつて吾々の賃金を低賃金で押さえると共に、敗戦の損担と犠牲をなによりも、吾々労働者階級に転嫁させ、あまつさえ、昭和二十三年の「経済九原則」、二十四年の「ドッジ・ライン」によつて賃金は釘付けにされた。その半面、生産は労働者を犠牲にした労働強化によつて高められたのである。

かようにして、すでに戦後五年にして賃金水準のみを戦前の五%程度に止められたまゝ、吾々は日々労働を強いられたのである。

かくして資本家は労働者の低賃金と労働の強化によつて、その生産、生産性、蓄積を戦前水準にまで回復せしめた。

かゝる資本家の実態からして、吾々の賃金だけが戦前の三分の一乃至四分の一で我慢しなければならないという理由はない筈である。

ましてや、朝鮮動乱後、軍拡経済という「特需」或いは「新特需」によつて、資本家はたちまちにして、日本の産業を軍事下請化するとともに、より一層賃金を圧迫しつゝ、極度の労働強化をもつて飛躍的な生産拡大を強行、その結果として、今や生産は戦前の一三〇%を超え、企業利潤は三倍〜五倍にはねあがり、過去数ケ年分に相当する蓄積がわずか一年で実現されているにも拘らず、賃金水準はわずかに戦前の五〇%〜六〇%程度に抑えられているという事態から考えれば、彼等が戦前と同様な賃金が吾々に支払れてよいという根拠もない。むしろあらゆる企業が戦前同様の賃金を支払うことが出来るようにすることは全く可能な筈である。

しかしながら、このようなかたちの蓄積はむしろ平和産業、中小企業、農業の崩壊を一層拡大し、それによつてまた全体の賃金水準を一層圧迫せずにはおかない。

さらに、こうした政策の結果として、軍需部門をも含む恐慌の危機が、世界的規模で広がるに至つている。

しかも、この危機に直面した独占資本はより一層の再軍備と軍事下請拡大にその血路を求め、それゆえに、また、より一層の低賃金体制をその支柱として欲求している。

（その 三）

吾々は勿論このような低賃金体制を、もはやこれ以上放置することは出来ない。又資本家のほしいまゝな利潤の蓄積を許容することも出来ない。かゝる資本家の野望と低賃金体制を打ち破ることこそ、労働者階級当面の根本的な斗争であり、それなくして再軍備の阻止も、平和経済もありえないことを確信して起ち上らなければならないところにきている。

※ しからば今までの賃金斗争の過程はどうか、

一九四八年のなかば以降、いわゆる民同派が労働運動の主導権を握つてからの賃金斗争はベース、アップ斗争として特徴ずけることができる。

ベース、アップ斗争は要求の形態としては平均賃金の増額であり、斗争の形態としては中央集約斗争であつた。この斗争が労働者階級の実質賃金の向上にかなりの成果をもたらしたことは否定できないが、しかし要求額の貫徹という点ではわづかに三分の一乃至は四分の一の妥協的解決に終つたことが少くなかつたばかりでなく、標準作業量の引上げ等の労働条件の悪化を導いたのである。即ちベース、アップ斗争による賃金の増額は、労働条件の低下とひきかえに行われたといつてよい。しかもベース、アップの基準には多くの場合ＣＰＳ、ＣＰＩが用いられたが、これらの政府統計が朝鮮動乱以後の物価騰貴を反映しないようになつてからはベース、アップ斗争の限界が顕著になつたのである。

このようなベース、アップ斗争の停滞の原因にはいろ／＼あるが、

第一に、中央集約斗争が幹部依存に転化して大衆のエネルギーの発揮がさまたげられたこと、

第二に、ドッヂ・プラン以後企業間の収益条件のアンバランスがはげしくなり、統一斗争がつきつめた段階になると各企業毎の賃金斗争に分解してしまう傾向が強くなつたこと、

第三に、朝鮮動乱以後各企業が景気対策としていつでも解雇できる臨時工を低賃金で盛況に採用したことが、賃金水準上昇の死鍵になった

等をあげることができる。

※ では、吾々の低賃金を規定している理由はどこにあるか、

第一に、最近における世界の政治経済状態の変化である。最近における世界政治経済状勢の変化は世界的な景気後退と軍拡矛盾の激化として特徴づけられる。国際的な独占資本は戦後恐慌の深化を、軍拡によつてがむしゃらに切り抜けようとしているが、軍拡は一方では吾々大衆の消費生活を犠牲にせざるをえないのである。その故に軍需以外の市場はますます狭隘化する。そのために、一方で平和産業部門の崩壊が進行し、他方で人為的な軍拡景気の中で恐慌はますます深まつてきている。

これに規定されて

第二として、失業、労働強化、産業合理化が進行していることである。即ち労働人口中における失業人口の相対的増大は就業人口の賃金切り下げの条件となる。失業人口の貧失、就業人口の賃金切り下げは労働者階級の全体としての絶対的、相対的窮乏化にほかならない。事実、資本主義各国における賃金水準は戦前に比し明かに低下している。また、合理化による労働強化が賃金の実質的低下を招くものであることも明らかである。

以上は、資本主義各国の賃金をいづれも規定している条件であるが、

日本の賃金の場合は

第三に、日本経済構造の従属的再編成という条件がつけ加えられている。現在日本資本主義は、国際資本に従属しながら、半軍事的に再編成されている。このことは日本の賃金を直接的に規定している。

そのため、日本の産業別賃金構造は、戦前の消費水準の五〇％乃至八〇％という低水準で再び戦前型乃至戦時型に再編成されつゝある。即ち全般的な低水準の中で、軍需産業部門の賃金は相対的に高く、平和産業部門の賃金は相対的に低いといつた具合に。日本の現在の賃金水準を、戦前の消費水準の五〇％〜八〇％という低水準に抑えているのは、生産拡大の阻止条件が強く現われてきているためである。生産拡大の阻止条件としては、国際的な阻止条件、例えば、原料輸入の割高、中共貿易の禁止などがあり、国内的な基盤条件として、日本経済の不均衡的発展ということがある。日本経済の不均衡的発展ということはどういうことかというと、

（その 三）

現在日本の生産水準は戦前を上廻つているといわれているが、その中味は軍需生産部門は二倍に達しているが、平和産業部門は戦前水準よりはるかに低い。そういうことをいつているわけである。この生産拡大の国際的な阻止條件、平和産業の回復の停滞が戦後の低賃金水準を規定しているのである。

※ ところで総評の「賃金綱領」は、吾々労仂者を低賃金でしばつている諸点に根本的な〝メス〟を入れているのである。

第一に、現在の低賃金を体制としてとらえ、その構造をばくろし、第二に、賃金の本質が労仂者の生活資料であり、賃金に対する労仂者の根本的態度が健康にして文化的な生活の実現に至るまでの休みなき引上げ斗争に統一さるべきことを明らかにし、第三にその斗いにおける当面の獲得目標――最低賃金八千円、及び戦前賃金水準（二万五千円）の回復――を明示し、そのための斗争方向として、CP・CPS方式、ベース賃金方式の放棄、最低賃金要求による突きあげと、全物量による生活要求との大衆斗争化を提起したのである。

今日、生産水準が、すでに戦前の一三〇％を超えており、更に、貿易制限を前提とした輸出入価格、運賃等での巨大な外国收奪を負わされながらも、なお、戦前平常時の数ケ年分にも相当する收益と蓄積が進行しつゝあることが明らかである以上、一般的にいつて、日本における賃金を戦前水準まで回復せしめることはもはや明白である。

また、いかなる年少労仂者にも、婦人労仂にも最低八千円以上の最低賃金を保障することも、今日の経済力においては、十分可能である。

このように総評の「賃金綱領」は、吾々に低賃金を打破し得る一つの目標を明示しているのである。

※ しからば「賃金綱領」を基礎として起ち上つた吾々としては、

先ず、賃金斗争に必ず勝利をうること、戦前水準の回復が必ず可能であること、そして職場を土台とする大衆斗争のみがそれを可能にしうること・

それも、企業の枠内斗争におちいることなく、総資本と対決するという大きな力と信念をもつて斗うことが必要である。

かくして、総資本の低賃金政策と対決するこの賃金斗争は当然、再軍備と軍事下請にも鋭く対決し、従つてそれは、日本の政治的、経済的軍事支配を強め、再軍備と低賃金を要求している外国の拘束政策とも対決せざるを得ないのである

こゝに、今次賃金斗争が単純なる枠内斗争ではなく、大きく今後の日本の政策にも鋭いメスを打ちこむ、大斗争である事を、銘記しなければならない。

※ 以上の基本的立場に則つとつて要求された炭労の賃金斗争も、必然的に過去の低賃金政策を打破し労仂者としてかくあらねばならぬ認識の上に立つて作られたものである。